

石綿疾患の処理経過簿の開示請求とその結果について 時効「救済」ではなく、時効「撤廃」を! 被害多発企業の疫学調査を!

片岡明彦

中皮腫・じん肺・アスベストセンター運営委員

「情報開示」ありき

2005年6月29日からはじまつたいわゆる「クボタショック」。クボタは、かつて尼崎市・旧神崎工場で石綿水道管などを製造していた。近隣に居住した女性2名、男性1名が中皮腫で療養中(この時点ではかに2名死亡)、クボタがこの3名に見舞金を支払うこと、旧神崎工場労働者に石綿被害が多数発生していることを毎日新聞夕刊が特報した。

当時の詳細は、「アスベストショック クボタショックから2年」(アットワークス社)などにゆづるが、「ショック」とまで形容された出来事の発端は、クボタが、「自社の被害状況の詳細を開示したこと」にあった。

石綿被害の重大さにようやく気づいたマスコミは、政府と企業に情報を求め殺到した。もはや隠しきれないとみた企業側の被害情報公表が相次ぐ一方、政府側一経済産業省、国土交通省は、所管する業界に被害を報告するように指示し、内容的

には不十分ながら、またたく間に被害情報が集まってきた。

この騒ぎの中、石綿被害情報を最も把握しているのは労災・安全衛生行政を所管する厚生労働省であって、厚労省こそ情報公開するべきであるとの圧力が高まつた。かくして、クボタショック後わずか1か月後の2005年7月末には、2004年度までの中皮腫・肺がんの労災認定事業場に関する情報を、事業場の実名を含めて厚生労働省が公表するまでになつた。

しかし、その後マスコミ圧力の低下につれ企業の情報公開度は低下、それに歩調を合わせるように厚生労働省は、労災認定事業場名の公表を拒むようになった。その間、2005年度、2006年度の労災保険による肺がんと中皮腫の認定件数及び時効になった事案を救済するための石綿新法の認定件数の合計は3,000件を優に超えた。2004年度以前の認定件数の約4倍に当たる件数である。本誌でも何度も指摘したように、それでもなお補償・救済から漏れた事案が補償・救済された事案よりは

るに多い。とりかえしのつかない過ちが行われたこと、「もし、クボタショックがなかったら」、このところを私たちは決して忘れてはならない。

「どこでどういう被害が生じているか」を社会に明らかにすることの重要性は、クボタショック後2年たつとも変わらない。クボタショックの大切な教訓である。この貴重な教訓の実体としての膨大な数であろう労災認定事業場の公表継続を、私たちは政府・厚労省に交渉機会のあるごとに、本当に、真剣に申し入れたが、体よくあしらわれ、無視され、むなしく時間が過ぎた。なぜそんなことができるのか、そのたびに怒りにふるえた。

厚労省は、年度ごとに、都道府県別の労災補償状況をまとめホームページ上に掲載しているが、情報価値は非常に低い。そこで筆者は、いたずらに手をこまねいているよりも何かできないかと考えて、情報公開法にもとづく開示請求をしてみた。

その結果、石綿による肺がん、中皮腫などの石綿関連疾患のすべての請求事案の部分開示リストを入手、労基署別に業種別・疾病別・性別で決定件数が把握できることになった。

データを整理・分析すると、次のようなことがわかった。

- 1) 労災保険法と石綿新法(労災時効救済)において、2年間で約3,500件が業務上と認定され、その4割が建設関連だった。
- 2) 非建設関連の業種においては、少なくとも約720の事業場で労災認定事案が発生し、このうち厚労省がクボタショック直後の2005年7月と8月に公表した「2004年度以前に労災認定のあった415事業場」以外に、新たに労災認定のあった事業場が、少なくとも約520あった。
- 3) 2005年開示事業場の中には、2年間で労災認定件数を大幅に積み増したケースが、造船業などで目立つとともに、これまで認定事案がなかった、あるいはほとんどなかった事業場や業種で相当数の認定事案がみられた。

毎日新聞が2007年12月3日の朝刊1面トップで今回の開示結果を取り上げるとともに、全労基署の

業種別認定内訳を掲載するなどして、労災認定事業場名の公表を強く主張した。

翌4日の参議院厚生労働委員会では足立信也議員(民主党)がこの記事をとりあげて質問、舛添要一厚生労働大臣は、「来年春までに労災認定事業場名を公表する」と明言し、懸案であった労災認定事業場名未公表問題が、ようやく前進することになった。(ただ一方で、被害を出した企業が石綿被害と補償に関する情報公開を率先して行うべきところ、現状はごく一部を除き、どうしようもない状況が続いていること、根本的な反省と改善が求められていることを指摘しておきたい。)

今後、石綿問題における一層の情報公開、石綿被害救済制度の改善、石綿新法の見直しに取り組んでいかなければならない。

とりわけ、石綿新法では3年間の期限付きで労災時効事案の救済が認められたが、これを恒久的な措置とするために、石綿被害への時効適用を撤廃する労災保険法等の改正を、石綿新法見直しまでに行わせることが緊急に課題である。石綿新法制定前に「時効撤廃法案」が民主党から提出されたが、いわゆる「郵政解散」のあおりで廃案となつた。これを復活させなければならない。石綿新法施行後に時効を迎えた事案が発生しているが、今は救済の道が閉ざされている。

大量の請求・認定情報、中皮腫登録制度開始の見通しなど、石綿被害の補償・救済対策はやっと情報に基づいた将来を見据えたものを策定できる条件が整ってきた。石綿公害についてもより正確に把握し評価できる状況ができつつある今、あらためて、石綿新法の抜本的見直しとともに、アスペクト対策基本法に基づく内閣府を中心とする総合対策を確立するべきだろう。

「各々の所管官庁に問題を任せておけばよい」では絶対にいけない、このことを端的に示したのが、今回の労災認定事業場未公表問題の顛末である。

クボタショック後の石綿健康管理手帳交付数の激増、交付要件緩和に伴うさらなる増加によって、厚労省には労災部局だけではなく、安全衛生部局にも石綿ばく露のあった企業・事業場情報が集まっ

総特集/石綿被害と情報公開

てきており、労災認定事業場の公表と合わせて、これらの事業場情報も公表されるべきものである点にも注目しておかなければならない。また、厚労省だけではなく、環境省も同じ問題を抱えている。中皮腫死亡数の市町村別データのみならず、石綿新法による市町村別認定情報は、未だに自治体に連絡されず、公表もされてはいない。

いまこそ情報公開を徹底し、英知を集めて総合的な石綿対策、対策推進体制を確立しなければ、またしても将来に禍根を残すことになる。

注意しておきたいことは、認定件数や手帳交付数の多い事業場は、それだけばく露や被害も大きいことを示しているといえる反面、退職者対策などを通じて掘り起しが進んでいる面もあるということである。前向きな対策はこれを評価し、大企業に止まらずその関連・下請企業、建設業など中小零細企業に働く人たちを含めた石綿対策を社会全体に広めていくためにも、「情報公開」は必要不可欠である。

まちがいなく石綿被害は今後何十年と続き、すでに韓国・釜山へのニチアスの公害輸出が問題化しているように、アジアをはじめとする地域的拡散が確実視されている。日本のアスペスト対策がどうなるのかということが、アジアの石綿被害を今後どれだけ小さくできるのかということと関連していることを私たちは忘れてはいけない。

なお、本稿の末尾に、今回の処理経過簿をめぐる経過を踏まえて、情報公開の徹底と被害企業の疫学調査実施、自治体への被害情報通知義務化について述べた。日本の石綿被害の実態と全容解明は、国際的にも重要な課題であることをあらためて強調しておきたい。

処理経過簿による管理

まず、今回の開示情報の源である「処理経過簿」について述べる。

労災請求事案を「処理経過簿」によって管理している例はめずらしいことではなく、脳・心臓疾患等についても同様なやり方をとっているようである。

全国安全センターが入手した厚労省の通達類

には、石綿関連疾患に関して該当のものがなかつたため、

「平成17年度以降の、石綿による業務上疾病（肺がん、中皮腫、石綿肺、瀰漫性胸膜肥厚、良性石綿胸水）の請求・業務上外認定事案、補償状況等について、調査、報告の作成、上局への提出等を厚生労働省から各労働局や各労基署の担当職宛に指示した文書、書式等の一式（通達、事務連絡、メモのすべて）。（労災保険法と石綿救済法によるもの）」として、厚生労働省に対して、7月10日付で開示請求したところ、「処理経過簿」に関する次の3つの事務連絡が開示された（ちなみに、重要な行政連絡が「通達」ではなく、より下位の「事務連絡」以下のレベルで行われ、行政文書として容易に公になってこないという問題は以前からあり、全国安全センターの厚労省交渉でも問題にしてきた。）

- ① 「石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿の作成について」2005年9月7日
- ② 「特別遺族給付金に係る請求・認定状況の把握について」2006年5月19日
- ③ 「石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿（労災保険法分）について」2006年8月7日

①によって、石綿による肺がん、中皮腫について、2005年度以降の労災保険における決定事案すべてが登録されることになり、②で時効救済の石綿新法でのすべての請求事案が登録されるようになり、③で②に合わせるかたちで①の処理経過簿の様式が一部改変されて現在に至っている。

①から③の変更は、1件1行で登録されること、疾患コードに「3:その他」が加わるなど、記載コードが若干変更になっていることである。1件1行としたのは、データの整理分析上は当然の改訂だろう。エクセルや他のデータベースソフトを使ってデータを操作するためには不可欠だったと思われる。

こうして、「処理経過簿」が存在することがわかった。

つまり、労災認定事業場名の公表という観点では、処理経過簿関連事務連絡、それに基づいて

作成された処理経過簿がひとつの焦点ということである。また、処理経過簿の作成更新とともに、決定事案については、「調査復命書写」を局に保管せよ、との指示がなされており、石綿関連疾患の補償状況を系統的に把握し、分析できるようにしてある、ということは重要なポイントである。

処理経過簿は、現在、「労働基準行政情報システム」内の電子掲示板に登載されており、本省一局の縦方向の参照、更新が可能だが、局間の参照はできないものとみられる。つまり、処理経過簿の横の共有は図られていないようである。さらに、各事案の調査復命書に記載されているような、ばく露、認定に関する情報についてシステム上どのように共有が図られているのかもわからない。おそらく有機的な活用はされていない。

なお、処理経過簿をもとに労災認定事業場に関する集計リストが作成されているかどうかについては、確認できていない(ある局に、そうしたリストについての開示請求をしたが、「文書不存在」という回答だった)。

以下、3つの事務連絡の全文を示す。

事務連絡
平成17年9月7日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による肺がん及び中皮腫の 処理経過簿の作成について

現在、石綿による健康障害について国民の不安が高まっている状況から、労災補償行政においては、今後、石綿による肺がん及び中皮腫に係る労災請求事案(以下「石綿労災事案」という。)の請求及び認定の状況について、国会等からの照会に迅速・的確に対応する必要があります。

このため、当分の間、各局及び本省において、常時、最新の石綿労災事案の請求及び認定の状況を把握できるよう、下記により平成17年4月1日以降

に請求のあったすべての事案について、石綿労災事案の処理経過簿(以下「処理経過簿」という。)を作成することとしましたので対応をお願いします。

なお、処理経過簿の項目については、「職業がん個人調査票」と内容が重複する部分が多いことから、「職業がん個人調査票」の平成18年度以降の作成・報告方法については、別途検討の上、通知します。

記

1 処理経過簿の作成方法

別添様式を電子ファイルとして労働基準行政情報システムにより各労災補償課長あて送付するので、局においてこれに各項目の内容を記入して作成し、さらにこれを労働基準行政情報システムの本省掲示板に掲示するものとする。

2 処理経過簿の初期作成

処理経過簿の初期作成は平成17年9月16日までに行うこと。その際、平成17年4月1日以降に請求がなされたものに加え、平成17年3月31日時点において、請求がなされているが決定がなされていない事案及び平成17年度において決定がなされた事案についても登記すること。

3 処理経過簿の更新

処理経過簿は、石綿労災事案について当該事案に係る最初の受付がなされた時点で登記し、記載事由が発生する都度更新すること。

4 調査復命書写の局での保管

石綿労災事案については、本省において個々の事案の内容の詳細を把握する必要が生じることも予想されることから、当分の間、決定がなされた場合には、調査復命書の写を所轄署から提出させ、局において整理・保管しておくこと。

なお、決定を行った事案について処理経過簿を更新するに当たっては、調査復命書の内容を十分確認すること。

5 記載に当たっての留意事項

- (1) 「疾病名」欄については、次のコードに従い記載すること
肺がん:1 中皮腫:2
- (2) 「業種」については、労災保険率表の事業の種類を記載すること。

総特集/石綿被害と情報公開

石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿

No.	局名	署名	労働者氏名 生年月日 性別	発症年月日 疾病名 発症年齢	事業場名 労働保険番号 種類	死亡年月日	処理経過簿(年月日)			医学的所見等 その他の場合の理由	作業従事期間 年ヶ月	備考
							請求年月日	給付の種類	決定年月日			
								療養(補償)給付				
								休業(補償)給付				
								遺族(被保)給付				

(3) 「請求年月日」欄及び「決定年月日」欄は、それぞれの給付の種類毎に最初に請求がなされたものについて記載すること。

(4) 「(業務)上・外」欄については、次のコードに従い記載すること。

業務上:1 業務外:2

(5) 「業務外の理由」欄については、次のコードに従い記載すること。

労働者非該当:1 認定基準非該当:2
時効・その他:3

(6) 「医学的所見等」欄については、次のコードに従い記載すること。

石綿肺所見有り:1
胸膜プラーク所見有り:2
石綿小体・石綿纖維有り:3
医学的所見等無し:0

(7) 「作業従事期間」欄については、原処分庁で認定した被災労働者が従事した全ての石綿ばく露作業の合計期間を記載すること。

(8) 調査の結果、所轄が異なるため回送した場合には、「備考」欄に自署が回送元である旨と、回送年月日、回送先の局署名を記載すること。また、回送を受けた側は当該石綿労災事案の処理経過簿を登記の上、各項目の内容を記入するとともに、「備考」欄に自署が回送先である旨と、回送を受けた年月日、回送元の局署名を記載すること。

(9) 「備考」欄には、上記(8)以外に以下の例を参考に特記すべき事項を記載すること。

- 例 1. 他の事業におけるばく露歴を○○年から有する。
- 2. 初当じん肺で療養していたが、○○年から中皮腫で療養。

(10) 記載に際しては、各監督署ごとに請求年月日

順に掲示すること。
(別添書式は図を参照)

事務連絡
平成18年5月19日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

特別遺族給付金に係る請求・認定状況の把握について

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定され、同法に基づく特別遺族給付金に係る請求書の受付が本年3月20日から開始されたところである。については、当該給付金に係る請求及び認定状況を把握する必要があるため、当分の間、下記により、「特別遺族給付金に係る処理経過簿」(以下「処理経過簿」という。)を作成することとしたので、遗漏なきよう取り扱われたい。

記

1 処理経過簿の入力について

労働基準行政情報システムにおいて処理経過簿様式(別添)を各局労災補償課長あて送信するので、下記(1)及び(2)により、各項目を入力した上で、労働基準行政情報システムの本省掲示版に掲示されたい。

- (1) 当月中に特別遺族給付金に係る請求書の受付、他の労働基準監督署(以下「署」という。)への請求書の回送、他の署から回送された請求書の受付、支給・不支給決定を行ったものについて、各局労災補償課において、管内の各署の

状況を取りまとめた上で、翌月15日までに入力し、掲示するものとする。

なお、自局管内の署間における回送処理についても上記と同様に入力する。

また、平成18年3月から4月において、請求書の受付、回送処理、支給・不支給決定を行ったものについては、平成18年5月31日までに入力し、掲示するものとする。

- (2) 報告の対象となる期間内(毎月1日～毎月末)において、支給・不支給決定が行われていないものについては、「局名」、「署名」、「労働者等氏名」、「生年月日」、「性別」、「請求種別」、「請求年月日」欄までを入力すること。その後、当該事案について支給・不支給決定を行った時点で、決定日の属する月分の報告において残りの欄を入力すること。

2 入力に当たっての留意事項

- (1) 「局名」欄については、局コード(2桁の番号)を入力すること。
- (2) 「署名」欄については、各署の名称を入力すること。
- (3) 「労働者等氏名」欄については、姓と名の間に一文字分スペースを空けること。
- (4) 「生年月日」、「請求年月日」、「死亡年月日」、「決定等年月日」、「ばく露開始年月」、「ばく露終了年月」欄については、和暦を使用すること。また、元号は大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」とすること(例昭和13年4月20日→S13.4.20)。

なお、取下げ又は回送済み事案についても、当該年月日を「決定等年月日」欄に入力すること。

- (5) 「性別」、「請求種別」、「疾病名」、「医学的所見等」、「決定等の区分」、「ばく露作業の種類」及び業務外の場合の「理由」欄については、処理経過簿の各項目欄に記載されている所定のコードを参照し、番号のみを入力すること。

なお、業務外の場合の「理由」欄へのコード入力に当たっては、以下も参考にされたい。

- ・「労働者非該当」：労働者としての雇用の実関係が確認されなかったものをいう。
- ・「ばく露作業歴なし」：認定基準に定める石綿ばく露作業への従事が確認されなかったも

のをいう。

- ・「ばく露作業歴の不足」：石綿ばく露作業に従事していたことが確認されたものの、認定基準において疾病ごとに定める石綿ばく露作業従事期間の要件を満たさなかつたものをいう。
- ・「医学的所見なし」：診療録、エックス線写真、病理組織検査記録などの医学的資料により、石綿肺、胸膜プラーク、石綿小体、石綿纖維が確認されなかつたものをいう。
- ・「医学的資料なし」：診療録、エックス線写真、病理組織検査記録などの医学的資料が残されていないものをいう。
- ・「対象疾病以外」：特別遺族給付金の対象となる疾病ではないものをいう。
- ・「その他」：戸籍謄本・抄本や死亡届書記載事項証明書等、省令で定める書類がないものなどが該当する。

- (6) 「請求年月日」欄については、他の署から回送されてきた請求書である場合、回送された請求書を自署において受け付けた年月日ではなく、請求人から請求書の受付手続きを行った年月日を入力すること。

- (7) 「業種番号」、「ばく露作業の種類」、「ばく露開始年月」及び「ばく露終了年月」欄については、業務上として決定した事案についてのみ入力すること。

また、「業種番号」欄については、業務上としての支給決定事務において使用した労災保険適用事業細目表の「事業の種類の番号」(2桁の番号)を入力すること。

「ばく露開始年月」は当該労働者の職歴上、初めて石綿ばく露作業に従事した年月をいうのであって、必ずしも最終ばく露事業場において初めて石綿ばく露作業に従事した年月と同じではないことに注意すること。

- (8) 「備考」欄については、以下の要領にて入力すること。
- ・業務外の場合の「理由」が「7その他」に該当する場合、その理由を入力すること。
 - ・調査の結果、所轄が異なるために請求書を回送した場合、回送年月日、回送先の局署名を

総特集/石綿被害と情報公開

特別 遺族 給付金に係る処理経過簿

(別添)

項目	局名	署名	労働者等氏名	生年月日	性別	請求種別	請求年月日	疾患名	死亡年月日	医学的所見等	決定等の区分	決定等年月日	最終事業場名	業務上の場合		業務外の場合		備考
														業種番号	ばく露作業の種類	ばく露開始年月	ばく露終了年月	
記入例	職員コード登録する 登録中央	(記入例) (記入例) 厚生省 次郎	(記入例) S13.4.20	1 男 2 女	1 年金 2 一時金	(記入例) H18.3.27	1 石綿がん 2 中皮腫 3 石綿肺 4 石綿癌 5 びんごん症候群 6 その他の疾患 6 びんごん症候群以外 (複数回答可)	1 石綿肺 2 石綿がん 3 石綿小体有り 4 石綿癌 5 びんごん症候群 6 その他の疾患 6 びんごん症候群以外 (複数回答可)	1 業務上 2 事業外 3 取下 4 田舎詰め	(記入例) H18.4.20	(記入例) H18.6.20	○○工業△△工場 ○○建設(株)等	(記入例) 55	ヨメノイ内 ニシテテ シテ、入する (記入例) 55X.4	(記入例) 545.6	1 容器を封止し 2 ばく露ではない 3 その他のもの 4 他の原因による 5 その他の原因による 6 その他の疾患 6 びんごん症候群以外 (複数回答可)	1 容器を封止し 2 ばく露ではない 3 その他のもの 4 他の原因による 5 その他の原因による 6 その他の疾患 6 びんごん症候群以外 (複数回答可)	参考の用意がある場合の 場合はや回送元の場合は に記入する
1																		
2																		
3																		

入力すること(例「H18.4.20○○局○○署に回送済み」)。また、回送された請求書を受け付けた署は、処理経過簿の各項目に当該請求の内容を入力するとともに、回送された請求書を受け付けた年月日、回送元の局署名を入力すること(例「H18.4.25○○局○○署から回送受付」)。

- ・上記以外に特記すべき事項があれば入力すること。

(別添書式は図を参照)

事務連絡
平成18年8月7日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長補佐

石綿による肺がん及び中皮腫の 処理経過簿(労災保険法分)について

標記処理経過簿については、平成17年9月7日付け補償課職業病認定対策室長名での事務連絡により、各局において作成され、更新が行われているところですが、今後の円滑な集計作業を目的として、別添様式に変更することといたします。

つきましては、本年7月末までの各局管内における、労災保険法に係る石綿による肺がん及び中皮腫の請求書の受付、他の労働基準監督署(以下「署」という。)への請求書の回送、他の署から回送された請求書の受付及び支給・不支給決定・取下げの状況について取りまとめた上で、従来から使用し

ている様式に入力し、8月15日(火)までに労働基準行政情報システムの都道府県掲示板に掲載するようお願いいたします。

右期日までに各局により掲載された処理経過簿について、本省において別添様式にデータを移替える作業を行い、順次、移替えた後の様式(電子ファイル)を労働基準行政情報システム上の電子メールにより各局労災補償課長あて送付しますので、以後は送付を受けた様式を更新するようお願いいたします。

7月末までの分を入力後、本省より移替えた後の様式の送付を受けるまでは、各局における更新作業は一時停止してください。

なお、変更点は、従来から使用している様式の入力項目を一行に並べたことになり、入力項目及び入力に当たっての留意事項については追加・変更が無いことを申し添えます。

記載に当たっての留意事項

- 「疾病名」欄については、次のコードに従い記載すること
肺がん:1 中皮腫:2 その他:3
- 「業種」については、労災保険率表の事業の種類を記載すること。
- 「請求年月日」欄及び「決定年月日」欄は、それぞれの給付の種類毎に最初に請求がなされたものについて記載すること。
数字と数字の間にスペースを入れたり、「・」を使用したりせず、エクセルにおける日付として入力すること。
- 「(業務)上・外」欄については、次のコードに従い記載すること。
業務上:1 業務外:2 取下:3 回送済み:4

労災保険法:石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿

No.	氏名	労働者氏名	生年月日	性別	疾患名	発症年月日	発症年月数	本業場名	労働保険番号	業種	職種	死亡年月日	健査請求年月日	通査請求年月日	健査決定日	通査決定日	業務上外	被扶養人	本業の被扶養者	医学的所見	作業状況	ばく露開始年月日	ばく露終了年月日	調査
1	吉澤道 利根中央	厚生 光信	1955/4/1	男	1	2001/3/1	49	(株)○○建設	01101-000 ○○○-○○○	建設業	大工	2006/4/1	2006/5/1	2006/6/1	2006/7/1	2006/7/1	1	2	2	20年5ヶ月	\$433	H76	2003.6.1 厚生省 監査会公認登録	
2																								
3																								
4																								

(5) 「業務外の理由」欄については、次のコードに従い記載すること。

労働者非該当:1 認定基準非該当:2

時効・その他:3

(6) 「医学的所見等」欄については、次のコードに従い記載すること。

石綿肺所見有り:1

胸膜ブラーク所見有り:2

石綿小体・石綿纖維有り:3

医学的所見等無し:4

(7) 「作業従事期間」欄については、原処分庁で認定した被災労働者が従事した全ての石綿ばく露作業の合計期間を記載すること。

(8) 調査の結果、所轄が異なるため回送した場合には、「備考」欄に、回送年月日、回送先の局署名を記載すること。

また、回送を受けた側は当該石綿労災事案の処理経過簿を登記の上、各項目の内容を記入するとともに、「備考」欄に、回送を受けた年月日、回送元の局署名を記載すること。

(9) 「備考」欄には、上記(8)以外に以下の例を参考に特記すべき事項を記載すること。

例 1. 他の事業におけるばく露歴を○○年から有する。

2. 当初じん肺で療養していたが、○○年から中皮腫で療養。

(別添書式は図を参照)

を入手した。経過の概略は次のとおりである。

厚生労働省は2005年度以降の補償状況について、ホームページ上に発表している。

2005年度:

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/05/h0530-1.html>

2006年度:

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/05/h0525-2.html>

ただ、年度間で内容が統一されていなかったり、不支給件数についての情報が示されていない部分が多いなど情報価値は低い。

そこでもっと詳しい認定状況を知るために、全国47都道府県労働局に対して、労基署別の労災補償状況について開示請求を行った。47通の開示請求を出すことにしたのは、厚労省の担当部署である職業病認定対策室に対して労基署別の数字を問い合わせても、「まとめていない」と言われることが、これまでのいろいろなやりとりの結果、あらかじめわかっていたからである。

手始めに労災認定期数が突出して多い兵庫局と大阪局に対し、2007年4月27日付で開示請求を行った。開示請求書の「請求する行政文書の名称等」には、

「○○労働局管内の過去の石綿による業務上疾病(肺がん、中皮腫、石綿肺、瀰漫性胸膜肥厚、良性石綿胸水)の労基署別、年度別、疾病別の請求件数、支給件数、不支給件数がわかる資料(労災保険法と石綿救済法によるもの)」と記載した。

両局から同一日付(5月24日付)で開示決定通知書が届き、ほとんど同じ内容だが表の形式が違う開示文書を入手した。開示文書は

1) 労災保険法について、2005年度、2006年度の、労基署別、疾患別請求件数、支給件数、不支給件数一覧表。

2) 石綿新法について、平成18年度末締めの労

労基署別決定状況

一連の開示請求によって、

- 2005年度、2006年度の労基署別、疾病別の補償・認定状況
- 2005年度、2006年度の決定事案(業務上外等)について「処理経過簿」(一部開示)
- 処理経過簿の作成、運用に関する事務連絡

総特集/石綿被害と情報公開

基署別、疾患別請求件数、支給件数、不支給件数一覧表(ただし、兵庫局の請求件数は署合計件数、大阪局はすべて疾患別でない件数。)

の2種類だった。

2局の開示内容から、全国各局で同様のまとめ資料を作成していることが予測されたので、6月上旬に残り45局に同内容で開示請求を行い、順次開示された。ただし、2006年度だけで、2005年度分はなし、という局が少なからずあった

ちなみに、当センターでは情報公開法施行を契機に労災認定情報の情報公開に取り組む中で、石綿による肺がんと中皮腫の労基署別の請求、支給、不支給件数について、1999年度から2003年度まで（2003年度は請求件数はなし）厚生労働省から情報提供されていたが、2004年度以降は提供されなくなっていた。

認定事案の一覧表

労基署別、年度別(2005年度、2006年度)、疾病別の労災補償状況の開示結果でわかったことは、「2005年度から年度ごと、各局ごとに補償状況の統一的な内容でのまとめが行われるようになっていた」ことである。クボタショック後の請求件数の増大などに対応して、一定の一貫した事案管理が行われるようになったことを推測させた。

そこで、6月7日付で、兵庫、大阪局に対して、「過去の石綿による業務上疾病（肺がん、中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水）の認定事案について、当該事案についての労災保険適用事業場名、所轄労基署、認定疾病名等の一覧表ないしこれらがわかるような調査個票等の資料のすべて（労災保険法と石綿救済法によるもの）。局、管内労基署の保有するもの」との内容で、開示請求を行った。

6月下旬には、残り45局に対しても同じ請求を行った。

先行して請求していた兵庫、大阪局から「開示

No	番名	学年	学年	生年月日	性別	病名	新規登録	既存登録	革革様名	外勤健診番号	新規	既往	死亡名月日	健診年月日	革革年月日	健診年月日	健費決定日	革革決定期	革革上作	革革の理由	美的的所見	作業改善期間	ばく露開始月日	ばく露終了月日	備考
1	27 大阪中央				男	2				0501									1						
2	27 大阪中央				男	2				0501									1						
3	27 大阪中央				男	2				0501									1						
4	27 大阪中央				男	1				1401									1						
5	27 大阪中央				男	2				0501									1						
6	27 大阪中央				男	2				0501									1						
7	27 大阪中央				女	2				0416									1						
8	27 大阪中央				男	2				0501									1						
9	27 大阪中央				男	2				0501									1						
10	27 大阪中央				男	2				7101									1						
11	27 大阪中央				男	2				0501									1						
12	27 大阪中央				男	2				0505									1						
13	27 大阪中央				女	2				4208									1						
14	27 大阪中央				男	2				0501									1						
15	27 大阪中央				男	2				0501									1						
16	27 大阪中央				男	2				0501									1						
17	27 大阪中央				男	2				鉛錆ぎ工事									1						
18	27 大阪中央				男	2				鉛錆工事業									1						
19	27 大阪中央				男	1				電線剥削補修作業									1						
20	27 大阪中央				男	2				4208									1						
21	27 大阪中央				男	1				0501									1						
22	27 大阪中央				男	1				建設									1						
23	27 大阪中央				男	2				3204									1						
24	27 大阪中央				男	1				5411									1						
25	27 大阪中央				男	2				0501									1						
26	27 大阪中央				男	2				鉛錆業									1						
27	27 大阪中央				男	2				鉛錆業									1						
28	27 大阪中央				男	2				小売業									1						
29	27 大阪中央				男	1				3201									1						
30	27 大阪中央				男	2				9405									1						
31	27 大阪中央				男	2				0501									1						
32	27 大阪中央				男	1				3205									1						
33	27 大阪中央				男	1				3500									1						
34	27 大阪中央				男	1				3500									1						
35	27 大阪中央				男	2				3501									1						
36	27 大阪中央				男	2				3801									1						
37	27 大阪中央				男	1				3801									1						
38	27 大阪中央				男	2				7101									1						
39	27 大阪中央				男	2				建設業									1						
40	27 大阪中央				男	1				9401									1						
41	27 大阪中央				男	2				ボイラー製造、販賣									1						
42	27 大阪中央				女	2				9407									1						

「決定期限の延期通知」が7月6日付で届いた後、7月下旬から8月上旬にかけて全47局の開示決定通知書が順次到着した。

開示されたのはいずれも、「処理経過簿」から労災保険法と石綿新法の「認定事案」（業務上事案）を抜粋して、一部をマスキング（黒塗り=不開示）したもので、労災保険法については、2005年度分と2006年度分、石綿新法については、法施行の2006年3月27日から2006年度末までの分。局によっては年度によって分けて開示したところもあった。

2004年度分までの肺がん、中皮腫については労災認定事業場名が公表されているので（公表されていない部分が少なからず存在している。安全センター情報2007年12月号参照）、このとき開示された認定事案の処理経過簿は、2005年度以降の「開示されていない分について労災認定事業場名を記載したすべての認定事案のリスト」ということになる。これを整理し、ばく露状況などを付け加えれば、2005年夏の労災認定事業場公表と同じことになる。

とが容易に可能ということがこの時点で判明した。

（別掲は開示資料の例（認定事案のみ）。前頁は労災保険法、本頁は石綿新法。）

処理経過簿の存在と追加請求

過去の認定事案についての開示決定通知書の「1 開示する行政文書の名称」の記載は、47局が同一ではなかったが、複数の局が「労災保険法：石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿」「特別遺族給付金に係る処理経過簿」と記載していた。ここで「処理経過簿」という名称を知ることになった。前述した事案管理が、「処理経過簿」によって行われていることがほぼ明確になったわけである。

ところで、開示文書（開示資料例参照）をみると、「業務上外」についてコードが記載されるようになっており、実は処理経過簿は「すべての請求事案」についてのリストであって、筆者の開示請求が「認定事案」の開示を求めたものになっていたた

特 別 遺 族 給 付 金 に 係 る 処 理 経 過 簿

（別添）

項目	局名	署名	労働者等氏名	生年月日	性別	請求種別	請求年月日	疾病名	死亡年月日	医学的所見等	決定等の区分	決定等年月日	最終事業場名	業務上の場合			業務外の場合			備考
														業種番号	ばく露作業の種類	ばく露開始年月	ばく露終了年月	理由		
記入例 記入例 記入例	関西労働局 大阪中央 大阪中央	(記入例) 札幌中央 (記入例) 厚生太郎	(記入例) 513.4.20	1 男 2 女	1 全般 2 一時休食	(記入例) H18.3.27	1 肺がん 2 中皮腫 3 石綿肺 4 良性石綿肺(木 の根)による肺 死症 6 対象疾患以外	(記入例) H18.4.20	1 既往歴 2 現在の病状 3 既往の病状 4 石綿被曝歴 5 医学的情報なし 6 対象疾患なし (複数回答可)	1 重複上 2 重複中 3 教育 4 回送済み	(記入例) H18.3.20	○○工業ふみ工場 ○○建設(株)等	コメント内の コードを参照 1 既往歴 2 現在の病状 3 既往の病状 4 石綿被曝歴 5 医学的情報なし 6 対象疾患なし (複数回答可)	(記入例) 33	(記入例) 33.4	(記入例) S43.4	1 労働者が該当 2 ばく露作業な い 3 ばく露作業者の 不足 4 既往の病状なし 5 医学的情報なし 6 対象疾患以外 7 その他	業務外の理由が「その他の の場合は回送事案の場合 などに記入する」 などに記入する		
1 27 大阪中央				1				2			1			94						
2 27 大阪中央				1				1			1			35						
3 27 大阪中央				1				2			1			35						
4 27 大阪中央				1				2			1			35						
5 27 大阪中央				1				2			1			35						
6 27 大阪中央				1				2			1			35						
7 27 大阪中央				1				2			1			35						
8 27 大阪中央				1				2			1			38						
9 27 大阪中央				1				3			1			49					H19.1.30大阪局天 満署から回送受付	
10 27 大阪南				1				2			1			49					H18.4.13大阪局大 阪中央署から回送 受付	
11 27 大阪南				1				2			1			49						
12 27 大阪南				1				2			1			58						
13 27 大阪南				2				2			1			49						
14 27 大阪南				1				2			1			59						

め、「すべての請求事案」からわざわざ認定事案だけを抜粋した資料が開示されたことがわかった。

そのため、業務外決定等を含め処理経過簿の全コピー(2005年度、2006年度決定分)を追加開示請求し、その開示文書が8月下旬から9月にかけて到着した。³

この間に、前述した処理経過簿関連事務連絡3本が8月下旬に到着しており、この時点で、ようやく全体像が把握できるようになった。

多い不開示部分

開示された処理経過簿のフォーマットは、労災保険法分は前述した事務連絡③、石綿新法は事務連絡②の様式によっている。

開示された項目は次のとおりで、他の項目は不開示とされた。

不開示理由は、「情報公開法第5条第1号の特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」にあるというものである。

【労災保険法：石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿】

局名(ただし、コード番号)

労基署名

性別(コード番号)

疾病名(コード番号)

業種(4桁または2桁コード、事業の種類等)

業務上外(コード番号)

備考(ただし、所轄署の変更、疾患名などの一部開示)

【石綿新法：特別遺族給付金に係る処理経過簿】

局名(コード番号)

労基署名

性別(コード番号)

疾病名(コード番号)

決定等の区分(コード番号)

業種番号(2桁コード)

備考(ただし、所轄署の変更などの一部開示)

「労働者氏名」が個人識別情報にあたるというのはそのとおりだが、「職種」(労災保険法)が開示されないのは理解できない。「事業場名」、「ばく露作業の種類」(石綿新法)を明らかにすることが、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」とも言えないだろう。

いずれにせよ、個人を識別できないやり方で整理して、労災認定事業場に関する有意義な情報の公表をすることは十分可能と思われる。

なお、「ばく露作業の種類」(非開示項目:石綿新法の処理経過簿)に記入されるコードは、ある局への問い合わせによって、認定基準上の「石綿ばく露作業」の番号と記号のことであることがわかり、それは次のとおりである。

- (1) 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- (2) 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
- (3) 次のアからオまでに掲げる石綿製品の製造工程における作業
 - ア 石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品
 - イ 石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
 - ウ ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット(パッキング)等に用いられる耐熱性石綿製品
 - エ 自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - オ 電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品(電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。)又は電解隔膜、タイル、プラスチック等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- (4) 石綿の吹付け作業
- (5) 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業

- (6) 石綿製品の切断等の加工作業
- (7) 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- (8) 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- (9) 石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）等）等の取扱い作業
- (10) 上記(1)から(9)までに掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業
- (11) 上記(1)から(10)の作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける作業

業務上外等決定事案の全リスト

ここであらためて述べると、いわゆる「処理経過簿」は二つある。

ひとつは、労災保険にかかる「石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿」（以下、労災経過簿）。肺がん、中皮腫及び石綿肺（管理4）などその他の疾患の通常の労災請求事案を登載するもの。

もうひとつは、いわゆる石綿新法による労災時効救済の部分である「特別遺族給付金に係る処理経過簿」（以下、新法経過簿）。

両経過簿とも、請求時に登載された新規1件1行のリストで、業務上、業務外、取り下げ、他署への回

送という転帰が記録される。したがって、回送事案を除けば、全請求事案のリストということになる。

今回入手したのは、2005年度、2006年度中に処分決定された全事案のリストで、業務上事案だけではなく、全ての業務外事案を含む。

労災認定事業場名など多くの項目は非開示とされたが、開示項目による一定の分析が可能となった。

4,511件の業務上外処分の概括

業務上外の処分事案を概括したものを表1、表2に示す。

厚生労働省ホームページの2005、2006年度労災補償・新法認定状況と今回の開示結果の集計数を比較すると、新法については変わりないが、労災保険法分については、わずかに食い違う局があった。

この数字の食い違いについて各局に問い合わせたところ、開示結果に間違いがあったものと厚生労働省ホームページの方に間違いのあったものの両方のケースがあった。ただ、全体からいえば無視できるものだったので、ここでは触れないことにする。本稿の記述は、「処理経過簿」の数字に基づく。

表1から、中皮腫に比較して肺がんの認定率の低さが目立つ。とくに、新法の肺がんは業務外が業務上を上回っている。中皮腫についても、思いのほ

表1 「処理経過簿」制度別、疾患別の概括

制度	疾病	業務上	疾病	業務外	業務上+業務外	認定率(上/(上+外))
労災保険法	肺がん	1,015	肺がん	330	1,345	75.5%
	中皮腫	1,509	中皮腫	186	1,695	89.0%
	その他	72	その他	54	126	57.1%
	小計	2,596	小計	570	3,166	82.0%
石綿新法	肺がん	272	肺がん	293	565	48.1%
	中皮腫	569	中皮腫	63	633	90.0%
	石綿肺	41	石綿肺、その他、対象疾患外	107	147	27.7%
	小計	882	小計	463	1,345	65.6%
合計		3,478	合計	1,033	4,511	77.1%

総特集/石綿被害と情報公開

表2 「処理経過簿」認定事案の性別、疾患別の概括

事業の種類	認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他※
全業種(建設除く)	2,047	1,934	113	764	1,201	82
	100%	94.5%	5.5%	37.3%	58.7%	4.0%
建設業のみ	1,418	1,397	21	515	872	31
	100%	98.5%	1.5%	36.3%	61.5%	2.2%
業種不明	13	13	0	8	5	0
総計	3,478	3,344	134	1,287	2,078	113
	100%	96.1%	3.9%	37.0%	59.7%	3.2%

※「その他」は石綿肺など

か業務外が多い。

肺がんでは、石綿関連所見の有無が重視され過ぎるなど認定基準が救済の壁となっていたり、石綿ばく露歴把握調査が尽くされず、安易に「ばく露歴なし」などとして、業務外決定している実態をうかがわせている。

これまで男女別の数字は示されたことがなかったが、今回、初めてわかった。表2のように、圧倒的に男性が多いが、女性が、2年間で100名以上認定されていた。

処理経過簿の業務上外事案を都道府県別、疾患別に整理して、件数、認定率、肺がん：中皮腫比を算出したものが表3(労災経過簿)、表4(新法経過簿)、表5(労災経過簿+新法経過簿)である。

業務上件数/(業務上件数+業務外件数)でみた2年間分の認定率が、都道府県でかなりばらつきがある。石綿による肺がんは中皮腫の約2倍といわれるが、肺がん：中皮腫比もばらつきが大きい。

認定実績のばらつきについては、認定基準の合理性の検討と合わせて検証することが必要と考えられる。

建設関連で爆発的被害へ

業種別集計は、表6(肺がん)、表7(中皮腫)、表8(肺がん+中皮腫)のようになる。

業種に応じてつけられている2桁と4桁のコードは、最終石綿曝露事業場の労災保険料を算定する際に適用されているその事業場についての「業

種の種類の番号」(2桁)、「業種の種類の細目」(4桁)である。これらは、「労災保険率表」(労働保険料徴収法施行規則別表第一http://osaka-rodo.go.jp/hoken/seido/rituhyo.php)、「労災保険率適用事業細目表」(表9)に掲載されている。

「事業細目表は、労災保険率表に掲げられた事業の種類の内容及び範囲を規定したものであり、いわば、労災保険における産業分類ともいべきものである」(労災保険適用事業細目の解説 平成19年版)。

業種については、労災経過簿では「業種」欄、新法経過簿では「業種番号」欄に記載することになっていて、基本的に、事業の種類やそれに対応する事業の種類の番号が記入される。

局によって、事業の種類の細目やそれに対応する4桁コードを記入しているところがあった。本来は、そのように4桁コードを記入する方が意味のある、適切な記入方法である。

肺がんと中皮腫について、労災と新法の全体の認定件数で見ると(表8)、建設関連で1,387件(41.2%)を占め、以下、「59 船舶製造又は修理業」444件(13.2%)、「49 その他の窯業又は土石製品製造業」258件(7.7%)、「58 輸送用機械器具製造業」193件(5.7%)、「94 その他の各種事業」175件(5.2%)、「56 機械器具製造業」144件(4.3%)、「47 化学工業」115件(3.4%)と続く。建設関連で被害が爆発的に拡大している様相を呈している。

今回の処理経過簿の認定件数と2005年の事

表3 【労災保険法 处理経過簿】都道府県別 疾患別 業務上外件数、認定率(上/(上+外))、肺がん:中皮腫比
(2005、2006年度新規決定)

	a)肺がん			認定率 %	b)中皮腫			認定率 %	肺がん+中皮腫			認定率 %	肺がん:中皮腫比			c)その他		合計 a)+b)+c)	
	上	外	計		上	外	計		上	外	計		上	外	計	上	外	上	外
北海道	43	14	57	75.4	65	7	72	90.3	108	21	129	83.7	0.66	2.00	0.79	1	0	109	21
青森	2	1	3	66.7	5	1	6	83.3	7	2	9	77.8	0.40	1.00	0.50	0	0	7	2
岩手	1	0	1	100.0	1	0	1	100.0	2	0	2	100.0	1.00		1.00	0	0	2	0
宮城	9	6	15	60.0	14	0	14	100.0	23	6	29	79.3	0.64		1.07	1	4	24	10
秋田	2	4	6	33.3	3	0	3	100.0	5	4	9	55.6	0.67		2.00	0	0	5	4
山形	4	2	6	66.7	3	2	5	60.0	7	4	11	63.6	1.33	1.00	1.20	0	0	7	4
福島	2	3	5	40.0	17	1	18	94.4	19	4	23	82.6	0.12	3.00	0.28	1	2	20	6
茨城	8	7	15	53.3	11	4	15	73.3	19	11	30	63.3	0.73	1.75	1.00	0	0	19	11
栃木	4	0	4	100.0	6	0	6	100.0	10	0	10	100.0	0.67		0.67	1	0	11	0
群馬	1	2	3	33.3	8	3	11	72.7	9	5	14	64.3	0.13	0.67	0.27	0	2	9	7
埼玉	18	7	25	72.0	36	0	36	100.0	54	7	61	88.5	0.50		0.69	2	2	56	9
千葉	20	4	24	83.3	27	3	30	90.0	47	7	54	87.0	0.74	1.33	0.80	1	6	48	13
東京	160	18	178	89.9	153	15	168	91.1	313	33	346	90.5	1.05	1.20	1.06	2	5	315	38
神奈川	109	18	127	85.8	115	10	125	92.0	224	28	252	88.9	0.95	1.80	1.02	0	0	224	28
新潟	26	9	35	74.3	34	1	35	97.1	60	10	70	85.7	0.76	9.00	1.00	15	3	75	13
富山	3	1	4	75.0	16	1	17	94.1	19	2	21	90.5	0.19	1.00	0.24	0	0	19	2
石川	2	1	3	66.7	7	0	7	100.0	9	1	10	90.0	0.29		0.43	3	0	12	1
福井	4	5	9	44.4	6	1	7	85.7	10	6	16	62.5	0.67	5.00	1.29	0	0	10	6
山梨	0	0	0		1	0	1	100.0	1	0	1	100.0			0.00	0	0	1	0
長野	11	0	11	100.0	16	5	21	76.2	27	5	32	84.4	0.69		0.52	0	0	27	5
岐阜	15	7	22	68.2	17	1	18	94.4	32	8	40	80.0	0.88	7.00	1.22	1	0	33	8
静岡	22	6	28	78.6	39	6	45	86.7	61	12	73	83.6	0.56	1.00	0.62	1	6	62	18
愛知	23	18	41	56.1	75	3	78	96.2	98	21	119	82.4	0.31	6.00	0.53	7	3	105	24
三重	6	3	9	66.7	9	3	12	75.0	15	6	21	71.4	0.67	1.00	0.75	0	1	15	7
滋賀	8	1	9	88.9	15	0	15	100.0	23	1	24	95.8	0.53		0.60	0	0	23	1
京都	7	14	21	33.3	15	7	22	68.2	22	21	43	51.2	0.47	2.00	0.95	1	1	23	22
大阪	123	33	156	78.8	218	38	256	85.2	341	71	412	82.8	0.56	0.87	0.61	0	0	341	71
兵庫	98	43	141	69.5	183	22	205	89.3	281	65	346	81.2	0.54	1.95	0.69	14	9	295	74
奈良	19	5	24	79.2	15	2	17	88.2	34	7	41	82.9	1.27	2.50	1.41	0	0	34	7
和歌山	13	0	13	100.0	7	0	7	100.0	20	0	20	100.0	1.86		1.86	0	0	20	0
鳥取	1	1	2	50.0	4	0	4	100.0	5	1	6	83.3	0.25		0.50	0	1	5	2
島根	3	2	5	60.0	3	3	6	50.0	6	5	11	54.5	1.00	0.67	0.83	0	1	6	6
岡山	59	15	74	79.7	30	5	35	85.7	89	20	109	81.7	1.97	3.00	2.11	0	0	89	20
広島	47	25	72	65.3	81	12	93	87.1	128	37	165	77.6	0.58	2.08	0.77	0	0	128	37
山口	25	4	29	86.2	35	1	36	97.2	60	5	65	92.3	0.71	4.00	0.81	4	1	64	6
徳島	1	3	4	25.0	9	0	9	100.0	10	3	13	76.9	0.11		0.44	0	0	10	3
香川	10	0	10	100.0	28	1	29	96.6	38	1	39	97.4	0.36		0.34	6	1	44	2
愛媛	15	5	20	75.0	21	3	24	87.5	36	8	44	81.8	0.71	1.67	0.83	0	0	36	8
高知	1	3	4	25.0	6	2	8	75.0	7	5	12	58.3	0.17	1.50	0.50	0	0	7	5
福岡	23	19	42	54.8	67	18	85	78.8	90	37	127	70.9	0.34	1.06	0.49	0	0	90	37
佐賀	6	3	9	66.7	8	0	8	100.0	14	3	17	82.4	0.75		1.13	4	2	18	5
長崎	36	7	43	83.7	49	3	52	94.2	85	10	95	89.5	0.73	2.33	0.83	0	0	85	10
熊本	5	2	7	71.4	4	0	4	100.0	9	2	11	81.8	1.25		1.75	4	3	13	5
大分	5	2	7	71.4	7	0	7	100.0	12	2	14	85.7	0.71		1.00	0	0	12	2
宮崎	2	3	5	40.0	6	0	6	100.0	8	3	11	72.7	0.33		0.83	0	0	8	3
鹿児島	4	1	5	80.0	11	0	11	100.0	15	1	16	93.8	0.36		0.45	0	0	15	1
沖縄	9	3	12	75.0	3	2	5	60.0	12	5	17	70.6	3.00	1.50	2.40	3	1	15	6
合計	1,015	330	1,345	75.5	1,509	186	1,695	89.0	2,524	516	3,040	83.0	0.67	1.77	0.79	72	54	2,596	570

総特集/石綿被害と情報公開

表4 【石綿新法 処理経過簿】都道府県別 疾患別 業務上外件数、認定率(上/(上+外))、肺がん:中皮腫比
(2006年3月27日法施行～2007年度末)

	a)肺がん			認定率			b)中皮腫			認定率			肺がん+中皮腫			認定率			肺がん:中皮腫比			c)その他			合計a)+b)+c)		
	上	外	計	%	上	外	計	%	上	外	計	%	上	外	計	%	上	外	計	上	外	上	外	上	外		
北海道	5	19	24	20.8	32	1	33	97.0	37	20	57	64.9	0.16	19.00	0.73	0	2	37	22								
青森	1	0	1	100.0	3	0	3	100.0	4	0	4	100.0	0.33		0.33	0	0	4	0								
岩手	1	1	2	50.0	0	0	0		1	1	2	50.0					0	0	1	1							
宮城	5	2	7	71.4	4	1	5	80.0	9	3	12	75.0	1.25	2.00	1.40	0	0	9	3								
秋田	0	0	0		1	0	1	100.0	1	0	1	100.0					0	0	1	0							
山形	2	1	3	66.7	3	0	3	100.0	5	1	6	83.3	0.67		1.00	0	0	5	1								
福島	0	5	5	0.0	8	2	10	80.0	8	7	15	53.3		2.50	0.50	0	1	8	8								
茨城	3	3	6	50.0	4	0	4	100.0	7	3	10	70.0	0.75		1.50	0	0	7	3								
栃木	2	1	3	66.7	1	2	3	33.3	3	3	6	50.0	2.00	0.50	1.00	0	0	3	3								
群馬	1	0	1	100.0	1	1	2	50.0	2	1	3	66.7	1.00		0.50	1	1	3	2								
埼玉	6	4	10	60.0	14	1	15	93.3	20	5	25	80.0	0.43	4.00	0.67	3	0	23	5								
千葉	5	7	12	41.7	9	3	12	75.0	14	10	24	58.3	0.56	2.33	1.00	0	1	14	11								
東京	18	13	31	58.1	47	6	53	88.7	65	19	84	77.4	0.38	2.17	0.58	7	4	72	23								
神奈川	28	17	45	62.2	48	8	56	85.7	76	25	101	75.2	0.58	2.13	0.80	6	6	82	31								
新潟	8	2	10	80.0	10	0	10	100.0	18	2	20	90.0	0.80		1.00	2	3	20	5								
富山	3	1	4	75.0	10	3	13	76.9	13	4	17	76.5	0.30	0.33	0.31	2	0	15	4								
石川	0	0	0		2	0	2	100.0	2	0	2	100.0				0	0	2	0								
福井	0	1	1	0.0	2	0	2	100.0	2	1	3	66.7			0.50	0	0	2	1								
山梨	0	1	1	0.0	0	0	0		0	1	1	0.0				0	0	0	0	1							
長野	5	6	11	45.5	5	0	5	100.0	10	6	16	62.5	1.00		2.20	1	5	11	11								
岐阜	3	5	8	37.5	4	1	5	80.0	7	6	13	53.8	0.75	5.00	1.60	0	4	7	10								
静岡	1	7	8	12.5	19	0	19	100.0	20	7	27	74.1	0.05		0.42	1	4	21	11								
愛知	12	10	22	54.5	32	3	35	91.4	44	13	57	77.2	0.38	3.33	0.63	0	4	44	17								
三重	1	2	3	33.3	3	0	3	100.0	4	2	6	66.7	0.33		1.00	0	0	4	2								
滋賀	1	4	5	20.0	4	0	4	100.0	5	4	9	55.6	0.25		1.25	0	0	5	4								
京都	0	5	5	0.0	11	2	13	84.6	11	7	18	61.1	0.00	2.50	0.38	0	0	11	7								
大阪	29	35	64	45.3	70	18	88	79.5	99	53	152	65.1	0.41	1.94	0.73	7	17	106	70								
兵庫	36	28	64	56.3	82	1	83	98.8	118	29	147	80.3	0.44	28.00	0.77	2	18	120	47								
奈良	4	1	5	80.0	11	0	11	100.0	15	1	16	93.8	0.36		0.45	2	4	17	5								
和歌山	1	1	2	50.0	4	0	4	100.0	5	1	6	83.3	0.25		0.50	0	0	5	1								
鳥取	0	1	1	0.0	1	0	1	100.0	1	1	2	50.0			1.00	0	2	1	3								
島根	3	3	6	50.0	2	0	2	100.0	5	3	8	62.5	1.50		3.00	0	0	5	3								
岡山	5	13	18	27.8	17	0	17	100.0	22	13	35	62.9	0.29		1.06	1	4	23	17								
広島	18	16	34	52.9	38	0	38	100.0	56	16	72	77.8	0.47		0.89	0	0	56	16								
山口	2	8	10	20.0	19	1	20	95.0	21	9	30	70.0	0.11	8.00	0.50	1	3	22	12								
徳島	2		2	100.0	2	0	2	100.0	4	0	4	100.0	1.00		1.00	0	0	4	0								
香川	17	11	28	60.7	4	1	5	80.0	21	12	33	63.6	4.25	11.00	5.60	1	1	22	13								
愛媛	3	4	7	42.9	2	2	4	50.0	5	6	11	45.5	1.50	2.00	1.75	0	1	5	7								
高知	1	5	6	16.7	1	2	3	33.3	2	7	9	22.2	1.00	2.50	2.00	0	0	2	7								
福岡	10	10	20	50.0	13	0	13	100.0	23	10	33	69.7	0.77		1.54	1	8	24	18								
佐賀	5	5	10	50.0	2	0	2	100.0	7	5	12	58.3	2.50		5.00	2	0	9	5								
長崎	18	8	26	69.2	16	1	17	94.1	34	9	43	79.1	1.13	8.00	1.53	0	8	34	17								
熊本	1	6	7	14.3	1	0	1	100.0	2	6	8	25.0	1.00		7.00	0	2	2	8								
大分	1	3	4	25.0	1	1	2	50.0	2	4	6	33.3	1.00	3.00	2.00	0	0	2	4								
宮崎	0	1	1	0.0	0	1	1	0.0	0	2	2	0.0		1.00	1.00	0	1	0	3								
鹿児島	3	1	4	75.0	3	0	3	100.0	6	1	7	85.7	1.00		1.33	0	0	6	1								
沖縄	2	16	18	11.1	3	1	4	75.0	5	17	22	22.7	0.67	16.00	4.50	1	3	6	20								
合計	272	293	565	48.1	569	63	632	90.0	841	356	1,197	70.3	0.48	4.65	0.89	41	107	882	463								

表5 表3と表4をあわせたもの【労災保険法+石綿新法】

(労災保険法は2005、2006年度新規決定、石綿新法は2006年3月27日法施行～2007年度末)

	a)肺がん			認定率 %	b)中皮腫			認定率 %	肺がん+中皮腫			認定率 %	肺がん:中皮腫比			c)その他		合計 a)+b)+c)	
	上	外	計		上	外	計		上	外	計		上	外	計	上	外	上	外
北海道	48	33	81	59.3	97	8	105	92.4	145	41	186	78.0	0.49	4.13	0.77	1	2	146	43
青森	3	1	4	75.0	8	1	9	88.9	11	2	13	84.6	0.38	1.00	0.44	0	0	11	2
岩手	2	1	3	66.7	1	0	1	100.0	3	1	4	75.0	2.00		3.00	0	0	3	1
宮城	14	8	22	63.6	18	1	19	94.7	32	9	41	78.0	0.78	8.00	1.16	1	4	33	13
秋田	2	4	6	33.3	4	0	4	100.0	6	4	10	60.0	0.50		1.50	0	0	6	4
山形	6	3	9	66.7	6	2	8	75.0	12	5	17	70.6	1.00	1.50	1.13	0	0	12	5
福島	2	8	10	20.0	25	3	28	89.3	27	11	38	71.1	0.08	2.67	0.36	1	3	28	14
茨城	11	10	21	52.4	15	4	19	78.9	26	14	40	65.0	0.73	2.50	1.11	0	0	26	14
栃木	6	1	7	85.7	7	2	9	77.8	13	3	16	81.3	0.86	0.50	0.78	1	0	14	3
群馬	2	2	4	50.0	9	4	13	69.2	11	6	17	64.7	0.22	0.50	0.31	1	3	12	9
埼玉	24	11	35	68.6	50	1	51	98.0	74	12	86	86.0	0.48	11.00	0.69	5	2	79	14
千葉	25	11	36	69.4	36	6	42	85.7	61	17	78	78.2	0.69	1.83	0.86	1	7	62	24
東京	178	31	209	85.2	200	21	221	90.5	378	52	430	87.9	0.89	1.48	0.95	9	9	387	61
神奈川	137	35	172	79.7	163	18	181	90.1	300	53	353	85.0	0.84	1.94	0.95	6	6	306	59
新潟	34	11	45	75.6	44	1	45	97.8	78	12	90	86.7	0.77	11.00	1.00	17	6	95	18
富山	6	2	8	75.0	26	4	30	86.7	32	6	38	84.2	0.23	0.50	0.27	2	0	34	6
石川	2	1	3	66.7	9	0	9	100.0	11	1	12	91.7	0.22		0.33	3	0	14	1
福井	4	6	10	40.0	8	1	9	88.9	12	7	19	63.2	0.50	6.00	1.11	0	0	12	7
山梨	0	1	1		1	0	1	100.0	1	1	2	50.0			1.00	0	0	1	1
長野	16	6	22	72.7	21	5	26	80.8	37	11	48	77.1	0.76	1.20	0.85	1	5	38	16
岐阜	18	12	30	60.0	21	2	23	91.3	39	14	53	73.6	0.86	6.00	1.30	1	4	40	18
静岡	23	13	36	63.9	58	6	64	90.6	81	19	100	81.0	0.40	2.17	0.56	2	10	83	29
愛知	35	28	63	55.6	107	6	113	94.7	142	34	176	80.7	0.33	4.67	0.56	7	7	149	41
三重	7	5	12	58.3	12	3	15	80.0	19	8	27	70.4	0.58	1.67	0.80	0	1	19	9
滋賀	9	5	14	64.3	19	0	19	100.0	28	5	33	84.8	0.47		0.74	0	0	28	5
京都	7	19	26	26.9	26	9	35	74.3	33	28	61	54.1	0.27	2.11	0.74	1	1	34	29
大阪	152	68	220	69.1	288	56	344	83.7	440	124	564	78.0	0.53	1.21	0.64	7	17	447	141
兵庫	134	71	205	65.4	265	23	288	92.0	399	94	493	80.9	0.51	3.09	0.71	16	27	415	121
奈良	23	6	29	79.3	26	2	28	92.9	49	8	57	86.0	0.88	3.00	1.04	2	4	51	12
和歌山	14	1	15	93.3	11	0	11	100.0	25	1	26	96.2	1.27		1.36	0	0	25	1
鳥取	1	2	3	33.3	5	0	5	100.0	6	2	8	75.0	0.20		0.60	0	3	6	5
島根	6	5	11	54.5	5	3	8	62.5	11	8	19	57.9	1.20	1.67	1.38	0	1	11	9
岡山	64	28	92	69.6	47	5	52	90.4	111	33	144	77.1	1.36	5.60	1.77	1	4	112	37
広島	65	41	106	61.3	119	12	131	90.8	184	53	237	77.6	0.55	3.42	0.81	0	0	184	53
山口	27	12	39	69.2	54	2	56	96.4	81	14	95	85.3	0.50	6.00	0.70	5	4	86	18
徳島	3	3	6	50.0	11	0	11	100.0	14	3	17	82.4	0.27		0.55	0	0	14	3
香川	27	11	38	71.1	32	2	34	94.1	59	13	72	81.9	0.84	5.50	1.12	7	2	66	15
愛媛	18	9	27	66.7	23	5	28	82.1	41	14	55	74.5	0.78	1.80	0.96	0	1	41	15
高知	2	8	10	20.0	7	4	11	63.6	9	12	21	42.9	0.29	2.00	0.91	0	0	9	12
福岡	33	29	62	53.2	80	18	98	81.6	113	47	160	70.6	0.41	1.61	0.63	1	8	114	55
佐賀	11	8	19	57.9	10	0	10	100.0	21	8	29	72.4	1.10		1.90	6	2	27	10
長崎	54	15	69	78.3	65	4	69	94.2	119	19	138	86.2	0.83	3.75	1.00	0	8	119	27
熊本	6	8	14	42.9	5	0	5	100.0	11	8	19	57.9	1.20		2.80	4	5	15	13
大分	6	5	11	54.5	8	1	9	88.9	14	6	20	70.0	0.75	5.00	1.22	0	0	14	6
宮崎	2	4	6	33.3	6	1	7	85.7	8	5	13	61.5	0.33	4.00	0.86	0	1	8	6
鹿児島	7	2	9	77.8	14	0	14	100.0	21	2	23	91.3	0.50		0.64	0	0	21	2
沖縄	11	19	30	36.7	6	3	9	66.7	17	22	39	43.6	1.83	6.33	3.33	4	4	21	26
合計	1,287	623	1,910	67.4	2,078	249	2,327	89.3	3,365	872	4,237	79.4	0.62	2.50	0.82	113	161	3,478	1,033

総特集/石綿被害と情報公開

表6 「肺がん」業種別認定件数

肺がん 事業の種類 の番号	今回の開示処理経過簿から						「業種番号」に対応する「事業の種類」
	2005-2006 労災+新法	%	2005-2006 労災	%	2005-2006 新法	%	
?	8	0.6	8	0.8			
21	1	0.1	1	0.1			金属鉱業、非金属鉱業(23石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業
24	1	0.1			1	0.4	原油又は天然ガス工業
25	3	0.2			3	1.1	採石業
30	45	3.5	45	4.4			建設事業など名称で建設関連があきらかもの
31							水力発電施設、隧道等の新設事業
33							舗装工事業
35	383	29.8	327	32.2	56	20.6	建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)
36	8	0.6	7	0.7	1	0.4	機械装置の組立て又はすえ付けの事業
37	17	1.3	11	1.1	6	2.2	その他の建設事業
38	62	4.8	53	5.2	9	3.3	既設建築物設備工事業
30-38 (建設関連)	515	40.0	443	43.6	72	26.5	
41	1	0.1	1	0.1			食料品製造業(65たばこ等製造業を除く。)
42	18	1.4	18	1.8			繊維工業又は繊維製品製造業
44	7	0.5	5	0.5	2	0.7	木材又は木製品製造業
45	3	0.2	3	0.3			パルプ又は紙製造業
46							印刷又は製本業
47	52	4.0	41	4.0	11	4.0	化学工業
48	13	1.0	13	1.3			ガラス又はセメント製造業
49	145	11.3	81	8.0	64	23.5	その他の窯業又は土石製品製造業
50	22	1.7	21	2.1	1	0.4	金属精錬業(51非鉄金属精錬業を除く。)
51	5	0.4	4	0.4	1	0.4	非鉄金属精錬業
52							金属材料品製造業(53鋳物業を除く。)
53	3	0.2	2	0.2	1	0.4	鋳物業
54	28	2.2	23	2.3	5	1.8	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)
56	38	3.0	29	2.9	9	3.3	機械器具製造業(57電気機械器具製造業、58輸送用機械器具製造業、59船舶製造又は修理業、60計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)
57	11	0.9	10	1.0	1	0.4	電気機械器具製造業
58	46	3.6	30	3.0	16	5.9	輸送用機械器具製造業
59	195	15.2	139	13.7	56	20.6	船舶製造又は修理業
60	1	0.1	1	0.1			計量器、光学器械、時計等製造業(57電気機械器具製造業を除く。)
61	28	2.2	22	2.2	6	2.2	その他の製造業
62	1	0.1	1	0.1			陶磁器製品製造業
64	1	0.1	1	0.1			貴金属製品、裘身具、皮革製品等製造業
66	17	1.3	10	1.0	7	2.6	コンクリート製造業
70	1	0.1	1	0.1			「運送業」「運輸業」「運送事業」とあるもの
71	5	0.4	5	0.5			交通運輸業
72	10	0.8	10	1.0			貨物取扱事業(73港湾貨物取扱事業及び74港湾荷役事業を除く。)
73	6	0.5	6	0.6			港湾貨物取扱事業(74港湾荷役業を除く。)
74	16	1.2	12	1.2	4	1.5	港湾荷役事業
81	12	0.9	10	1.0	2	0.7	電気、ガス、水道又は熱供給の事業
91	2	0.2	2	0.2			清掃、火葬又はと畜の事業
93	3	0.2	3	0.3			ビルメンテナンス
94	62	4.8	54	5.3	8	2.9	その他の各種事業
96	2	0.2	1	0.1	1	0.4	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業
98	5	0.4	4	0.4	1	0.4	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業
99							金融業、保険業又は不動産業
合計	1,287	100	1,015	100	272	100	

表7 「中皮腫」業種別認定件数

事業の種類 の番号	今回の開示処理経過簿から						「業種番号」に対応する「事業の種類」
	2005-2006 労災+新法	%	2005-2006 労災	%	2005-2006 新法	%	
?	5	0.2	6	0.4			
21	3	0.1	2	0.1	1	0.2	金属鉱業、非金属鉱業(23石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業
24							原油又は天然ガス工業
25							採石業
30	92	4.4	92	6.1			建設事業など名称で建設関連があきらかもの
31	1	0.05	1	0.1			水力発電施設、隧道等の新設事業
33	2	0.1	2	0.1			舗装工事業
35	590	28.4	428	28.4	162	28.5	建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)
36	19	0.9	16	1.1	3	0.5	機械装置の組立て又はすえ付けの事業
37	44	2.1	26	1.7	18	3.2	その他の建設事業
38	124	6.0	105	7.0	19	3.3	既設建築物設備工事業
30-38 (建設関連)	872	42.0	670	44.4	202	35.5	
41	10	0.5	7	0.5	3	0.5	食料品製造業(65たばこ等製造業を除く。)
42	35	1.7	22	1.5	13	2.3	繊維工業又は繊維製品製造業
44	21	1.0	13	0.9	8	1.4	木材又は木製品製造業
45	8	0.4	7	0.5	1	0.2	パルプ又は紙製造業
46	1	0.05			1	0.2	印刷又は製本業
47	63	3.0	50	3.3	13	2.3	化学工業
48	17	0.8	11	0.7	6	1.1	ガラス又はセメント製造業
49	113	5.4	68	4.5	45	7.9	その他の窯業又は土石製品製造業
50	32	1.5	19	1.3	13	2.3	金属精錬業(51非鉄金属精錬業を除く。)
51	6	0.3	5	0.3	1	0.2	非鉄金属精錬業
52	9	0.4	7	0.5	2	0.4	金属材料品製造業(53鋳物業を除く。)
53	4	0.2	4	0.3		0.0	鋳物業
54	67	3.2	48	3.2	19	3.3	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)
56	106	5.1	77	5.1	29	5.1	機械器具製造業(57電気機械器具製造業、58輸送用機械器具製造業、59船舶製造又は修理業、60計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)
57	33	1.6	21	1.4	12	2.1	電気機械器具製造業
58	147	7.1	88	5.8	59	10.4	輸送用機械器具製造業
59	249	12.0	177	11.7	72	12.7	船舶製造又は修理業
60	2	0.1	1	0.1	1	0.2	計量器、光学器械、時計等製造業(57電気機械器具製造業を除く。)
61	25	1.2	16	1.1	9	1.6	その他の製造業
62	1	0.05	1	0.1			陶磁器製品製造業
64	1	0.05	1	0.1			貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業
66	8	0.4	6	0.4	2	0.4	コンクリート製造業
70	2	0.1	2	0.1			「運送業」「運輸業」「運送事業」とあるもの
71	10	0.5	9	0.6	1	0.2	交通運輸業
72	24	1.2	16	1.1	8	1.4	貨物取扱事業(73港湾貨物取扱事業及び74港湾荷役事業を除く。)
73	9	0.4	7	0.5	2	0.4	港湾貨物取扱事業(74港湾荷役業を除く。)
74	11	0.5	5	0.3	6	1.1	港湾荷役事業
81	24	1.2	13	0.9	11	1.9	電気、ガス、水道又は熱供給の事業
91	8	0.4	8	0.5			清掃、火葬又はと畜の事業
93	4	0.2	1	0.1	3	0.5	ビルメンテナンス
94	113	5.4	94	6.2	19	3.3	その他の各種事業
96	4	0.2	3	0.2	1	0.2	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業
98	29	1.4	23	1.5	5	0.9	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業
99	2	0.1	1	0.1	1	0.2	金融業、保険業又は不動産業
合計	2,078	100	1,509	100	569	100	

総特集/石綿被害と情報公開

表8 「肺がん+中皮腫」業種別認定件数

事業の種類 の番号	今回の開示処理経過簿から						「事業の種類の番号」に対応する「事業の種類」
	2005-2006 労災+新法	%	2005-2006 労災	%	2005-2006 新法	%	
?	13	0.4	14	0.6	0		単なる「製造業」「一人親方」「不明」「調査中」など
21	4	0.1	3	0.1	1	0.1	金属鉱業、非金属鉱業(23石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業
24	1	0.03			1	0.1	原油又は天然ガス工業
25	3	0.1			3	0.4	採石業
30	137	4.1	137	5.4			建設事業など名称で建設関連があきらかもの
31	1	0.03	1	0.04			水力発電施設、隧道等の新設事業
33	2	0.1	2	0.1			舗装工事業
35	973	28.9	755	29.9	218	25.9	建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)
36	27	0.8	23	0.9	4	0.5	機械装置の組立て又はすえ付けの事業
37	61	1.8	37	1.5	24	2.9	その他の建設事業
38	186	5.5	158	6.3	28	3.3	既設建築物設備工事業
30-38 (建設関連)	1,387	41.2	1,113	44.1	274	32.6	
41	11	0.3	8	0.3	3	0.4	食料品製造業(65たばこ等製造業を除く。)
42	53	1.6	40	1.6	13	1.5	繊維工業又は繊維製品製造業
44	28	0.8	18	0.7	10	1.2	木材又は木製品製造業
45	11	0.3	10	0.4	1	0.1	パルプ又は紙製造業
46	1	0.03			1	0.1	印刷又は製本業
47	115	3.4	91	3.6	24	2.9	化学工業
48	30	0.9	24	1.0	6	0.7	ガラス又はセメント製造業
49	258	7.7	149	5.9	109	13.0	その他の窯業又は土石製品製造業
50	54	1.6	40	1.6	14	1.7	金属精錬業(51非鉄金属精錬業を除く。)
51	11	0.3	9	0.4	2	0.2	非鉄金属精錬業
52	9	0.3	7	0.3	2	0.2	金属材料品製造業(53鋳物業を除く。)
53	7	0.2	6	0.2	1	0.1	鋳物業
54	95	2.8	71	2.8	24	2.9	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)
56	144	4.3	106	4.2	38	4.5	機械器具製造業(57電気機械器具製造業、58輸送用機械器具製造業、59船舶製造又は修理業、60計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)
57	44	1.3	31	1.2	13	1.5	電気機械器具製造業
58	193	5.7	118	4.7	75	8.9	輸送用機械器具製造業
59	444	13.2	316	12.5	128	15.2	船舶製造又は修理業
60	3	0.1	2	0.1	1	0.1	計量器、光学器械、時計等製造業(57電気機械器具製造業を除く。)
61	53	1.6	38	1.5	15	1.8	その他の製造業
62	2	0.1	2	0.1			陶磁器製品製造業
64	2	0.1	2	0.1			貴金属製品、裘身具、皮革製品等製造業
66	25	0.7	16	0.6	9	1.1	コンクリート製造業
70	3	0.1	3	0.1			「運送業」「運輸業」「運送事業」とあるもの
71	15	0.4	14	0.6	1	0.1	交通運輸業
72	34	1.0	26	1.0	8	1.0	貨物取扱事業(73港湾貨物取扱事業及び74港湾荷役事業を除く。)
73	15	0.4	13	0.5	2	0.2	港湾貨物取扱事業(74港湾荷役業を除く。)
74	27	0.8	17	0.7	10	1.2	港湾荷役事業
81	36	1.1	23	0.9	13	1.5	電気、ガス、水道又は熱供給の事業
91	10	0.3	10	0.4			清掃、火葬又はと畜の事業
93	7	0.2	4	0.2	3	0.4	ビルメンテナンス
94	175	5.2	148	5.9	27	3.2	その他の各種事業
96	6	0.2	4	0.2	2	0.2	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業
98	34	1.0	27	1.1	6	0.7	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業
99	2	0.1	1	0.04	1	0.1	金融業、保険業又は不動産業
合計	3,365	100	2,524	100	841	100	

表9 労災保険率適用事業細目表

(2006年4月1日施行)

事業の種類の分類	事業の種類	事業の種類の細目	備考
林業	02又は03 林業	A 木材伐出業	
		0201 伐木、造材、集材若しくは運材の事業又はこれらに付随する事業	
		B その他の林業	
		0301 植林若しくは造林の事業又はこれらに付随する事業	
		0302 竹の伐出業	
		0303 薪の切出製造若しくは木炭の製造又はこれらに付随する搬出の事業	
		0304 その他の各種林業	
漁業	11 海面漁業((12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1101 海面において行う水産動物(貝類を除く。)の採捕の事業	
	12 定置網漁業又は海面魚類養殖業	1201 海面において定置網を用いて行う漁業	
		1202 海面において行う業類の養殖の事業	
鉱業	21 金属鉱業、非金属鉱業((23)石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	2101 金属鉱業 金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、蒼鉛鉱、すず鉱、アンチモニーザイズミー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タンクステン鉱、モリブデン鉱、砒鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱又はトリウム鉱の鉱業	(2601)砂鉱業、(2602)石炭選別業及び(2603)亜炭鉱業(亜炭選別業を含む。)を除く。
		2102 非金属鉱業 りん鉱、黒鉛、アスファルト、硫黄、石膏、重晶石、明礬石、ほたる石、石綿、けい石、長石、ろう石、滑石又は耐火粘土の鉱業	
		2103 無煙炭鉱業	
		2104 れき青炭鉱業	
		2105 その他の石炭鉱業	
		2301 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	
		2401 原油鉱業	
	24 天然ガス鉱業	2402 天然ガス鉱業又は圧縮天然ガス生産業	
		2501 花崗岩、せん緑岩、斑岩、かんらん岩、斑岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、礫岩、砂岩、頁岩、粘板岩、ぎょう灰岩、片麻岩、蛇紋岩、結晶片岩、ペントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母又はひるの石の採取業	(2604)砂利、砂等の採取業を除き、一貫して行う岩石又は粘土(耐火粘土を除く。)の破碎等の(4907)その他の各種窯業又は土石製品製造業を含む。
		2502 その他の岩石又は粘土(耐火粘土を除く。)等の採取業	
		2601 砂鉱業	
建設事業	31 水力発電施設、隧道等の新設事業	2602 石炭選別業	
		2603 亜炭鉱業(亜炭選別業を含む。)	
		2604 砂利、砂等の採取業	
		3101 水力発電施設新設事業 水力発電施設の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現場内において行われる事業(発電所又は変電所の家屋の建築事業、水力発電施設新設事業現場に至るまでの工事用資材の運送のための道路、鉄道又は軌道の建設事業、建設工事用機械以外の機械若しくは鉄管の組立て又はすえ付けの事業、送電線路の建設事業及び水力発電施設新設事業現場外における索道の建設事業を除く。)	
		3102 高えん堤新設事業 基礎地盤から堤頂までの高さ20メートル以上のえん堤(フィルダムを除く。)の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現場内において行われる事業(高えん堤新設事業現場に至るまでの工事用資材の運送のための道路、鉄道又は軌道の建設事業、建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業及び高えん堤新設事業現場外における索道の建設事業を除く。)	

総特集/石綿被害と情報公開

事業の種類の分類	事業の種類	事業の種類の細目	備考
建設事業	31 水力発電施設、隧道等の新設事業	3103 隧道新設事業 隧道の新設に関する建設事業、隧道の内面巻替えの事業及びこれらに附帯して当該事業現場内において行われる事業(隧道新設事業の態様をもって行われる道路、鉄道、軌道、水路、煙道、建築物等の建設事業(推進工法による管の埋設の事業を除く。)を含み、内面巻立て後の隧道内において路面は裝、砂利散布又は軌条の敷設を行う事業及び内面巻立て後の隧道内における建築物の建設事業を除く。)	
	32 道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに付帯して行われる事業	(3103) 隧道新設事業及び(35) 建築事業を除く。
	33 ほ装工事業	3301 道路、広場、プラットホームのほ装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展压又は芝張りの事業	
	34 鉄道又は軌道新設事業	3401 次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。) 3402 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業	(3103) 隧道新設事業及び(35) 建築事業を除く。
	35 建築事業 ((38) 既設建築物設備工事業を除く。)	3501 次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。) 3502 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業((3103) 隧道新設事業の態様をもって行われるものを除く。) 3503 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 3504 イ 一般橋りょうの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの高架橋の建設事業 ハ 跨線道路橋の建設事業 二 さん橋の建設事業 3505 建築物の新設に伴う設備工事業((3507) 建築物の新設に伴う電気の設備工事業及び(3715) さく井事業を除く。) イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、換装、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業 3508 送電線路又は配電線路の建設(埋設を除く。)の事業 3505 工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業 3506 その他の建築事業 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業 ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋(跨線道路橋を除く。)の建設事業 ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業((3103) 隧道新設事業の態様をもって行われるものを除く。) ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く。)の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業	
	38 既設建築物設備工事業	3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又は据え付けの事業、(3802) 既設建築物の内部において主として行われる電機の設備工事業及び(3715) さく井事業を除く。)	

事業の種類の分類	事業の種類	事業の種類の細目	備考
建設事業	既設建築物設備工事業	イ 電話の設備工事業	
		ロ 給水、給湯等の設備工事業	
		ハ 衛生、消火等の設備工事業	
		ニ 暖房、冷房、換気、換装、温湿度調整等の設備工事業	
		ホ 工作物の塗装工事業	
		ヘ その他の設備工事業	
		3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業	
		3803 既設建築物における建具の取り付け、床張りその他の内装工事業	
	機械装置の組立て又はすえ付けの事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業	
		3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業	
		3602 索道建設事業	
37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業	(33) ほ装工事業及び(3505) 工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。
		3701 えん堤の建設事業((3102)高えん堤新設事業を除く。)	
		3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業((3103)内面巻替えの事業を除く。)	
		3703 道路の改修、復旧又は維持の事業	
		3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業	
		3705 河川又はその付属物の改修、復旧又は維持の事業	
		3706 運河若しくは水路又はこれらの付属物の建設事業	
		3707 貯水池、鉱毒沈澱地、プール等の建設事業	
		3708 水門、樋門等の建設事業	
		3709 砂防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業	
		3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業	
		3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋め立ての事業	
		3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造園の事業を含む。)	
		3719 造園の事業	
		3713 地下に構築する各種タンクの建設事業	
		3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業	
		3715 さく井事業	
		3716 工作物の破壊事業	
		3717 沈没物の引揚げ事業	
		3718 その他の各種建設事業	
製造業	41 食料品製造業 ((65)たばこ等製造業を除く。)	4101 肉製品又は乳製品製造業	
		4102 水産食料品製造業	
		4103 野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業	
		4104 調味料製造業	
		4105 精穀又は製粉業	
		4106 砂糖製造業	
		4107 パン又は菓子製造業	
		4108 飲料製造業((4111)清酒製造業を除く。)	
		4111 清酒製造業	
		4109 製氷業	
42 織維工業又は織維製品製造業	65 たばこ等製造業	4110 その他の食料品製造業	
		6501 たばこ製造業	
		6502 製茶業	
		4209 織糸業	
		4201 紡績業又はねん糸製造業	
		4202 化学織維製造業	
		4203 織物業	
		4204 メリヤス製造業	
		4205 染色整理業	
		4206 織維雑品製造業	
		4207 被服、織維製身のまわり品等製造業	
		4208 その他の織維工業又は織維製品製造業	

総特集/石綿被害と情報公開

事業の種類の分類	事業の種類	事業の種類の細目	備考
製造業	44 木材又は木製品製造業	4401 一般製材業	(6108)竹、籐又はきりゅう製品製造業を除く。
		4402 ベニヤ单板、屋根板、経木、木毛、たるおけ材等製造業	
		4403 造作材、合板その他建築用組立て材料製造業	
		4404 木製容器製造業	
		4405 木製履物製造業	
		4406 木材薬品処理業	
		4407 木製家具製造業	
		4408 木製宗教用具製造業	
		4409 木製建具製造業	
		4410 その他の木材又は木製品製造業	
45	パルプ又は紙製造業	4501 パルプ製造業	
		4502 紙製造業((6407)手すき和紙製造業を除く。)	
		4503 繊維板製造業	
46	印刷又は製本業	4601 印刷業((9412)謄写印刷業を除く。)	
		4602 製本又は印刷物加工業	
		4603 写真製版、植字等の事業	
47	化学工業	A 無機化学製品製造業	(4202) 化学繊維製造業及び(6110) クズゴム製品製造業を除く。
		4701 化学肥料製造業	
		4702 無機工業製品製造業	
		B 有機化学製品製造業	
		4703 有機工業製品製造業	
		4704 動植物油脂製造業	
		4705 油脂加工製品又は塗料製造業(界面活性剤製造業を含む。)	
		4706 天然樹脂製品又は木材化学製品製造業	
		4707 医薬品製造業	
		C その他の無機化学製品又は有機化学製品製造業	
		4708 火薬、煙火又はマッチ製造業(弾薬装てん組み立て業を含む。)	
		4709 その他の化学製品製造業	
		イ 犀虫剤、香料、化粧品等製造業	
		ロ ゼラチン又は接着剤製造業	
		ハ 写真感光材料製造業	
		ニ その他の各種化学製品製造業	
		D 石油製品又は石炭製品製造業	
		4710 石油精製業	
		4711 潤滑油又はグリース製造業	
		4712 廃油再生業又は廃油処理業	
		4713 ほ袋材料製造業	
		4714 コークス若しくは半成コークス又はこれらの副産物の製造業	
		4715 れん炭又は豆炭製造業	
		4716 その他の石油製品又は石炭製品製造業	
		E ゴム製品製造業	
		4717 タイヤ又はチューブ製造業	
		4718 ゴム製履物製造業	
		4719 再生ゴム製造業	
		4720 タイヤ再生業	
		4721 工業用ゴムベルト、工業用ゴムホースその他の工業用ゴム製品製造業	
		4722 その他のゴム製品製造業	
		F 製革業又は毛皮製造業	
		4723 製革業	
		4724 毛皮製造業	
48	ガラス又はセメント製造業	A ガラス製造業	
		4801 板ガラス製造業	
		4802 光学ガラス製造業	
		4803 ガラス繊維製造業	
		4804 魔法びん製造業	

事業の種類の分類	事業の種類	事業の種類の細目	備考
製造業	48 ガラス又はセメント製造業	4805 ガラス製品加工業((6005)レンズ製造業を除く。) 4806 その他のガラス又はガラス製品製造業 B セメント製造業 4807 セメント製造業	
	66 コンクリート製造業	6601 コンクリート製造業	
	62 陶磁器製品製造業	6201 陶磁器製品製造業	
	49 その他の窯業又は土石製品製造業	4901 建設用粘土製品製造業 4903 粘土製耐火物製造業 4904 炭素又は黒鉛製品製造業 4905 研磨材製造業 4906 石膏又は石灰製造業 4907 その他の各種窯業又は土石製品製造業	
	50 金属精錬業 ((51) 非鉄金属精錬業を除く。)	5001 製鉄業 5002 製鋼圧延業 5003 合金鉄製造業	一貫して行う(52)金属材料品製造業を含む
	51 非鉄金属精錬業	5101 非鉄金属の製錬又は精錬業 5102 非鉄金属合金の製錬又は精錬業	一貫して行う(52)金属材料品製造業を含む
	52 金属材料品製造業 ((53) 鑄物業を除く。)	5201 鋼材製造業(一貫して行う(55)めっき業を含む。) 5202 鍛鋼製造業 5203 非鉄金属圧延又は伸線業((5708)絶縁電線又はケーブル製造業を除く。) 5204 その他の金属材料品製造業	一貫して(50)金属精錬業又は(51)非鉄金属精錬業を行うものを除く。
	53 鑄物業	5301 銑鉄鑄物製造業 5302 鑄鋼製造業 5303 非鉄金属鑄物製造業	
	54 金属製品製造業又は金属加工業 ((63) 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及び(55)めっき業を除く。)	5401 プリカんその他のめっき板製造業 5403 配管工事用付属品製造業 5404 構築用金属製品製造業 5405 ボイラー製造業 5406 線材製品製造業 5407 ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業 5408 各種金属の打ち抜き、紋抜き、又は塑形の事業 5409 金属の溶接又は溶断の事業 5410 金属表面処理業((5503)アルマイト加工業及び(6115)塗装業を除く。) 5411 その他の金属製品製造業又は金属加工業	
	63 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 ((55)めっき業を除く。)	6301 洋食器製造業 6302 刃物製造業 6303 手工具製造業 6304 一般金物製造業	
	55 めっき業	5501 溶融めっき業 5502 電気めっき業 5503 アルマイト加工業	
	56 機械器具製造業 ((57) 電気機械器具製造業、(58)輸送用機械器具製造業、(59)船舶製造又は修理業、(60)計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)	5601 原動機製造業 5602 農業用機械製造業((6303)手工具製造業を除く。) 5603 建設機械又は鉱山機械製造業(トラクター製造業を含む。) 5604 金属加工機械製造業 5605 織維機械製造業 5606 特殊産業用機械製造業 イ 食料品加工機械製造業 ロ 製材又は木工機械製造業 ハ バルブ装置又は製紙機械製造業 ニ 印刷、製本又は紙工機械製造業 ホ 錫造装置製造業 ヘ その他の特殊産業用機械製造業 5607 一般産業用機械装置製造業	

総特集/石綿被害と情報公開

事業の種類の分類	事業の種類	事業の種類の細目	備考
製造業	56 機械器具製造業((57) 電気機械器具製造業、(58) 輸送用機械器具製造業、59船舶製造又は修理業、(60) 計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)	イ ポンプ又はポンプ装置製造業 ロ 空気圧縮機、ガス圧縮機又は送風機製造業 ハ エレベーター又はエスカレーター製造業 ニ 荷役運搬設備製造業 ホ 動力伝導装置製造業 ヘ 破碎機、ま碎機又は選別機械製造業 ト 化学機械製造業 チ その他の一般産業機械装置製造業 5608 家庭用機械器具製造業 5609 武器製造業((4708) 弾薬装てん組立て業を除く。) 5610 消化器、ポールペアリング、ピストリング等製造業 5611 各種機械又は同部分品製造修理業	
	57 電気機械器具製造業	5701 発電用、送電用、配電用又は産業用電気機械器具製造業 5702 民生用電気機械器具製造業 5703 電球製造業 5704 通信機械器具又は同関連機械器具製造業 5705 電子管又は半導体素子製造業 5706 電子応用装置製造業 5707 電気計測器製造業 5708 絶縁電線又はケーブル製造業 5709 その他の電気機械器具製造業	
	58 輸送用機械器具製造業((59) 船舶製造又は修理業を除く。)	5801 自動車製造業 5802 鉄道車両製造業 5803 自転車又はリヤカー製造業 5804 航空機製造業 5805 その他の輸送用機械器具製造業	
	59 船舶製造又は修理業	次に掲げる事業(船舶改修業を含む。) 5901 鋼船製造又は修理業 5902 木船製造又は修理業 5903 その他の船舶製造又は修理業	
	60 計量器、光学器械、時計等製造業((57) 電気機械器具製造業を除く。)製造業を除く。)	6001 計量器、測定器又は試験機製造業 6002 測量機械器具製造業 6003 医療機械器具製造業 6004 理化学機械器具製造業 6005 光学機械器具又はレンズ製造業 6006 時計製造業 6007 事務用機械器具製造業 6008 楽器又は音盤製造業	
	64 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	6401 貴金属製品製造業(宝石細工業を含む。) 6402 装身具、装飾品、ボタン、針、ホック、ファスナー等製造業 6403 かさ製造業 6404 草履製造業 6405 ブラシ類製造業 6406 皮革製品製造業 6407 手すき和紙製造業 6408 紋紙等製造業 6409 木彫製品等製造業(手作業によるものに限る。)	
	61 その他の製造業	6102 ペン、ペンシルその他の事務用品又は絵画用品製造業 6104 可塑物製品製造業(購入材料によるものに限る。) 6105 漆器製造業 6107 加工紙、紙製品、紙製容器又は紙加工品製造業 6108 竹、藤又はきのう製品製造業 6109 わら類製品製造業 6110 ぐずゴム製品製造業 6115 塗装業	

事業の種類の分類	事業の種類	事業の種類の細目	備考
		6116 その他の各種製造業	
運輸業	71 交通運輸事業	7101 鉄道、軌道又は索道による旅客又は貨物の運送事業((7202)貨物の積みおろし又は集配を伴う貨物の運送事業を除く。) 7102 自動車又は軽車両による旅客の運送事業 7104 航空機による旅客又は貨物の運送事業 7105 船舶による旅客の運送事業 7103 自動車、航空機等を使用して宣伝、広告、測量等を行う事業 7106 その他の交通運輸事業	
	72 貨物取扱事業 ((73) 港湾貨物取扱事業及び(74)港湾荷役業を除く。)	7201 停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱いの事業 7202 貨物の積みおろし又は集配を伴う鉄道軌道又は索道による貨物の運送事業 7203 自動車又は軽車両による貨物の運送事業 7206 船舶による貨物の運送事業 7204 貨物の荷造り又はこん包の事業 7205 自動車により砂利その他の土石を運搬して販売する事業	
	73 港湾貨物取扱事業 ((74)港湾荷役業を除く。)	7301 港湾の上屋、倉庫等における貨物取扱いの事業 7302 はしけ又は引船による貨物の運送事業	一貫して(74)港湾荷役業を行うものを除く。
	74 港湾荷役事業	7401 沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷を下ろすために貨物を取り扱う事業 7402 船舶内において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業(一貫して行う(7401)沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業を含む。)	一貫して行う(73)港湾貨物取扱事業を含む。
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81 電気、ガス、水道又は熱供給の事業	A 電気業 8101 発電、送電、変電又は配電の事業 B ガス業 8102 天然ガスの採取供給又はガスの製造供給の事業 8103 天然ガス又はガスの供給の事業 C 水道業 8104 上水道事業 8105 下水道事業 D 热供給業 8106 热供給事業	
その他の事業	95 農業又は海面漁業以外の漁業	9501 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業 9502 動物の飼育若しくは畜産の事業又は養蚕の事業 9503 水産動植物の採捕又は養殖の事業((11)海面漁業及び(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	
	91 清掃、火葬又はと畜の事業	9101 清掃業 9102 火葬業 9103 と畜業	
	93 ビルメンテナンス	9301 ビルの総合的な管理等の事業	
	96 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業	9601 倉庫業 9602 警備業 9603 消毒又は害虫駆除の事業 9606 ゴルフ場の事業	
	97 通信業、放送業、新聞業又は出版業	9701 通信業 9702 放送業 9703 新聞業又は出版業	
	98 鉗売業・小売業、飲食店又は宿泊業	9801 鉗売業・小売業 9802 飲食店 9803 宿泊業	
	99 金融業、保険業又は不動産業	9901 金融業 9902 保険業 9903 不動産業	

総特集/石綿被害と情報公開

事業の種類の分類	事業の種類	事業の種類の細目	備考
その他の事業	94 その他の各種事業	9411 広告、興信、紹介又は案内の事業 9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業 9418 映画の製作、演劇等の事業 9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業 9420 洗たく、洗張又は染物の事業 9421 理容、美容又は浴場の事業 9422 物品質貸業 9423 写真、物品預かり等の事業 9424 医療保健業 9425 教育業 9426 研究又は調査の事業 9416 前各項に該当しない事業	

業場名公表対象事業場(2004年度以前に労災認定のあった事業場のうち、厚労省の判断で公表対象とされたもの。したがって、すべてが公表されたわけではない。)について、厚労省が業種別に分類した認定件数を比較したのが表10である。

2004年度以前にはまったく認定事案のなかつた、あるいは、ほとんどなかった業種で認定事案が発生していることや、造船など大幅に認定件数が積み増しになった業種があることがわかる。

新たに520事業場超で認定

クボタショック後に大量の認定が多様な職場で行われた状況がより具体的な形で認識できるようになった。さらに、新たに労災認定のあった事業場に関する情報を得るために、建設関連以外の業種について、今回の処理経過簿の業務上事案データを労基署別・業種別に整理、集計し、これを、2005年に公表された事業場のデータと対比して一覧表にしたのが表11である。

2005年開示では肺がん・中皮腫の認定のあった事業場が公表されているのに対して、表11では肺がん・中皮腫の他に石綿肺など他の対象疾患のデータが含まれている。

さて、表11の整理をベースとして、肺がん・中皮腫だけについて各労基署ごとに「認定事案のあった業種数」(a)と「2005年開示のあった事業場数」(b)の差(c)を計算した。

(c)は「その労基署管内で新たに労災認定事

案のあった事業場数の最低限の推定値」とみなせる。ただし、今回の処理経過簿の認定件数が特定の業種に集中していて((a)が少なくなる)、かつ、2005年の開示事業場数(b)が多かった労基署の場合は、結果的に(c)がマイナスになることがあり、その場合は(c)をゼロとみなす。たとえば、2005年公表時に造船関係に集中する形で11事業場が公表された横須賀労基署などがこれに該当する。

その結果、

(a)の全労基署の合計数(A): 726

(c)の全労基署の合計数(C): 522

となった。

したがって、2005、2006年度に肺がん・中皮腫の労災認定・新法認定のあった建設関連以外の事業場は、少なくとも726あり、そのうち少なくとも522は新たに認定事案のあった事業場ということになる。作業を簡略にする試算方法をとったため明かな過小評価になっているが、それでもなお「522」なのである。

こうしてクボタショック後の新規労災認定事業場数が500を大きく超えていることが示された。「労災認定事業場の公表を!」という私たちの主張の正しいことがデータで裏付けられたのである。

以上の検討は、建設関連における1,387件(肺がん・中皮腫)の認定事案を除いたものだが、建設関連における労災認定事業場名の公表は、特に、元同僚労働者と家族、関係者への注意を喚起する効果がある。建設業での被害が爆発的に広がる中で、ばく露情報とともに事業場名を明らかにする意義は建設関連を含めて、大きい。

表10 2005年8月厚労省公表対象事業場業種別認定件数と「処理経過簿」業種別認定件数との対比(肺がん+中皮腫)

事業	事業の種類の番号	事業の種類	厚生労働省公表資料総括表	処理経過簿 労災+新法	今回の開示処理経過簿で注目すべき事業細目
不明	?	単なる「製造業」「一人親方」「不明」「調査中」など		13	
林業	02	林業			
漁業	11、12	漁業			
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(23 石灰石鉱業又はドロマイド 鉱業を除く)又は石炭鉱業		4	石綿鉱山含む
鉱業	24	原油又は天然ガス工業		1	
鉱業	25	採石業		3	
建設業	30	建設事業など名称で建設 関連があきらかもの		137	
建設業	31	水力発電施設、隧道等の 新設事業		1	
建設業	33	舗装工事業		2	
建設業	35	建築事業(38既設建築物設 備工事業を除く)	134	973	
建設業	36	機械装置の組立て又はす え付けの事業	6	27	
建設業	37	その他の建設事業	38	61	
建設業	38	既設建築物設備工事業	50	186	
建設業	30-38 (建設関連)		228	1,387	
製造業	41	食料品製造業(65たばこ等 製造業を除く。)	1	11	4106砂糖製造業1名、4110その他の食料品製造業3名
製造業	42	繊維工業又は繊維製品製 造業	4	53	4201紡績業又はねん糸製造3名、4202化学繊維製造業19名、 4203織物業1名、4206繊維製品製造業2名、4207被服、繊維製 身の回等製造業1名、4208その他の繊維工業4名
製造業	44	木材又は木製品製造業		28	4401一般製材業1名、4403木製型枠の製造 造作材、合板そ の他建築用組立て材料製造業3名、4407木製家具製造業4 名、4409木製建具製造業1名
製造業	45	パルプ又は紙製造業		11	
製造業	46	印刷又は製本業		1	
製造業	47	化学工業	7	115	4701化学肥料製造業1名、4702無機工業製品製造業17名、 4703有機4707医薬品製造業2名、4708火薬、煙火又はマッチ製 造業2名、4709その他の化学製品製造業3名、4710石油精製業 2名、4712廃油再生業又は廃油処理業1名、4713舗装材料製造 業1名、4717タイヤ又はチューブ製造業13名、4721工業用ゴム ベルト、工業用ゴムホースその他の工業用ゴム製品製造業2名、 4722その他のゴム製品製造業1名
製造業	48	ガラス又はセメント製造業	11	30	
製造業	49	その他の窯業又は土石製 品製造業	181	258	4901建設用粘土製品製造業7名、4904炭素又は黒鉛製品製造 業1名、4906石膏又石灰製造業1名、4907その他の各種窯業又 は土石製品製造業(石綿製品製造業の多数)
製造業	50	金属精錬業(51非鉄金属精 錬業を除く。)	11	54	5001製鉄業8名、5002製鋼圧延業4名、5003合金鉄製造業2名
製造業	51	非鉄金属精錬業		11	
製造業	52	金属材料品製造業(53鋳物 業を除く。)	5	9	5201鋼材製造業
製造業	53	鋳物業		7	5301鋳鉄鋳物製造業
製造業	54	金属製品製造業又は金属 加工業(洋食器、刃物、手工 工具又は一般金物製造業及 びめっき業を除く。)	18	95	5403配管工事用付属品製造2名、5404構築用金属製品製造 業、アルミサッシ製造業10名、5405ボイラー製造業3名、5408各種 金属の打ち抜き、紋抜き、又は塑型の事業、5409金属の溶接又 は溶断

総特集/石綿被害と情報公開

事業	事業の種類の番号	事業の種類	厚生労働省公表資料総括表	処理経過簿 労災+新法	今回の開示処理経過簿で注目すべき事業細目
製造業	56	機械器具製造業(57電気機械器具製造業、58輸送用機械器具製造業、59船舶製造又は修理業、60計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)	22	144	5601原動機製造業27名、5603建設機械又は鉱山機械製造業1名、5604金属加工機械製造業2名、5606特殊産業用機械製造業1名、5607一般産業用機械製造業13名、5608家庭用機械器具製造業、5611各種機械又は同部品製造修理業9名
製造業	57	電気機械器具製造業		44	5701発電用、送電用、配電用又は産業用電気機械製造業4名、5703電球製造業、5704通信機械器具又は同関連機械器具製造業4名、5709その他の電気機械器具製造業1名
製造業	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造を除く。)	28	193	5801自動車製造業28名、5802鉄道車両製造業、5804航空機製造業2名、5805その他の輸送用機械器具製造業2名
製造業	59	船舶製造又は修理業	108	444	
製造業	60	計量器、光学器械、時計等製造業(57電気機械器具製造業を除く。)		3	6001計量器、測定器、又は試験器製造業1名
製造業	61	その他の製造業		53	6104可塑物製品製造業1名、6107加工紙、紙製品、紙容器又は紙加工品製造業1名、6115塗装業2名、6116その他の各種製造業
製造業	62	陶磁器製品製造業		2	
製造業	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		2	
製造業	66	コンクリート製造業		25	
製造業		上記以外の製造業	51		
運輸業	70	「運送業」「運輸業」「運送事業」とあるもの		3	
運輸業	71	交通運輸業	1	15	7101鉄道、軌道又は索道による旅客又は貨物の運送事業5名、7102自動車又は軽車両による旅客の運送事業3名、7104航空機による旅客又は貨物の運送事業1名
運輸業	72	貨物取扱事業(73港湾貨物取扱事業及び74港湾荷役事業を除く。)		34	7201停車場、倉庫、工場、道路等における貨物の取扱事業4名、7202貨物の積みおろし又は集配を伴う鉄道軌道又は索道による貨物の運送事業3名、7203自動車又は軽車両による貨物の運送事業2名
運輸業	73	港湾貨物取扱事業(74港湾荷役業を除く。)		15	
運輸業	74	港湾荷役事業		27	
		貨物取扱業	13		
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	36	8101発電、送電、変電又は配電の事業8名 8104上水道事業1名
その他の事業	91	清掃、火葬又は畜の事業		10	9101清掃業6名
その他の事業	93	ビルメンテナンス		7	9301ビルの総合的な管理等の事業3名
その他の事業	94	その他の各種事業	46	175	9405卸売業又は小売業17名、9406金融、保険又は不動産の事業1名、9407新聞業又は出版業1名、9414医療保険、法務、教育、宗教、研究又は調査の事業5名、9415広告、興信、紹介又は案内の事業1名、9416前各項に該当しない「その他の」各種事業 9418映画の製作、演劇等の事業1名、9419劇場、遊技場その他の娯楽の事業1名、9420洗濯、洗張、又は染物の事業1名、9424医療保健業1名
その他の事業	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1	6	9601倉庫業2名
その他の事業	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業		34	9801卸売業・小売業7名、断熱材卸売1名、9802飲食店1名
その他の事業	99	金融業、保険業又は不動産業		2	9901金融業1名
		合計	739	3,365	

表11 今回部分開示された「処理経過簿」署別業種別認定件数と2005年事業場名公表との対比

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)				
局名	署名	事業の種類		認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定業種番号	事業場名	肺がん	中皮腫
北海道	札幌中央	49	石綿製品製造業等※1	1	1			1					
北海道	札幌中央									56	(株)木田商会		1
北海道	札幌中央	91	清掃、火葬、と畜の事業	1	1			1					
北海道	札幌中央	94	その他の各種事業	1	1			1					
北海道	札幌中央	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	3	3			3					
北海道	函館	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
北海道	函館	59	船舶製造、修理業	6	6		3	3		59	函館どつく(株)		1
北海道	函館	66	コンクリート製造業	1	1			1					
北海道	函館	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	2	2			2					
北海道	函館	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
北海道	岩見沢	21	金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	1	1		1						
北海道	旭川									21	山部石綿(株)山部鉱山		1
北海道	旭川	49	石綿製品製造業等※1	3	3		2	1		49	(株)ノザワフラン事業所		1
北海道	旭川	56	機械器具製造業	1	1		1						
北海道	旭川	58	輸送用機械器具製造業	1	1		1						
北海道	旭川	94	その他の各種事業	1	1			1					
北海道	旭川	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
北海道	滝川	47	化学工業	2	2			2					
北海道	滝川	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	2	2		1	1					
北海道	北見	56	機械器具製造業	1	1			1					
北海道	北見	72	貨物取扱事業	1	1			1					
北海道	室蘭	47	化学工業	1	1			1					
北海道	室蘭	50	金属精鍊業	12	12		8	4		50	(株)日本製鋼所室蘭製作所		5
北海道	室蘭	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
北海道	室蘭	57	電気機械器具製造業	1	1		1						
北海道	室蘭	59	船舶製造、修理業	1	1			1					
北海道	室蘭	61	その他の製造業	2	2			2					
北海道	釧路	21	金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	1	1			1					
北海道	釧路	59	船舶製造、修理業	1	1			1					
北海道	釧路	71	交通運輸業	1	1			1					
北海道	苦小牧	94	その他の各種事業	1	1			1					
北海道	札幌東	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
北海道	札幌東	45	バルブ、紙製造業	1	1			1					
青森	青森	93	ビルメンテナンス	1	1			1					
青森	弘前	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
青森	八戸	47	化学工業	1	1		1						
宮城	釜石									50	新日本製鐵(株)釜石製鐵所	1	
宮城	仙台	59	船舶製造、修理業	2	2			2		59	塩釜船舶無線(株)		1
宮城	仙台	93	ビルメンテナンス	1	1		1						
宮城	仙台	94	その他の各種事業	2	2		1	1					
宮城	石巻	59	船舶製造、修理業	1	1			1					
宮城	大河原	49	石綿製品製造業等※1	1	1		1						
秋田	大館	71	交通運輸業	1	1			1					
秋田	横手	71	交通運輸業	1	1			1					
福島	郡山	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
福島	郡山	58	輸送用機械器具製造業	2	2			2					
福島	郡山	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
福島	会津	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
福島	須賀川	42	織維工業、織維製品製造業	1	1				1				
福島	喜多方	61	その他の製造業	1	1		1						
茨城	水戸	50	金属精鍊業	1	1			1					
茨城	水戸	61	その他の製造業	1	1		1						

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)			
局名	署名	事業の種類	認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定業種番号	事業場名	肺がん	中皮腫
茨城	日立	56 機械器具製造業	1	1			1					
茨城	日立	57 電気機械器具製造業	1	1			1		57	(株)日立製作所勝田工場		2
茨城	土浦	49 石綿製品製造業等※1	2	2		2						
茨城	土浦	66 コンクリート製造業	2	2		2			66	(株)エーアンドエーマテリアル	3	
茨城	土浦	94 その他の各種事業	1	1		1						
茨城	鹿嶋	49 石綿製品製造業等※1	2	2		2			49	(株)クボタ鹿島工場	1	3
茨城	筑西	58 輸送用機械器具製造業	1	1		1						
茨城	筑西								61	日立化成工栗(株)下館事業所		1
茨城	筑西	66 コンクリート製造業	1	1			1					
栃木	宇都宮	58 輸送用機械器具製造業	6	6		1	5		58	富士重工業(株)宇都宮製作所		1
栃木	栃木	51 非鉄金属精錬業	1	1		1						
栃木	栃木	57 電気機械器具製造業	1	1		1						
栃木	真岡	56 機械器具製造業	1	1		1						
群馬	高崎	49 石綿製品製造業等※1	1	1			1					
群馬	高崎	61 その他の製造業	1	1				1				
群馬	前橋	47 化学工業	1	1			1					
群馬	太田								49	カキウチマテリアル(株)群馬支店		1
群馬	太田	94 その他の各種事業	1	1		1						
群馬	藤岡	70 原簿の記述が「運送業」「運送事業」	1	1			1					
埼玉	川口	54 金属製品製造業、金属加工業	2	2			2					
埼玉	川口	56 機械器具製造業	1	1			1					
埼玉	川口	58 輸送用機械器具製造業	5	5			5		58	日本車輪製造(株)蕨製作所		1
埼玉	熊谷	49 石綿製品製造業等※1	1	1			1		49	浅野防火建材(株)		1
埼玉	熊谷	94 その他の各種事業	1	1				1	94	(株)ノザワ技術研究所		1
埼玉	川越	49 石綿製品製造業等※1	1	1		1						
埼玉	川越	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
埼玉	川越	58 輸送用機械器具製造業	2	2			1	1				
埼玉	川越	66 コンクリート製造業	1	1		1						
埼玉	春日部	49 石綿製品製造業等※1	4	4		2	2		49	日本エタニットパイプ(株)鷺宮工場(現ミサワリノート(株))	1	3
埼玉	春日部								49	旭硝子ボルタレタン建材(株)久喜工場		1
埼玉	春日部								58	西武鉄道(株)所沢車両工場		1
埼玉	春日部	61 その他の製造業	1	1			1					
埼玉	所沢	94 その他の各種事業	1	1			1					
埼玉	所沢	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
埼玉	行田	58 輸送用機械器具製造業	3	3		2		1	58	曙ブレーキ工業(株)羽生製造所	1	
埼玉	行田								42	クロス工業(株)		1
埼玉	秩父	48 ガラス、セメント製造業	4	4		2	2					
埼玉	秩父	49 石綿製品製造業等※1	1	1			1		49	太平洋セメント(株)	4	6
埼玉	秩父	50 金属精錬業	1	1		1						
埼玉	さいたま	44 木材、木製品製造業	1	1			1					
埼玉	さいたま	49 石綿製品製造業等※1	3	3		2	1		49	日本エタニットパイプ(株)大宮工場(現ミサワリソート(株))	7	5
埼玉	さいたま	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
埼玉	さいたま								57	日生電機工業(株)上尾倉庫		1
埼玉	さいたま	61 その他の製造業	1	1		1						
埼玉	さいたま	66 コンクリート製造業	4	4		2	1	1				
埼玉	さいたま	94 その他の各種事業	3	3		1	2					
千葉	千葉	47 化学工業	2	2		2						

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)			
局名	署名	事業の種類	認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定業種番号	事業場名	肺がん	中皮腫
千葉	千葉								48	日本板硝子(株)千葉事業所	1	
千葉	千葉								49	飯田パッキン工業(株)千葉工場		1
千葉	千葉								49	(株)ケイアス		1
千葉	千葉	50 金属精鍊業	1	1		1			50	JFEスチール(株)		1
千葉	千葉	52 金属材料品製造業	1	1		1						
千葉	千葉	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
千葉	千葉	57 電気機械器具製造業	1	1		1						
千葉	千葉	58 輸送用機械器具製造業	1	0	1		1					
千葉	千葉	59 船舶製造、修理業	5	5		3	2		59	三井造船(株)千葉事業所	1	
千葉	千葉	66 コンクリート製造業	1	1		1						
千葉	千葉	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	4	4		3	1					
千葉	千葉	94 その他の各種事業	1	1		1						
千葉	船橋	48 ガラス、セメント製造業	2	2		1	1		48	旭硝子(株)船橋工場		1
千葉	船橋	56 機械器具製造業	1	1		1						
千葉	船橋	58 輸送用機械器具製造業	1	1		1						
千葉	柏	41 食料品製造業	1	1		1						
千葉	柏	47 化学工業	1	1		1						
千葉	柏	54 金属製品製造業、金属加工業	2	2		1	1					
千葉	銚子	57 電気機械器具製造業	1	1		1						
千葉	木更津	50 金属精鍊業	1	1		1						
千葉	茂原	49 石綿製品製造業等※1	3	2	1	2	1		49	イスミ部品工業(株)		1
千葉	茂原	50 金属精鍊業	1	1		1						
千葉	茂原	57 電気機械器具製造業	3	3			3					
千葉	成田	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1		1						
東京	中央	47 化学工業	2	2			2					
東京	中央	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
東京	中央	94 その他の各種事業	8	8		1	7					
東京	上野	44 木材、木製品製造業	1	1			1					
東京	上野	94 その他の各種事業	1	1			1					
東京	三田	56 機械器具製造業	1	0	1		1					
東京	三田								57	伊藤電機(株)		1
東京	三田								81	東京ガス(株)		1
東京	三田	94 その他の各種事業	2	2			2					
東京	品川	56 機械器具製造業	1	1			1					
東京	品川	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
東京	品川	61 その他の製造業	2	2			2					
東京	品川	94 その他の各種事業	1	1			1		94	トムレックスエ事(株)		1
東京	品川	96 倉庫業、警備業、消毒、害虫駆除の事業、ゴルフ場の事業	1	1			1					
東京	大田	47 化学工業	1	1			1		47	日本酸素(株)東京製作所		1
東京	大田	49 石綿製品製造業等※1	3	3			3		49	三好石綿工業(株)		1
東京	大田	56 機械器具製造業	2	2		1	1					
東京	大田	71 交通運輸業	1	1			1					
東京	大田	72 貨物取扱事業	1	1			1					
東京	大田	94 その他の各種事業	4	4		1	3					
東京	渋谷	44 木材、木製品製造業	1	1			1					
東京	渋谷	61 その他の製造業	1	1				1				
東京	渋谷	94 その他の各種事業	2	2		1	1					
東京	新宿								61	小峰塗装店		1
東京	新宿	94 その他の各種事業	1	1			1					
東京	新宿	99 金融業、保険業又は不動産業	1	1			1					
東京	池袋	47 化学工業	1	1				1				
東京	池袋	49 石綿製品製造業等※1	2	2		1	1					

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)			
局名	署名	事業の種類	認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定業種番号	事業場名	肺がん	中皮腫
東京	池袋	53 鋳物業	1	1			1					
東京	池袋	57 電気機械器具製造業	1	1			1					
東京	池袋	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
東京	池袋	71 交通運輸業	1	1		1						
東京	池袋	94 その他の各種事業	3	3			3					
東京	王子	49 石綿製品製造業等※1	1	1			1					
東京	王子	72 貨物取扱事業	1	1			1					
東京	足立	42 織維工業、織維製品製造業	1	1			1					
東京	足立	44 木材、木製品製造業	2	1	1		1	1				
東京	足立	47 化学工業	2	2		1		1				
東京	足立	49 石綿製品製造業等※1	1	1			1					
東京	足立	53 鋳物業	1	1			1					
東京	足立	56 機械器具製造業	1	1			1		56	今井製作所(株)		1
東京	足立	57 電気機械器具製造業	2	2		1	1					
東京	足立	58 輸送用機械器具製造業	4	2	2	2	1	1				
東京	足立	61 その他の製造業	1	1				1				
東京	足立	94 その他の各種事業	1	1			1					
東京	向島	47 化学工業	1	1			1					
東京	向島	49 石綿製品製造業等※1	2	2		1	1					
東京	向島	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
東京	向島	61 その他の製造業	1	1			1					
東京	向島	71 交通運輸業	1	1			1					
東京	向島	94 その他の各種事業	1	1			1					
東京	向島	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1				1				
東京	亀戸	48 ガラス、セメント製造業	1	1			1					
東京	亀戸	49 石綿製品製造業等※1	1	1			1					
東京	亀戸	50 金属精鍊業	1	1			1					
東京	亀戸	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
東京	亀戸	57 電気機械器具製造業	1	1			1					
東京	亀戸	58 輸送用機械器具製造業	5	5			5					
東京	亀戸	59 船舶製造、修理業	16	16		8	8	59	石川島播磨重工業(株)旧 東京第一工場		3	
東京	亀戸	94 その他の各種事業	2	2		2						
東京	江戸川	49 石綿製品製造業等※1	1	1		1						
東京	江戸川	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
東京	江戸川	93 ビルメンテナンス	1	1			1					
東京	江戸川	94 その他の各種事業	1	1			1					
東京	八王子	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
東京	八王子	94 その他の各種事業	1	1			1					
東京	立川	47 化学工業	2	2		1	1					
東京	立川	56 機械器具製造業	1	1		1						
東京	立川	57 電気機械器具製造業	1	1			1					
東京	立川	58 輸送用機械器具製造業	3	3			3					
東京	立川	71 交通運輸業	1	1		1						
東京	立川	94 その他の各種事業	1	1			1					
東京	青梅	57 電気機械器具製造業	1	1			1					
東京	三鷹	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
東京	三鷹	94 その他の各種事業	1	1			1					
神奈川	横浜南	47 化学工業	1	1		1						
神奈川	横浜南	54 金属製品製造業、金属加工業	9	9		4	4	1	54	バブコック日立(株)		1
神奈川	横浜南	58 輸送用機械器具製造業	3	3		1	2		58	東急車輛製造(株)		1
神奈川	横浜南	59 船舶製造、修理業	4	4		1	3		59	(株)アイ・エイチ・アイ・アム テック横浜工場		1
神奈川	横浜南								59	(株)新潟鐵工所横浜工場	1	

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)										2005年厚労省事業場名公表分(非建設)		
局名	署名	事業の種類	認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定業種番号	事業場名	肺がん	中皮腫
神奈川	横浜南								59	三菱重工業(株)横浜製作所		1
神奈川	横浜南								59	石川島播磨重工業(株)旧横浜第二工場		1
神奈川	横浜南	61 その他の製造業	1	1		1						
神奈川	横浜南	73 港湾貨物取扱事業	3	3			3					
神奈川	横浜南	74 港湾荷役事業	3	3		3						
神奈川	横浜南	91 清掃、火葬、と畜の事業	1	1			1					
神奈川	横浜南	94 その他の各種事業	2	2		1	1					
神奈川	鶴見	44 木材、木製品製造業	1	1			1					
神奈川	鶴見	48 ガラス、セメント製造業	1	1		1						
神奈川	鶴見	49 石綿製品製造業等※1	8	7	1	5	3		49	ニチアス(株)鶴見工場	1	2
神奈川	鶴見	57 電気機械器具製造業	5	5			5					
神奈川	鶴見	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
神奈川	鶴見	59 船舶製造、修理業	13	12	1	7	6		59	日本鋼管(株)鶴見事業所		2
神奈川	鶴見								59	(株)サノセキエンジニアリング	1	
神奈川	鶴見	61 その他の製造業	14	13	1	9	5					
神奈川	鶴見	73 港湾貨物取扱事業	1	1			1					
神奈川	鶴見	91 清掃、火葬、と畜の事業	1	1			1					
神奈川	鶴見	94 その他の各種事業	2	2		1	1					
神奈川	川崎南	47 化学工業	1	1			1					
神奈川	川崎南	50 金属精錬業	3	3		1	2		50	JFEスチール(株)東日本製鉄所		1
神奈川	川崎南	52 金属材料品製造業	1	1			1					
神奈川	川崎南	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
神奈川	川崎南	57 電気機械器具製造業	4	4		1	3		57	(株)東芝堀川町工場	1	
神奈川	川崎南	59 船舶製造、修理業	2	2		1	1		59	日立造船(株)神奈川工場		1
神奈川	川崎南	91 清掃、火葬、と畜の事業	1	0	1		1					
神奈川	川崎南	94 その他の各種事業	1	1			1					
神奈川	川崎北	44 木材、木製品製造業	1	1			1					
神奈川	川崎北	48 ガラス、セメント製造業	1	1		1			48	日本板硝子(株)川崎工場	1	
神奈川	川崎北	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1		54	不二サッシ(株)本社工場	1	
神奈川	川崎北	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
神奈川	川崎北	71 交通運輸業	1	1		1						
神奈川	川崎北	94 その他の各種事業	3	3		1	2					
神奈川	横須賀	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
神奈川	横須賀	57 電気機械器具製造業	1	1			1					
神奈川	横須賀	58 輸送用機械器具製造業	1	1		1						
神奈川	横須賀	59 船舶製造、修理業	31	31		19	11	1	59	(株)京浜自動制御	1	
神奈川	横須賀								59	住友重機械工業(株)横須賀製造所	3	10
神奈川	横須賀								59	(株)和光商会		1
神奈川	横須賀								59	(株)寿産業		1
神奈川	横須賀								59	(有)寺島木工所	1	
神奈川	横須賀								59	(有)谷口内燃機工業		1
神奈川	横須賀								59	(有)筑井造機	1	
神奈川	横須賀								59	極東マックグレゴー(株)久里浜工場	1	
神奈川	横須賀								59	相模造船鉄工(株)	1	
神奈川	横須賀								59	要工業(株)		2
神奈川	横須賀	91 清掃、火葬、と畜の事業	1		1		1					
神奈川	横須賀	94 その他の各種事業	16	16		12	4		94	横須賀防衛施設事務所	17	8
神奈川	横浜北	47 化学工業	3	3		2	1					
神奈川	横浜北	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
神奈川	横浜北	57 電気機械器具製造業	1	1			1					

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)										2005年厚労省事業場名公表分(非建設)			
局名	署名	事業の種類		認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定業種番号	事業場名	肺がん	中皮腫
神奈川	横浜北	58	輸送用機械器具製造業	4	4		3	1					
神奈川	横浜北	59	船舶製造、修理業	13	13		4	9		59	日揮(株)横浜本社		1
神奈川	横浜北									59	日本鋼管(株)鶴見造船所		1
神奈川	横浜北	61	その他の製造業	2	1	1		2					
神奈川	横浜北	71	交通運輸業	1	1			1					
神奈川	横浜北									96	(株)日新		1
神奈川	平塚	47	化学工業	2	2		1	1					
神奈川	平塚	56	機械器具製造業	1	1			1					
神奈川	平塚	57	電気機械器具製造業	1	1			1					
神奈川	平塚	61	その他の製造業	2	2		1	1					
神奈川	平塚	72	貨物取扱事業	1	1				1				
神奈川	平塚	94	その他の各種事業	1	1		1						
神奈川	藤沢	47	化学工業	1	1			1					
神奈川	藤沢	48	ガラス、セメント製造業	1	1			1					
神奈川	藤沢	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
神奈川	藤沢	59	船舶製造、修理業	1	1			1					
神奈川	藤沢	72	貨物取扱事業	1	1			1					
神奈川	藤沢	94	その他の各種事業	1	1		1						
神奈川	小田原	49	石綿製品製造業等※1	1	1		1			49	(株)クボタ小田原工場		1
神奈川	小田原	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
神奈川	小田原	61	その他の製造業	4	4		3	1					
神奈川	厚木	47	化学工業	3	2	1	2	1					
神奈川	厚木									49	日本バルカーワークス(株)厚木工場		1
神奈川	厚木									49	湘南スレート工業(株)		1
神奈川	厚木	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
神奈川	厚木	56	機械器具製造業	4	4			4					
神奈川	厚木									58	日本ラインツ(株)		1
神奈川	厚木	61	その他の製造業	4	2	2	3	1					
神奈川	厚木	94	その他の各種事業	2	2			2					
神奈川	相模原	48	ガラス、セメント製造業	1	1		1						
神奈川	相模原	56	機械器具製造業	1	1			1					
新潟	新潟	51	非鉄金属精錬業	1	1			1					
新潟	新潟	53	鋳物業	2	2			1	1				
新潟	新潟	56	機械器具製造業	8	8		5	3					
新潟	新潟	58	輸送用機械器具製造業	3	3		1	2					
新潟	新潟	59	船舶製造、修理業	15	15		6	5	4	59	(株)新潟鐵工所新潟造船工場		1
新潟	新潟	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	2	2			1	1				
新潟	新潟	94	その他の各種事業	1	1		1						
新潟	高田	47	化学工業	6	6		2	2	2				
新潟	柏崎	24	原油、天然ガス工業	1	1		1						
新潟	柏崎	56	機械器具製造業	1	1			1					
新潟	新発田	47	化学工業	1	1			1					
新潟	新発田									49	アイコー(株)新潟製造所		1
新潟	新発田	56	機械器具製造業	1	1			1					
新潟	新発田	58	輸送用機械器具製造業	1	1		1						
新潟	小出	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
富山	富山	47	化学工業	1	1			1					
富山	富山	56	機械器具製造業	1	0	1			1				
富山	富山	59	船舶製造、修理業	3	3			3		59	日本海重工業(株)		1
富山	富山	91	清掃、火葬、土畜の事業	1	0	1		1					
富山	高岡	51	非鉄金属精錬業	1	1			1					
富山	高岡	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)				
局名	署名	事業の種類		認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定業種番号	事業場名	肺がん	中皮腫
富山	高岡	56	機械器具製造業	1	1			1					
富山	魚津	41	食料品製造業	1	1			1					
富山	砺波	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
石川	七尾	59	船舶製造、修理業	1	1				1				
石川	七尾	70	原簿の記述が「運送業」「運送事業」	1	1				1				
福井	福井	57	電気機械器具製造業	1	1			1					
福井	福井	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
福井	敦賀	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
福井	武生	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
福井	武生	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
山梨	鰐沢	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
長野	松本	49	石綿製品製造業等※1	1	1			1					
長野	岡谷	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
長野	上田	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1	1			1					
長野	大町	57	電気機械器具製造業	2	2			2					
長野	長野	49	石綿製品製造業等※1	7	7			2	5	49	トヨノセラテック(株)(ニチアスセラテック(株)トヨノ工場)	1	
長野	長野	58	輸送用機械器具製造業	11	5	6	8	2	1	58	東日本旅客鉄道(株)長野支社	1	
長野	長野									58	日本機材工業(株)((株)日本機材)	1	
長野	長野	72	貨物取扱事業	1	1		1						
岐阜	岐阜	41	食料品製造業	1	1			1					
岐阜	岐阜	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
岐阜	岐阜	48	ガラス、セメント製造業	1	1			1					
岐阜	岐阜	49	石綿製品製造業等※1	15	13	2	11	4		49	ニチアス(株)羽島工場	7	10
岐阜	岐阜	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
岐阜	岐阜	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
岐阜	大垣	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1				1				
岐阜	大垣	61	その他の製造業	1	1			1					
岐阜	高山	21	金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	1	1			1					
岐阜	関	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
静岡	浜松	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
静岡	浜松	56	機械器具製造業	1	1			1					
静岡	静岡	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
静岡	静岡	45	パルプ、紙製造業	1	1		1						
静岡	静岡	54	金属製品製造業、金属加工業	5	5			5					
静岡	静岡	56	機械器具製造業	2	2			2					
静岡	静岡	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
静岡	静岡	59	船舶製造、修理業	14	14		4	10		59	日本鋼管(株)清水製作所(JFEエンジニアリング(株)清水製作所)	1	
静岡	静岡									59	本木工業所	1	
静岡	静岡									72	鯨陽陸運(有)	1	
静岡	静岡	74	港湾荷役事業	1	1			1					
静岡	沼津	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
静岡	三島	94	その他の各種事業	1	1			1					
静岡	富士	41	食料品製造業	1	1			1					
静岡	富士	45	パルプ、紙製造業	4	4		2	2					
静岡	富士	47	化学工業	12	11	1	4	7	1	47	富士化工(株)	1	
静岡	富士	49	石綿製品製造業等※1	1	1		1			49	ウペボード(株)富士工場	1	
静岡	富士	66	コンクリート製造業	1	1				1				
静岡	富士	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1		1						

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)										2005年厚労省事業場名公表分(非建設)				
局名	署名	事業の種類			認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定業種番号	事業場名	肺がん	中皮腫
静岡	磐田	49	石綿製品製造業等※1		4	3	1	1	3		49	ニチアス(株)袋井工場	1	3
静岡	磐田										49	三和パッキング工業(株)袋井工場		1
静岡	磐田	52	金属材料品製造業		1	1			1					
静岡	磐田	58	輸送用機械器具製造業		1	1			1					
静岡	磐田	61	その他の製造業		1	0	1	1						
静岡	磐田	72	貨物取扱事業		1	1		1						
静岡	島田	44	木材、木製品製造業		1	0	1		1					
愛知	名古屋北	47	化学工業		1	1			1					
愛知	名古屋北	94	その他の各種事業		4	4		2	2					
愛知	名古屋南	44	木材、木製品製造業		1	1			1					
愛知	名古屋南	47	化学工業		2	2		1	1					
愛知	名古屋南	49	石綿製品製造業等※1		1	1			1		49	(有)中谷商店	1	
愛知	名古屋南										49	共立マテリアル(株)	1	
愛知	名古屋南	51	非鉄金属精錬業		2	2		1	1					
愛知	名古屋南										54	(有)昭南設備工業	1	
愛知	名古屋南										54	南州鉄工(株)	1	
愛知	名古屋南	56	機械器具製造業		3	3		2	1					
愛知	名古屋南	66	コンクリート製造業		2	2		1	1					
愛知	名古屋南	72	貨物取扱事業		1	1			1					
愛知	名古屋南	73	港湾貨物取扱事業		5	5		3	2					
愛知	名古屋南										74	大源海運(株)	1	
愛知	名古屋南	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業		1	1			1					
愛知	名古屋南	94	その他の各種事業		2	2		1	1					
愛知	名古屋東	58	輸送用機械器具製造業		5	5		1	4					
愛知	名古屋東	61	その他の製造業		1	1			1					
愛知	名古屋東	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業		1	1			1					
愛知	名古屋東	94	その他の各種事業		6	6		1	5					
愛知	名古屋東	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業		1	1			1					
愛知	豊橋	58	輸送用機械器具製造業		17	17		6	11					
愛知	岡崎	42	繊維工業、繊維製品製造業		1	1			1					
愛知	岡崎										47	日本エステル(株)岡崎工場	1	
愛知	半田	44	木材、木製品製造業		1	1		1						
愛知	半田										49	(株)エーアンドエー愛知	1	
愛知	半田	50	金属精錬業		2	2		1	1					
愛知	半田	54	金属製品製造業、金属加工業		5	5			5					
愛知	半田										59	石川島播磨重工業(株)旧名古屋工場・愛知工場	1	
愛知	半田	72	貨物取扱事業		1	1			1					
愛知	津島	42	繊維工業、繊維製品製造業		1	1			1					
愛知	津島										49	三菱マテリアル建材(株)	1	
愛知	津島	56	機械器具製造業		1	1			1					
愛知	津島	66	コンクリート製造業		3	3		2	1					
愛知	瀬戸	62	陶磁器製品製造業		1	1			1					
愛知	刈谷	44	木材、木製品製造業		1	1			1					
愛知	西尾支所	94	その他の各種事業		1	1			1					
愛知	江南	56	機械器具製造業		1	1			1					
愛知	江南	58	輸送用機械器具製造業		1	1			1					
愛知	名古屋西	42	繊維工業、繊維製品製造業		2	2		1	1					
愛知	名古屋西										49	(株)ミヤデラ名古屋工場	1	
愛知	名古屋西	54	金属製品製造業、金属加工業		2	2			2					
愛知	名古屋西	58	輸送用機械器具製造業		1	1			1					
愛知	名古屋西	94	その他の各種事業		1	1			1					
愛知	豊田	58	輸送用機械器具製造業		2	1	1	1	1					

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)				
局名	署名	事業の種類		認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定業種番号	事業場名	肺がん	中皮腫
愛知	豊田	94	その他の各種事業	2	2			2					
三重	四日市	48	ガラス、セメント製造業	2	2		1	1					
三重	四日市	57	電気機械器具製造業	1	1			1					
三重	四日市	74	港湾荷役事業	1	1		1						
三重	津	47	化学工業	1	1		1						
三重	津									59	日本鋼管(株)津製作所	1	
三重	熊野	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
三重	伊賀	72	貨物取扱事業	1	1			1					
滋賀	大津	42	織維工業、織維製品製造業	8	8		3	5					
滋賀	大津	48	ガラス、セメント製造業	7	7		2	5		48	日本電気硝子(株)	1	
滋賀	大津	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
滋賀	大津	56	機械器具製造業	1	1			1					
滋賀	大津	57	電気機械器具製造業	1	1		1						
滋賀	大津	91	清掃、火葬、と畜の事業	1	1			1					
滋賀	彦根	61	その他の製造業	1	1			1					
滋賀	長浜	48	ガラス、セメント製造業	1	1			1					
滋賀	八日市									49	(株)クボタ滋賀工場	2	
京都	京都上	42	織維工業、織維製品製造業	1	1			1					
京都	京都上	57	電気機械器具製造業	1	1		1						
京都	京都上	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
京都	京都上	60	計量器、光学器械、時計等製造業	1	1			1					
京都	京都下	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
京都	京都下	66	コンクリート製造業	1	1			1					
京都	京都下	94	その他の各種事業	1	1		1						
京都	京都南	42	織維工業、織維製品製造業	3	3			3					
京都	京都南	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
京都	京都南	94	その他の各種事業	1	1			1					
京都	舞鶴	48	ガラス、セメント製造業	1	1			1		48	日本板硝子(株)舞鶴工場	1	
京都	舞鶴	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
京都	舞鶴	59	船舶製造、修理業	4	4			4		59	日立造船(株)舞鶴工場	1	
京都	舞鶴	72	貨物取扱事業	1	1			1					
大阪	大阪中央	41	食料品製造業	1	0	1		1					
大阪	大阪中央	42	織維工業、織維製品製造業	2	1	1	1	1					
大阪	大阪中央	47	化学工業	2	2			2		47	大和産業(株)	1	
大阪	大阪中央	49	石綿製品製造業等※1	1	1			1		49	東洋スレート(株)	1	
大阪	大阪中央	54	金属製品製造業、金属加工業	2	2		1	1					
大阪	大阪中央	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
大阪	大阪中央	59	船舶製造、修理業	1	1			1					
大阪	大阪中央	71	交通運輸業	2	2		1	1					
大阪	大阪中央	93	ビルメンテナンス	1	1		1						
大阪	大阪中央	94	その他の各種事業	3	2	1		3					
大阪	大阪中央	96	倉庫業、警備業、消毒、害虫駆除の事業、ゴルフ場の事業	1	1			1					
大阪	大阪中央	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
大阪	大阪南	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
大阪	大阪南	49	石綿製品製造業等※1	10	8	2	4	6					
大阪	大阪南	53	鋳物業	1	1			1					
大阪	大阪南	58	輸送用機械器具製造業	3	3		1	2					
大阪	大阪南	59	船舶製造、修理業	13	13		5	8					
大阪	大阪南	71	交通運輸業	1	1			1					
大阪	大阪南	94	その他の各種事業	2	2		2						
大阪	天満									49	浅野スレート(株)大阪工場	1	
大阪	天満	72	貨物取扱事業	1	1			1					
大阪	天満	94	その他の各種事業	5	5		1	4					

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)				
局名	署名	事業の種類		認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定業種番号	事業場名	肺がん	中皮腫
大阪	大阪西	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
大阪	大阪西									49	嘉島パッキング(株)	1	
大阪	大阪西									54	勝栄鋼材(株)	1	
大阪	大阪西	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
大阪	大阪西	59	船舶製造、修理業	17	17		12	5		59	ハイテック(株)	1	
大阪	大阪西									59	日立造船(株)大阪工場	1	
大阪	大阪西	70	原簿の記述が「運送業」「運送事業」	1	1		1						
大阪	大阪西	73	港湾貨物取扱事業	2	2		1	1					
大阪	大阪西	74	港湾荷役事業	1	1			1					
大阪	大阪西	94	その他の各種事業	3	3		1	2					
大阪	大阪西	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
大阪	西野田	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
大阪	西野田	47	化学工業	1	1			1					
大阪	西野田	49	石綿製品製造業等※1	1	1			1					
大阪	西野田	50	金属精鍊業	3	3			3					
大阪	西野田	52	金属材料品製造業	1	1			1					
大阪	西野田	56	機械器具製造業	4	4			4					
大阪	西野田	57	電気機械器具製造業	1	1			1					
大阪	西野田	59	船舶製造、修理業	4	4		1	3		59	日立造船(株)桜島工場	2	
大阪	西野田	61	その他の製造業	1	1			1					
大阪	西野田	70	原簿の記述が「運送業」「運送事業」	1	1			1					
大阪	西野田	72	貨物取扱事業	2	2		1	1					
大阪	西野田	93	ビルメンテナンス	2	2		1	1					
大阪	西野田	94	その他の各種事業	1	1			1					
大阪	西野田	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
大阪	淀川	47	化学工業	3	3		1	2					
大阪	淀川	50	金属精鍊業	1	1			1					
大阪	淀川	54	金属製品製造業、金属加工業	3	3			3		54	(株)丸忠	1	
大阪	淀川	56	機械器具製造業	5	5			5		56	(株)ベーカーズプロダクション	1	
大阪	淀川	58	輸送用機械器具製造業	2	1	1	1	1					
大阪	淀川	61	その他の製造業	1	1				1				
大阪	淀川	71	交通運輸業	1	1			1					
大阪	淀川	94	その他の各種事業	2	1	1		2		94	(株)イケウチ	1	
大阪	淀川									?	ウラノ(株)	1	
大阪	淀川									?	杉浦工業所	1	
大阪	東大阪	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
大阪	東大阪	47	化学工業	10	10		5	5		47	大島応用化学工業(株)	1	
大阪	東大阪	49	石綿製品製造業等※1	9	5	4	5	2	2	49	五陵石綿(株)	1	
大阪	東大阪									49	日本バルカーワークス(株)八尾工場	2	
大阪	東大阪	52	金属材料品製造業	1	1			1					
大阪	東大阪	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
大阪	東大阪	56	機械器具製造業	1	1			1		56	理化工業(株)	1	
大阪	東大阪	58	輸送用機械器具製造業	19	19		3	16		58	久代ブレーキ工業(株)八尾工場	1	
大阪	東大阪	61	その他の製造業	1	1			1					
大阪	東大阪	72	貨物取扱事業	1	1			1					
大阪	東大阪	94	その他の各種事業	1	1			1					
大阪	岸和田	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
大阪	岸和田	49	石綿製品製造業等※1	34	24	10	19	14	1	49	(株)栄屋石綿紡織所	3	
大阪	岸和田									49	(有)北浦瓦製作所	1	
大阪	岸和田									49	ミツイ	2	
大阪	岸和田									49	三好石綿工業(株)	2	
大阪	岸和田									49	草竹産業(株)	1	

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)			
局名	署名	事業の種類	認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定業種番号	事業場名	肺がん	中皮腫
大阪	岸和田								49	竹村産業	1	
大阪	岸和田								49	南海パッキン工業(株)	1	
大阪	岸和田								49	米崎石綿工業所	1	
大阪	岸和田								49	理成石綿工業(株)	1	
大阪	岸和田	56 機械器具製造業	1	1			1					
大阪	岸和田	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
大阪	堺	42 繊維工業、繊維製品製造業	3	3		1	2		42	ヘッシャン商事(株)	1	
大阪	堺	44 木材、木製品製造業	1	1			1					
大阪	堺	49 石綿製品製造業等※1	2	1	1	1	1					
大阪	堺	51 非鉄金属精錬業	2	2			2					
大阪	堺	52 金属材料品製造業	1	1			1					
大阪	堺	54 金属製品製造業、金属加工業	2	2			2					
大阪	堺	56 機械器具製造業	1	1			1					
大阪	堺	58 輸送用機械器具製造業	9	9			9					
大阪	堺	59 船舶製造、修理業	5	5		4	1					
大阪	堺	72 貨物取扱事業	4	3	1	1	3					
大阪	堺	94 その他の各種事業	1	1			1					
大阪	羽曳野	49 石綿製品製造業等※1	3	2	1		2	1				
大阪	北大阪	49 石綿製品製造業等※1	2	2		1	1		49	五陵石綿(株)	1	
大阪	北大阪	50 金属精錬業	2	2			2					
大阪	北大阪	54 金属製品製造業、金属加工業	4	4		1	3					
大阪	北大阪	56 機械器具製造業	4	4			3	1				
大阪	北大阪	57 電気機械器具製造業	1	1		1						
大阪	北大阪	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
大阪	北大阪	94 その他の各種事業	2	2			2					
大阪	北大阪	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
大阪	泉大津	44 木材、木製品製造業	1	0	1		1					
大阪	泉大津								47	オーツタイヤ(株)	1	
大阪	泉大津	56 機械器具製造業	1	1			1		56	渡辺工業(株)	1	
大阪	茨木	42 繊維工業、繊維製品製造業	1	0	1		1					
大阪	茨木	44 木材、木製品製造業	1	1			1					
大阪	茨木	48 ガラス、セメント製造業	2	2			2					
大阪	茨木	49 石綿製品製造業等※1	2	2		1	1		49	(株)エーアンドエーマテリアル大阪工場	1	
大阪	茨木	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1		54	日本スピンドル建材(株)	1	
大阪	茨木	56 機械器具製造業	1	1			1					
大阪	茨木	57 電気機械器具製造業	3	3			3					
大阪	茨木	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
大阪	茨木	66 コンクリート製造業	2	2		1	1					
大阪	茨木	94 その他の各種事業	1	1			1					
兵庫	神戸東	46 印刷、製本業	1	0	1		1					
兵庫	神戸東	47 化学工業	1	1			1					
兵庫	神戸東	50 金属精錬業	7	7		1	6		50	(株)神戸製鋼所神戸製鉄所	1	1
兵庫	神戸東								50	川崎製鉄(株)阪神製造所	1	
兵庫	神戸東	52 金属材料品製造業	1	1			1					
兵庫	神戸東	56 機械器具製造業	7	7		3	3	1	56	石崎(株)	1	
兵庫	神戸東	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
兵庫	神戸東	59 船舶製造、修理業	20	20		5	14	1	59	川崎重工業(株)神戸工場	3	
兵庫	神戸東	73 港湾貨物取扱事業	4	4		2	2					
兵庫	神戸東	74 港湾荷役事業	18	17	1	9	9		74	幸進運輸	1	
兵庫	神戸東								74	甲陽運輸(株)	1	
兵庫	神戸東	94 その他の各種事業	7	7		4	3					
兵庫	神戸東	96 倉庫業、警備業、消毒、害虫駆除の事業、ゴルフ場の事業	4	4		2	2					

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)			
局名	署名	事業の種類	認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定業種番号	事業場名	肺がん	中皮腫
兵庫	神戸東	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1		98	(有)インテルナきたむら		1
兵庫	神戸西	47 化学工業	3	2	1	2		1				
兵庫	神戸西	49 石綿製品製造業等※1	1	1			1					
兵庫	神戸西	50 金属精鍊業	1	1			1					
兵庫	神戸西	54 金属製品製造業、金属加工業	2	2		1	1					
兵庫	神戸西	56 機械器具製造業	28	28		12	16		56	ヨークジャパン(株)		1
兵庫	神戸西	57 電気機械器具製造業	1	1		1						
兵庫	神戸西	58 輸送用機械器具製造業	21	21		3	18		58	川崎重工業(株)車輌カンパニー一兵庫工場		8
兵庫	神戸西	59 船舶製造、修理業	10	10		3	6	1	59	三菱重工業(株)神戸造船所		7
兵庫	神戸西								59	河原冷熱工業(株)		2
兵庫	神戸西								59	神戸船渠工業(株)		1
兵庫	神戸西	61 その他の製造業	1	1		1						
兵庫	神戸西	72 貨物取扱事業	1	1			1					
兵庫	神戸西	74 港湾荷役事業	1	1		1						
兵庫	神戸西	94 その他の各種事業	2	2			2					
兵庫	神戸西	98 清掃、火葬、と畜の事業	1	1			1					
兵庫	神戸西								?	安藤工業(株)		1
兵庫	尼崎	41 食料品製造業	1	1			1					
兵庫	尼崎	45 パルプ、紙製造業	2	2			2					
兵庫	尼崎	47 化学工業	3	3		1	2					
兵庫	尼崎	49 石綿製品製造業等※1	28	27	1	14	13	1	49	(株)クボタ大浜工場神崎分工場	14	33
兵庫	尼崎								49	(株)中川工業所		2
兵庫	尼崎								49	(株)クボタ阪神工場		1
兵庫	尼崎	50 金属精鍊業	2	2			2					
兵庫	尼崎	51 非鉄金属精鍊業	1	1			1					
兵庫	尼崎	52 金属材料品製造業	1	1			1		52	神鋼鋼線工業(株)		1
兵庫	尼崎	53 鋳物業	2	2		1	1					
兵庫	尼崎	54 金属製品製造業、金属加工業	7	7		1	6		54	岩住サッシ(株)		1
兵庫	尼崎								54	古市建設		1
兵庫	尼崎	56 機械器具製造業	19	18	1	2	15	2				
兵庫	尼崎	57 電気機械器具製造業	3	3			3		57	三菱電機(株)交通システム事業所		1
兵庫	尼崎	58 輸送用機械器具製造業	8	7	1		8					
兵庫	尼崎	61 その他の製造業	2	2		1	1					
兵庫	尼崎	72 貨物取扱事業	6	6		3	3		72	クボニ運送(株)	1	1
兵庫	尼崎								72	日本通運(株)阪神支店		1
兵庫	尼崎	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	7	7			6	1				
兵庫	尼崎	93 ビルメンテナンス	1	1			1					
兵庫	尼崎	94 その他の各種事業	19	19		10	9		94	(社)日本水道協会神崎検査所		1
兵庫	姫路								47	(株)日本触媒姫路製造所		1
兵庫	姫路	49 石綿製品製造業等※1	1	1			1					
兵庫	姫路	50 金属精鍊業	4	4			3	1	50	新日本製鐵(株)広畠製鐵所		2
兵庫	姫路	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1		81	関西電力(株)姫路第2火力発電所		1
兵庫	伊丹								49	日本ビラーエ業(株)三田工場		1
兵庫	伊丹	53 鋳物業	1	1		1						
兵庫	伊丹	54 金属製品製造業、金属加工業	2	2			2					
兵庫	伊丹	56 機械器具製造業	1	1			1					
兵庫	伊丹	61 その他の製造業	1	1		1						
兵庫	伊丹	94 その他の各種事業	1	1		1						
兵庫	西宮	41 食料品製造業	1	1			1					
兵庫	西宮	42 繊維工業、繊維製品製造業	1	1		1						

2005年厚労省事業場名公表分(非建設)										
局名	署名	事業の種類			認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他
兵庫	西宮	49	石綿製品製造業等※1		3	3		1	2	
兵庫	西宮									50 川崎製鉄(株)千葉製鉄所西宮工場
兵庫	西宮	52	金属材料品製造業		1	1			1	
兵庫	西宮	54	金属製品製造業、金属加工業		1	1			1	
兵庫	西宮	56	機械器具製造業		4	4		1	3	
兵庫	西宮	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		1	1			1	
兵庫	西宮	74	港湾荷役事業		1	1		1		
兵庫	西宮	94	その他の各種事業		3	3			3	
兵庫	西宮	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業		1	0	1		1	
兵庫	加古川	42	繊維工業、繊維製品製造業		1	1			1	
兵庫	加古川	47	化学工業		7	7		2	4	1
兵庫	加古川	49	石綿製品製造業等※1		8	8		5	2	1
兵庫	加古川	54	金属製品製造業、金属加工業		5	5		2	3	
兵庫	加古川	56	機械器具製造業		11	11		3	6	2
兵庫	加古川	60	計量器、光学器械、時計等製造業		2	2		1	1	
兵庫	加古川	72	貨物取扱事業		1	1		1		
兵庫	加古川	94	その他の各種事業		3	3		1	2	
兵庫	但馬									42 ゲンゼ(株)梁瀬工場
兵庫	但馬	94	その他の各種事業		1	1			1	
兵庫	相生	54	金属製品製造業、金属加工業		1	1		1		
兵庫	相生	59	船舶製造、修理業		17	16	1	3	14	59 石川島播磨重工業(株)
兵庫	淡路	59	船舶製造、修理業		1	1		1		
奈良	奈良	49	石綿製品製造業等※1		10	4		1	9	49 竜田工業(株)
奈良	奈良	57	電気機械器具製造業		1	1			1	
奈良	奈良	61	その他の製造業		1	1		1		
奈良	葛城	49	石綿製品製造業等※1		32	18	14	18	12	2
奈良	葛城									49 (株)たつみや製作所
奈良	葛城	72	貨物取扱事業		1	1			1	72 日本通運(株)奈良支店
和歌山	和歌山	42	繊維工業、繊維製品製造業		1	1		1		
和歌山	和歌山	50	金属精錬業		4	4		1	3	
和歌山	和歌山	54	金属製品製造業、金属加工業		1	1		1		
和歌山	和歌山									56 辰和工業(株)和歌山事業所
和歌山	和歌山	58	輸送用機械器具製造業		1	1			1	
和歌山	和歌山	61	その他の製造業		1	1			1	61 新興ブランテック(株)和歌山事業所
和歌山	和歌山	94	その他の各種事業		1	1			1	
和歌山	御坊	42	繊維工業、繊維製品製造業		1	0	1	1		
和歌山	御坊	54	金属製品製造業、金属加工業		1	1		1		
和歌山	御坊	59	船舶製造、修理業		1	1		1		
和歌山	御坊	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業		1	1			1	
和歌山	橋本	42	繊維工業、繊維製品製造業		1	0	1	1		
和歌山	田辺	58	輸送用機械器具製造業		1	1			1	
和歌山	新宮	45	パルプ、紙製造業		1	1			1	
和歌山	新宮	59	船舶製造、修理業		1	1		1		
和歌山	新宮									61 前岡工作所
鳥取	米子	94	その他の各種事業		1	1			1	
島根	松江	50	金属精錬業		1	1		1		
島根	浜田	25	採石業		3	3		3		
岡山	岡山	42	繊維工業、繊維製品製造業		2	2		1	1	
岡山	岡山	59	船舶製造、修理業		32	32		15	16	1
岡山	岡山	61	その他の製造業		2	2		2		
岡山	岡山	66	コンクリート製造業		1	1			1	

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)			
局名	署名	事業の種類	認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定業種番号	事業場名	肺がん	中皮腫
岡山	岡山	72 貨物取扱事業	1	1		1						
岡山	岡山	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	5	4	1	4	1		81	中国電力(株)三播発電所	1	
岡山	岡山	94 その他の各種事業	2	2			2					
岡山	倉敷	42 織維工業、織維製品製造業	5	5		1	4					
岡山	倉敷	47 化学工業	1	1		1			47	(株)クラレ倉敷事業所	1	
岡山	倉敷	49 石綿製品製造業等※1	3	2	1	3						
岡山	倉敷	50 金属精鍊業	2	2		2						
岡山	倉敷	58 輸送用機械器具製造業	2	2		2						
岡山	倉敷	59 船舶製造、修理業	2	2		2			59	(株)サノヤス・ヒシノ明昌水島製造所	1	
岡山	倉敷								59	野島船舶(株)	1	
岡山	倉敷								61	(株)ニシモト	1	
岡山	倉敷								61	ルームクリーン岡山(株)	1	
岡山	倉敷	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1		1						
岡山	倉敷	94 その他の各種事業	1	1			1					
岡山	玉野								49	関西工業(株)	1	
岡山	玉野	59 船舶製造、修理業	7	6	1	3	4		59	(株)三造エムテック	1	
岡山	玉野								59	(有)尾崎工業所	1	
岡山	玉野								59	三井造船(株)玉野事業所	9	8
岡山	玉野								59	三栄工業(株)	1	
岡山	玉野								59	三国工業(株)	1	
岡山	玉野								59	山陽鑄機工業(株)	1	
岡山	玉野								61	大同塗装(株)	1	
岡山	笠岡	47 化学工業	2	2		2						
岡山	笠岡	59 船舶製造、修理業	1	1		1						
岡山	和気	49 石綿製品製造業等※1	2	2		2			49	(株)セラテクノ	1	
広島	広島中央	49 石綿製品製造業等※1	3	3		2	1					
広島	広島中央	56 機械器具製造業	5	5		1	4					
広島	広島中央	58 輸送用機械器具製造業	9	9			9		58	マツダ(株)本社工場	3	
広島	広島中央	59 船舶製造、修理業	11	10	1	4	7		59	(株)宇品造船所	1	
広島	広島中央								59	金輪船渠(株)	1	
広島	広島中央	61 その他の製造業	1	0	1		1					
広島	広島中央	72 貨物取扱事業	1	1			1					
広島	広島中央	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1		1						
広島	広島中央	94 その他の各種事業	1	1			1					
広島	広島中央	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	4	4			4					
広島	呉	44 木材、木製品製造業	2	2		1	1					
広島	呉	47 化学工業	1	1			1					
広島	呉	50 金属精鍊業	1	1			1					
広島	呉	54 金属製品製造業、金属加工業	4	4		2	2					
広島	呉	56 機械器具製造業	4	3	1	2	2					
広島	呉	57 電気機械器具製造業	1	1		1						
広島	呉	59 船舶製造、修理業	38	37	1	17	21		59	(株)IHIマリンユナイド呉工場(石川島播磨重工業(株)旧呉第一工場)	2	13
広島	呉								59	明星工業(株)(石川島播磨重工業(株)旧呉第1工場構内下請け)	1	
広島	呉								59	バブコック日立(株)呉事業所	1	
広島	呉								59	国興産業(株)呉支店	1	
広島	呉								59	播磨造船所(株)呉船渠	1	
広島	呉	91 清掃、火葬、と畜の事業	1	1			1					
広島	福山	41 食料品製造業	1	1		1						
広島	福山	50 金属精鍊業	1	1		1			50	JFEメカニカル(株)	1	

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)										2005年厚労省事業場名公表分(非建設)			
局名	署名	事業の種類		認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定業種番号	事業場名	肺がん	中皮腫
広島	福山	59	船舶製造、修理業	2	2		2			59	常石エンタープライズ(株)	1	
広島	福山									56	萬成工業(株)	1	
広島	三原	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
広島	三原	56	機械器具製造業	2	2			2					
広島	三原	57	電気機械器具製造業	1	1			1					
広島	三原	58	輸送用機械器具製造業	1	0	1		1					
広島	三原	59	船舶製造、修理業	3	3			3					
広島	尾道	59	船舶製造、修理業	23	22	1	6	17		59	(株)ナカタ・マックコーポレーション	1	
広島	尾道									59	小川工業所	1	
広島	尾道									59	尾道造船(株)尾道造船所	1	
広島	尾道									59	日立造船(株)向島工場	1	
広島	広島北	56	機械器具製造業	3	3			3					
広島	広島北	61	その他の製造業	1	1		1						
広島	廿日市	45	パルプ、紙製造業	1	1			1					
広島	廿日市	94	その他の各種事業	1	1			1					
山口	下関	59	船舶製造、修理業	6	6			6		59	三菱重工業(株)下関造船所	3	
山口	下関									59	神戸船舶装備(株)下関工場	1	
山口	宇部	47	化学工業	7	7		4	3					
山口	宇部									49	ふじスチレート工業(株)	1	
山口	宇部	66	コンクリート製造業	7	5	2	6	1					
山口	宇部	72	貨物取扱事業	1	1			1					
山口	宇部	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
山口	徳山	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
山口	徳山	47	化学工業	2	2			2					
山口	徳山									50	周南電工(株)	1	
山口	徳山	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
山口	徳山	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
山口	徳山	94	その他の各種事業	2	1	1		1	1				
山口	下松	56	機械器具製造業	1	1			1					
山口	下松	58	輸送用機械器具製造業	12	12		3	9		58	(株)日立製作所笠戸工場	1	
山口	下松	59	船舶製造、修理業	2	2			2					
山口	岩国	42	繊維工業、繊維製品製造業	2	2			2					
山口	岩国	56	機械器具製造業	2	2			2					
山口	岩国	94	その他の各種事業	3	3		1	2					
山口	小野田	47	化学工業	1	1			1					
山口	小野田	48	ガラス、セメント製造業	1	0	1		1					
山口	小野田	59	船舶製造、修理業	2	2		1		1				
山口	小野田	94	その他の各種事業	1	1				1				
山口	山口	41	食料品製造業	1	1			1					
山口	山口	72	貨物取扱事業	1	1			1					
徳島	徳島	94	その他の各種事業	1	1			1					
徳島	鳴門	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
徳島	鳴門	61	その他の製造業	1	1			1					
徳島	三好	56	機械器具製造業	1	1			1					
香川	高松	49	石綿製品製造業等※1	18	18		11	5	2	49	エタニットパイプ(株)(旧日本エタニットパイプ高松(四国)工場)	3	8
香川	高松	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
香川	高松	58	輸送用機械器具製造業	2	2			2					
香川	高松	59	船舶製造、修理業	1	1			1					
香川	高松	72	貨物取扱事業	1	1			1					
香川	高松	74	港湾荷役事業	1	1		1			74	日本塩回送(株)高松出張所	1	
香川	高松	94	その他の各種事業	1	1			1		94	(社)日本水道協会		1

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)				
局名	署名	事業の種類		認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定業種番号	事業場名	肺がん	中皮腫
香川	高松	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	2	2			2					
香川	丸亀	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
香川	丸亀	59	船舶製造、修理業	1	1		1						
香川	坂出	59	船舶製造、修理業	4	4		1	2	1	59	川崎重工業(株)坂出工場	1	
香川	坂出	94	その他の各種事業	1	1			1					
香川	観音寺	47	化学工業	13	12	1	8	4	1	47	神島化学工業(株)	1	
香川	観音寺	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
香川	東かがわ	49	石綿製品製造業等※1	1	1				1				
香川	東かがわ									58	JA香川県	1	
香川	東かがわ									58	ジェイエイ香川オートサービス	1	
香川	東かがわ	59	船舶製造、修理業	2	2		1	1					
愛媛	松山	42	繊維工業、繊維製品製造業	6	6		4	2					
愛媛	松山	47	化学工業	1	1			1					
愛媛	新居浜	42	繊維工業、繊維製品製造業	2	2		1	1					
愛媛	新居浜	45	パルプ、紙製造業	1	1			1					
愛媛	新居浜	47	化学工業	8	8		5	3		47	クラレ西条(株)	1	
愛媛	新居浜	51	非鉄金属精錬業	2	2		1	1					
愛媛	新居浜	56	機械器具製造業	1	1			1					
愛媛	新居浜	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	2	2			2					
愛媛	今治	41	食料品製造業	1	1			1					
愛媛	今治	59	船舶製造、修理業	6	6		4	2		59	(株)エスケーディーサービス	1	
愛媛	今治									?	坂上工業社	1	
愛媛	八幡浜									53	エヒメ鋳造(株)	1	
愛媛	八幡浜	59	船舶製造、修理業	1	1		1						
高知	高知	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
高知	高知	59	船舶製造、修理業	2	2		2						
高知	高知	99	金融業、保険業又は不動産業	1	1			1					
高知	安芸	51	非鉄金属精錬業	1	1			1					
福岡	福岡中央	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
福岡	福岡中央	47	化学工業	1	1		1						
福岡	福岡中央									49	(株)エーアンドエーマテリアル九州支店	1	
福岡	福岡中央									49	オタライ特(株)	1	
福岡	福岡中央												
福岡	福岡中央	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
福岡	福岡中央	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
福岡	福岡中央									59	(株)エーアンドエーマテリアル(旧(株)アスク福岡支店所属)造船業の構内下請	1	
福岡	福岡中央	91	清掃、火葬、と畜の事業	1	1		1						
福岡	福岡中央	94	その他の各種事業	1	1			1					
福岡	福岡中央	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	3	3		1	2					
福岡	大牟田	47	化学工業	2	2		2						
福岡	大牟田	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
福岡	久留米	49	石綿製品製造業等※1	1	1			1					
福岡	久留米	56	機械器具製造業	1	1			1					
福岡	久留米	71	交通運輸業	1	1			1					
福岡	北九州西	47	化学工業	2	2			2					
福岡	北九州西	48	ガラス、セメント製造業	4	4		1	3					
福岡	北九州西	49	石綿製品製造業等※1	1	1		1						
福岡	北九州西	50	金属精錬業	2	2			2		50	黒崎播磨(株)	1	
福岡	北九州西									50	新日本製鐵(株)エンジニアリング事業本部プラント環境事業部	1	

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)			
局名	署名	事業の種類	認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定業種番号	事業場名	肺がん	中皮腫
福岡	北九州西	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
福岡	北九州西	56 機械器具製造業	2	2			2					
福岡	北九州西								59	三葉工業(株)	1	
福岡	北九州西	94 その他の各種事業	2	2			2					
福岡	北九州東	47 化学工業	1	1			1					
福岡	北九州東								49	(株)アスク門司工場(現エーアンドエーマテリアル(株))	2	
福岡	北九州東								49	(株)ノザワ門司工場	2	
福岡	北九州東								49	国光建材工業(株)	1	
福岡	北九州東								49	浅野スレート(株)門司工場	1	
福岡	北九州東	50 金属精錬業	1	1			1					
福岡	北九州東	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
福岡	北九州東	62 陶磁器製品製造業	1	1		1						
福岡	北九州東	72 貨物取扱事業	1	1			1					
福岡	北九州東	94 その他の各種事業	2	1	1		2					
福岡	北九州東	49 石綿製品製造業等※1 門司支署	5	5		3	2					
福岡	田川	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
福岡	田川	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
福岡	直方	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
福岡	直方								50	日立金属(株)九州工場	1	
福岡	行橋	58 輸送用機械器具製造業	1	1		1						
福岡	八女	49 石綿製品製造業等※1	1	1				1				
福岡	福岡東	49 石綿製品製造業等※1	1	1		1			49	(有)福岡吸音板製作所	1	
福岡	福岡東	66 コンクリート製造業	1	1		1						
佐賀	佐賀	49 石綿製品製造業等※1	17	14	3	9	3	5	49	日本エニットパイプ(株)	1	4
佐賀	佐賀	66 コンクリート製造業	1	0	1			1				
佐賀	佐賀	72 貨物取扱事業	1	1			1					
佐賀	伊万里	59 船舶製造、修理業	1	1		1						
長崎	長崎	21 金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	1	0	1		1					
長崎	長崎	49 石綿製品製造業等※1	2	1	1	1	1					
長崎	長崎	54 金属製品製造業、金属加工業	4	4		2	2					
長崎	長崎	56 機械器具製造業	1	1		1						
長崎	長崎	59 船舶製造、修理業	63	61	2	36	27		59	三菱重工業(株)長崎造船所	4	
長崎	長崎								59	川南工業(株)香焼島造船所	1	
長崎	長崎								59	(株)日本冷熱三菱長船事務所	2	
長崎	長崎								59	長崎船舶装備(株)	1	
長崎	長崎								59	長田工業(株)	1	
長崎	長崎	72 貨物取扱事業	1	1			1					
長崎	長崎	91 清掃、火葬、と畜の事業	1	1		1						
長崎	長崎	94 その他の各種事業	2	2			2					
長崎	長崎	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1		1						
長崎	佐世保	59 船舶製造、修理業	20	17	3	5	15					
長崎	佐世保	94 その他の各種事業	2	2			2					
長崎	江迎	56 機械器具製造業	1	1		1						
長崎	諫早	54 金属製品製造業、金属加工業	2	2		1	1					
長崎	諫早	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1		1						
熊本	八代	49 石綿製品製造業等※1	1	1		1						
熊本	玉名	59 船舶製造、修理業	1	1			1					
熊本	菊池	71 交通運輸業	1	1				1				
大分	大分	49 石綿製品製造業等※1	1	1		1			49	朝日珪酸工業(株)	1	
大分	佐伯								72	北九州運輸(株)佐伯支店(現在(株)ジェック佐伯支店)	1	

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)				
局名	署名	事業の種類		認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定業種番号	事業場名	肺がん	中皮腫
大分	佐伯	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1		1						
大分	日田	44	木材、木製品製造業	3	3		1	2					
宮崎	宮崎									?	(株)兵頭製作所	1	
宮崎	延岡	41	食料品製造業	1	1			1					
宮崎	延岡	42	繊維工業、繊維製品製造業	2	1	1		2					
宮崎	延岡	61	その他の製造業	1	1		1						
宮崎	延岡	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
鹿児島	鹿児島	59	船舶製造、修理業	1	1		1						
沖縄	那覇	71	交通運輸業	1	1			1					
沖縄	那覇	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1		1						
沖縄	那覇	94	その他の各種事業	4	4		3		1				
沖縄	沖縄	94	その他の各種事業	7	7		4		3				
合計				2,047	1,934	113	764	1,201	82				
建設関連業種				1,418	1,397	21	515	872	31				
業種不明				13	13			8	5				
総合計				3,478	3,344	134	1,287	2,078	113				

※1「その他の窯業又は土石製品製造業」

12月3日毎日新聞特報

毎日新聞では私たちからの情報提供に加えて、1労基署1業種で10件程度以上の認定件数になっているケースについて、目星をつけた企業に対する独自アンケート取材を行い、その結果も合わせて、12月3日朝刊で、全国各本社版の一面トップを含めて全5面構成で報じた。各紙もこれを追って報道、共同電を受けた地方紙でも報道された。紙面で全国各地域安全センターにつながるフリーダイヤルが紹介されたので、各地に相談電話もかかってきた。

被害隠蔽する造船業界

造船業（船舶製造又は修理業）での被害集中は予想されたことだったが、長崎署の造船業での認定件数が63件（肺がん36、中皮腫27）に上っているのには目を見張った。63件のうち、時効救済の新法認定は20件（肺がん15、中皮腫5）だった。地域性から、三菱重工長崎造船所とその下請企業のものであるのは疑いがない。

普通、ひとつの労基署の管内で造船会社といえば、事業場はまず特定できる。表11や各造船会社の事業場所在地などから、たとえば次のように推定

できる。

函館どつく(函館署、室蘭署)、IHI(吳署、亀戸署、相生署)、日本鋼管(鶴見署、静岡署)、新潟造船(現三井造船)(新潟署)、三井造船(玉野署、岡山署、大阪南署)、日立造船(尾道署、大阪西署、西野田署、舞鶴署)、川崎重工(川崎造船)(神戸東署、坂出署)、三菱重工(長崎署、下関署、神戸西署、横浜南署、広島中央署)、住友重機(横須賀署)、米軍横須賀基地(横須賀署)

毎日新聞が被害多数と推定し取材した36社中、13社が回答せず、そのうち9社が造船会社だったということである(記事2-48頁)。業界で一致して回答しなかったとみられる。大きな被害を出しながら被害情報を公開しないというのは、業界ぐるみで石綿被害を隠蔽しようとするものだ。

鉄道車両製造の被害顕在化

今回驚いたことのひとつは、今まで認定のなかった労基署・業種で、多数の認定事案を記録しているところがあったことである。

その典型的な例が、愛知・豊橋署の「輸送用機械器具製造業」17件だった。肺がん6件(労災1、新法5)、中皮腫11件(労災6、新法5)。労災経過簿では、労災7件すべてが鉄道車両製造業となつ

アスベスト労災 全容判明

列島覆う石綿禍

者・救済者数が計4555人に達した。うち中皮腫

東大阪19人、豊橋（愛知）県17人、下松（山口県）12人と続いた。

●
造船

石綿含有建材を除いた建築物の解体は続き、作業時に誤って吸引する危険性が指摘される。

鉄道用車両製造などを含むとみられる輸送用機械装置製造業は、1976年の0年データで認定はいなかつたとみられが、今回は11人。実態がえにくかった業種でも

● 鉄道

建材や石編を含む吹き付け材などが使用された。

船舶では、般的に、船内の居住スペースや機関部分を中心として、石綿を含んだ製品を断熱材として使用していた。厚生労働省の「04年度までのデータ」によると、化学生産で10人程度は数人だった。また、

●建設
建設業関連では、この半間の中皮腫、肺がん確定・救済者数が13人になり、全体の41%に達した。建設業員が3人だった。

な22%¹⁾、脱帽などした。隣接本邦として石綿作付の95%²⁾だった。認定する。全国23都道府県で、運搬車両メインナスに散らばっており、この現場で、吹き付けや石うち長崎県が83人で全体綿製部品を加工する時に約18ヶ所を占めた。中で、石綿が飛散した可能性が最も長崎労基署管内は63人である。また、車両からの上り、他業種を含めた石綿除云作業でも被書者労基署別の数で全国最悪が出ている。

企業別労基署別事例一覧

石綿被患者の支援団体が情報公開請求して新たに判断した、05・06年度のアスベスト（石綿）由來の労災認定者と石綿健康被害救済法の労災時効認定者は、計3478人に上る。認定者と救済者は全都道府県に広がっており、支援団体は関係する事業者が計570カ所（建設業を除く）を上回ると分析している。労基準監督署別の全事例例と、毎日新聞が独自に取材した主な企業別事例などを紹介する。支援団体は「中皮膜など関連疾患と診断された人々で、該当する地域・業種で勤務経験がある人の間で問い合わせほしい」と呼びかけている。

主な企業の事例

企 業 名	05. 06年度の石綿 石綿労災認定 労災時効救済						05. 06年度の事業主証明発行数※							
	合 計	肺 が ん	中 皮 膚	そ の 他	合 計	肺 が ん	中 皮 膚	そ の 他	十 東 工 場	大 阪 工 場	本 社・ 其 他	十 東 工 場	大 阪 工 場	本 社・ 其 他
ニチアス									0	0	0	1	1	0
鶴見工場	14	8	6		1	1	0		1	0	1	0	0	0
王寺工場	22	14	8		3	1	2		0	1	0	0	0	0
羽島工場	14	10	4		2	2	0		0	0	0	0	0	0
袋井工場	2	2	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0
日本製鋼所	室蘭製作所	8	5	3										
マツダ	広島本社事業所	1	0	0	1									
関西電力	全事業所の総計	7			4									
エーアンドエーマテリアル														
旧横浜工場(旧朝日石綿工業)	8	5	3		6	5	1							
旧東京工場(同)	3	2	1		2	2	0							
旧大阪工場(同)	1	0	1		1	0	1							
旧玉島工場(同)	1	1	0		1	1	0							
旧門司工場(同)	1	1	0		1	1	0							
茨城工場(旧新野スレート)	1	0	1											
名古屋工場(同)	1	0	1											
大阪工場(同)	2	1	1											
旧門司工場(同)	1	1	0											
支店、営業所など	13	11	2		2	1	1							
童田工業		5	2	3	5	0	4	1						
帝人	岩国事業所	3	1	2	2	0	2							
	松山事業所	3	2	0	1	0	0	0						
	三原事業所	1	0	1	0	0	0	0						
	徳山事業所	1	1	0	0	0	0	0						
神島化学工業	詫問工場	6	4	2	5	4	1							

うち23社が回答し、16社が事業所別、疾患別内訳などを明瞭にした。『新来島料』などは、「新来島漁者が多数いる」とみられ、36社に取材し、①5、06兩年度の認定者数と病名の内訳②06年度の救済者数と病名の内訳——などについて聞いた。

毎日新聞は、今回の資料をもとに、認定者と救済者が多数いるとみられる36社に取材し、①5、06兩年度の認定者数と病名の内訳②06年度の救済者数と病名の内訳——などについて聞いた。

主証明の発行数を回答し

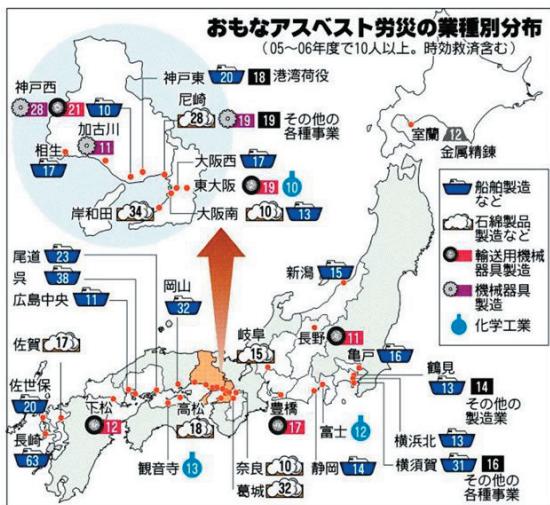
23社が回答
うち23社が回答し、16
た企業が3社あった。対
象者なしとは、「新来島
社が事業所別、疾患別内
訳などを明瞭にした。
字品どく」と「信越化
学工業」の2社だった。

記事1 2007年12月3日付毎日新聞

総特集/石綿被害と情報公開

ていた。鉄道車両製造業は、同署管内では「日本車輌製造豊川製作所」ぐらいである。案の定、日本車輌製造は毎日新聞に対して、「2005、2006年度中に労災9件、新法10件の申請があった」と回答したということだ（記事1—47頁）。なお、日本車輌製造は、2004年度以前では、埼玉・川口署管内の蕨製作所で中皮腫1件の認定があったが、処理経過簿（表11）をみると、同署管内で「輸送用機械器具製造業」中皮腫5件（労災2、新法3）が認定されている。労災経過簿では、全部「鉄道車両製造業」と記されていた。

東大阪の近畿車輛も同様で、クボタショック後に肺がん2件（新法）、中皮腫14件（労災10、新法4）、その他3件（労災）の申請事案があったと、毎日



記事2 2007年12月3日付毎日新聞

石綿労災認定・救済 05～06年度3478人

准監督署への労災申請や石綿健康被害救済法に基づく労災時効(死後5年)の救済申請と、認定の可否が事例ごとに記録されており、データは総計4511人分に達した。

事業所名や個人名などは伏せられていたが、管轄の労基署名や事業所の業種コード番号などが記載されていた。データを整理して分析した結果、各労基署別、業種別、疾患別などの石綿労災の被害

業種別に見ると、この業種が最も多く、次いで建設業は全般で520カ所以上に達するところが分かった。また、判明した事業所は全国で520カ所以上に達するところが分かった。

一方、申請がんの労災時効的救済請求(取り下げ分を除く)は、計り難い人からあったが、認定されたのは272人で、不認定はそれを上回る200人だつた。肺がんとの因果関係を示す証拠が不十分だとして不認定に至った例が多數あつた。

厚労省は05年と8月の2回、石綿労災が発生した事業所名などを公表したが、それ以降都道府県別件数などを公表するところまっていた。毎日新聞は多数の被害者がいること

の労災認識や、周辺住民への警鐘の妨げになつた。厚生省が各工場に巡回して監視を行つたが、不作為責任や、意図的に問題視されるなどして批判する。「大島事件」は、この業界で足並みをそろって回答しないことにいたと明かした。

患者支援団体が開示請求

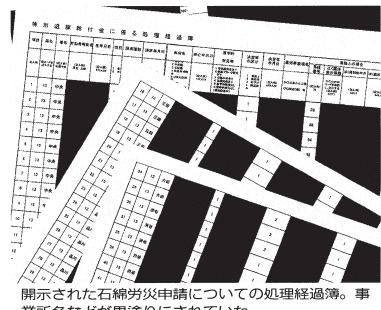
（3面にクローズアップ、12、13面に特集、29面に）
人分のデータを情報公開請求で入手した。事業所名は隠
アスベスト（石綿）被害の患者支援団体「中皮腫・じ
ん肺・アスベストセンター」（東京都江東区）は2日ま
でに、05～06年度に石綿労災として認定された事例と、
石綿健康被害救済法に基づき時効救済された計3478

関連記事)されていたか、少くとも、うに及び、これまで知らなかったことも判明。所以上に上ることもかになつた。厚生労働省はそれを公表したが、その後は厄災を早急な公表が求められる。

事業所名
厚労省公表せず

新たに520事業所

救済阻む



開示された石綿労災申請についての処理経過簿。事業所名をなぜ公表できないか、手厚い補償を受けられないか、被害者が出ていらないか。石綿労災被害者や支援団体は昨年から4回

涉へ、そろ詰め寄った。

交

易

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

所

業

用機械器具製造業」で中皮腫9件(労災4、新法5)を認定していて、労災経過簿では、すべて鉄道車両製造業と記されていた。東急車輛グループで9件の事業主証明をしたと毎日新聞に回答(記事1)しているので、よく符合している。同所管内には、東急車輛製造の大坂製作所(旧称:鳳工場)があった(鳳工場は帝國車輛工業を1968年に吸収合併したもの)。また、毎日新聞への回答(記事1)から、処理経過簿(表11)の栃木・宇都宮署6件(肺がん1、中皮腫5)は、富士重工宇都宮製作所が該当するとみられる。

そのほか処理経過簿(表11)上、「輸送用機械器具製造業」で認定事案の多かったのは、神戸西署21件-肺がん3件(労災-うち2件「鉄道車両製造業」との記載)、中皮腫18件(労災10-うち9件「鉄道車両製造業」との記載、新法8)、山口・下松署11件-肺がん2件(労災-すべて「鉄道車両製造業」との記載)、中皮腫(労災5-すべて「鉄道車両製造業」との記載、新法4)、東京・亀戸署-中皮腫5件(労災2-すべて「鉄道車両製造業」との記載、新法3)。

表11から、2004年度以前に労災認定があったところとして、神戸西署管内では、川崎重工(川崎車輛カンパニー)-中皮腫8件、下松署管内では、日立製作所笠戸工場-中皮腫1件がある。両社は毎日新聞には回答しなかったとみられるが、これらが処理経過簿での該当事業場とみられる。亀戸署管内には、かつて汽車製造株式会社があり、ここで認定事案があったことがわかっているので、5件はここではないかとみられる。汽車製造は、1972年に川崎重工に吸収合併された。

このような鉄道車両製造業での多数の石綿被害は、主に車両内部石綿吹き付け作業、蒸気機関車の製造、補修作業に関連するものと考えられる。私たちは、JR車輛の吹き付け石綿除去作業が原因で石綿肺を発症した明星工業下請労働者の支援を行っているが、鉄道車両製造現場でこれほどの被害を発生させていた事実を、企業が隠してきたことの弊害は大きいと言わなければならない。

毎日新聞への回答(記事1-47頁)と表11を比較すると、それぞれ該当の労基署・業種が概ね推

定できるが、事業場名を回答していない「東レ」は、労災14件、新法7件と認定期数が多い。同社事業場の所在地から、大津署の繊維工業などが該当するとみられるが、本来なら事業場別に被害数を公表するべきだ。

マツダは、毎日新聞に2年間で「労災保険において、その他1件認定」と回答している(記事1-47頁)。マツダでは、2004年度以前では中皮腫3件の認定があり、処理経過簿では、広島中央署「輸送用機械器具製造業」で中皮腫9件(労災5、新法4)となっていて、労災5件は労災経過簿上すべて「自動車製造業」と記されていた(同時に、「自動車製造業」で肺がん1件、中皮腫1件の業務外事案があった)。マツダが正しい情報を回答していない、下請会社での認定になっているなどが推測されるが、過去の認定期数からみて、その他1件というのは不自然といえよう。

造船各社のように、毎日新聞の取材に対して回答を拒否した企業がある一方で、回答した企業も多かった点は重要である。回答企業の中にはニチアスなど以前からホームページ上で被害情報を開示してきた企業もあるが、毎日新聞の取材まで情報を公開していなかった企業もあった。

政府・厚労省が労災認定事業場情報の公表を拒否し続けることは、隠ぺい企業に口実やお墨付きを与えるだけでしかないと、他方、隠ぺいをよしとしない企業もあることを、毎日新聞の取材は明らかにしたといえる。

女性の業務上事案

表12-1に、女性の134件の業務上事案の業種別集計を、表12-2に全事案を業種の種類の番号順に労基署順にして示す。労災、新法は、適用制度の別である。

業種的には、「49 その他の窯業又は土石製品製造業」(石綿紡織、保温材などの石綿製品製造業はここに入る)が4割をしめており、地域的な偏りから、ニチアス(羽島工場:岐阜署、袋井工場:磐田署、王寺工場:葛城署)、竜田工業(ニチアス子会社)(奈良書)、泉南地域の石綿工場群(岸和

総特集/石綿被害と情報公開

田署)、旧日本エタニットパイプ(鳥栖工場:佐賀署)などで多発したことが推定される。

長野署で「58 輸送用機械器具製造業」肺がん5件、中皮腫1件の認定がある。毎日新聞への回答(記事1)で日本機材が計10件の事業主証明をしたと回答しており、これが該当するとみられる。

「9101 清掃業」中皮腫3名(川崎南署、横須賀署、富山署)、「4107 パン又は菓子製造業」中皮腫1名(大阪中央署)、「44 印刷又は製本業」中皮腫1名(神戸東署)のばく露情報なども重要とみられる。

処理経過簿の改善を

業務外の場合の処理経過簿記載要領は、労災と新法で異なっている。

前掲した事務連絡にあるように、労災経過簿では、業務外の場合は

- ① 業務外の理由が、1=労働者非該当、2=認定基準非該当、3=時効・その他と分類される。
- ② 業種が記載される。

新法経過簿では、業務外の場合は

- ① 業務外の理由が、1=労働者非該当、2=ばく露作業歴なし、3=ばく露作業歴の不足、4=医学的所見なし、5=医学的資料なし、6=対象疾病外、7=その他と分類される。
- ② 業種番号を記載しない。

業務外事案については、「ばく歴調査が尽くされないで不支給とされているのではないか」「ばく露が明らかであるのに、医学資料の不足や欠如だけで不支給とされているのではないか」という懸念がつきまとっていて、実際にそうした事案も発生しており、審査請求で原処分取り消しとなる事例も出てきている。

処理経過簿をもとに認定作業の妥当性や認定基準の合理性を検証する場合、業務外事案の情報も重要なってくるが、処理経過簿のこうした記載内容では議論をするのがむずかしい。

たとえば、中皮腫不支給事案の中に石綿ばく露が一般的に推定される建設関連や造船関連でのものがあるとしても、中皮腫という診断が間違って

いたために不支給にしたかどうかが分類して記載されていないと、議論するのは難しいだろう。新法経過簿では、業務外理由をより詳しく記載することになっているが、業務外の場合は業種を記載しないことになっている点もいただけない。

処理経過簿がどのように活用されてきたのかはわからない。都道府県別の集計のための元資料とだけにしかなっていないとすると、まことにもったいないことである。活用方法を含めて、改善していくことが必要だろう。

ただ、今回の新法経過簿の業務外事案について整理すると、次のようなことがわかった。

- ① 業務外事案の内訳は、肺がん293件、中皮腫63件、その他107件(表1)。
- ② 肺がん293件と中皮腫63件について業務外理由を整理すると表13のようになる。
- ③ 肺がんでは、88件(30%)が「医学的資料なし」だけを、135件(46.1%)が「医学的所見なし」だけを理由として業務外とされている。肺がんでは、認定基準上、医学的所見(石綿肺所見、胸

表12-1 女性の業務上事案のまとめ

		件数	%
21	金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	1	0.7
30~38	建設関連	21	15.7
41	食料品製造業(65たばこ等製造業を除く。)	1	0.7
42	繊維工業又は繊維製品製造業	5	3.7
44	木材又は木製品製造業	3	2.2
46	印刷又は製本業	1	0.7
47	化学工業	4	3.0
48	ガラス又はセメント製造業	1	0.7
49	その他の窯業又は土石製品製造業	49	36.6
56	機械器具製造業	4	3.0
58	輸送用機械器具製造業	13	9.7
59	船舶製造又は修理業	11	8.2
61	その他の製造業	6	4.5
66	コンクリート製造業	3	2.2
72	貨物取扱事業(港湾関係除く)	1	0.7
74	港湾荷役事業	1	0.7
81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1	0.7
91	清掃、火葬又は畜の事業	3	2.2
94	その他の各種事業	4	3.0
98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1	0.7
計		134	100

表12-2 女性の業務上134事案の内訳(業種番号別、労基署別)

種別	局名	署名	疾患名	事業の種類	事業の種類の細目
新法	長崎	長崎	中皮腫	21 金属鉱業、非金属鉱業(23石灰石鉱業又はドロマイド鉱業を除く) 又は石炭鉱業	
労災	岩手	花巻	中皮腫	30 ※建設事業など名称で建設関連が明なもの	
労災	富山	富山	中皮腫	30 ※建設事業など名称で建設関連が明なもの	
労災	広島	広島中央	中皮腫	30 ※建設事業など名称で建設関連が明なもの	
労災	北海道	釧路	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	
労災	宮城	仙台	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	
労災	茨城	龍ヶ崎	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	
労災	東京	上野	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	3506 その他の建築事業
労災	東京	大田	肺がん	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業及びそれに付帯して行われる事業
労災	神奈川	横浜南	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	
労災	神奈川	横浜南	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	
労災	岐阜	多治見	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業及びそれに付帯して行われる事業
労災	静岡	浜松	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	
労災	京都	京都上	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	
労災	兵庫	姫路	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	
新法	兵庫	西宮	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	
新法	鳥取	米子	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	
労災	広島	広島北	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	
新法	長崎	長崎	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	
労災	広島	呉	中皮腫	37 その他の建設事業	
労災	福岡	福岡中央	肺がん	38 既設建築物設備工事業	
労災	長崎	佐世保	中皮腫	38 既設建築物設備工事業	
労災	大阪	大阪中央	中皮腫	41 食料品製造業(65たばこ等製造業を除く。)	4107 パン又は菓子製造業
労災	大阪	大阪中央	中皮腫	42 繊維工業又は繊維製品製造業	4208 その他の繊維工業又は繊維製品製造業
労災	大阪	茨木	中皮腫	42 繊維工業又は繊維製品製造業	
労災	和歌山	御坊	肺がん	42 繊維工業又は繊維製品製造業	
労災	和歌山	橋本	肺がん	42 繊維工業又は繊維製品製造業	
労災	宮崎	延岡	中皮腫	42 繊維工業又は繊維製品製造業	4202 化学繊維製造業
新法	東京	足立	中皮腫	44 木材又は木製品製造業	
労災	静岡	島田	中皮腫	44 木材又は木製品製造業	
労災	大阪	泉大津	中皮腫	44 木材又は木製品製造業	4403 造作材、合板その他建築用組立て材料製造業
新法	兵庫	神戸東	中皮腫	46 印刷又は製本業	
新法	神奈川	厚木	中皮腫	47 化学工業	
労災	静岡	富士	中皮腫	47 化学工業	
新法	兵庫	神戸西	肺がん	47 化学工業	

総特集/石綿被害と情報公開

種別	局名	署名	疾患名	事業の種類	事業の種類の細目
新法	東京	足立	肺がん	58 輸送用機械器具製造業	
新法	東京	足立	石綿肺	58 輸送用機械器具製造業	
労災	長野	長野	肺がん	58 輸送用機械器具製造業	
労災	長野	長野	肺がん	58 輸送用機械器具製造業	
新法	長野	長野	肺がん	58 輸送用機械器具製造業	
新法	長野	長野	肺がん	58 輸送用機械器具製造業	
新法	長野	長野	肺がん	58 輸送用機械器具製造業	
新法	長野	長野	中皮腫	58 輸送用機械器具製造業	
新法	愛知	豊田	中皮腫	58 輸送用機械器具製造業	
労災	大阪	淀川	中皮腫	58 輸送用機械器具製造業	5801 自動車製造業
労災	兵庫	尼崎	中皮腫	58 輸送用機械器具製造業	
労災	広島	三原	中皮腫	58 輸送用機械器具製造業	5802 鉄道車両製造業
労災	神奈川	鶴見	中皮腫	59 船舶製造又は修理業	
労災	兵庫	相生	肺がん	59 船舶製造又は修理業	
労災	岡山	玉野	肺がん	59 船舶製造又は修理業	
労災	広島	広島中央	中皮腫	59 船舶製造又は修理業	
新法	広島	呉	中皮腫	59 船舶製造又は修理業	
労災	広島	尾道	中皮腫	59 船舶製造又は修理業	
労災	長崎	長崎	中皮腫	59 船舶製造又は修理業	
新法	長崎	長崎	中皮腫	59 船舶製造又は修理業	
新法	長崎	佐世保	肺がん	59 船舶製造又は修理業	
労災	長崎	佐世保	中皮腫	59 船舶製造又は修理業	
労災	長崎	佐世保	中皮腫	59 船舶製造又は修理業	
労災	神奈川	鶴見	肺がん	61 その他の製造業	
労災	神奈川	横浜北	中皮腫	61 その他の製造業	
新法	神奈川	厚木	中皮腫	61 その他の製造業	
新法	神奈川	厚木	中皮腫	61 その他の製造業	
労災	静岡	磐田	肺がん	61 その他の製造業	6116 その他の各種製造業
新法	広島	広島中央	中皮腫	61 その他の製造業	
労災	山口	宇部	肺がん	66 コンクリート製造業	6601 コンクリート製造業
労災	山口	宇部	中皮腫	66 コンクリート製造業	6601 コンクリート製造業
労災	佐賀	佐賀	その他	66 コンクリート製造業	6601 コンクリート製造業
労災	大阪	堺	肺がん	72 貨物取扱事業(73港湾貨物取扱事業及び74港湾荷役事業を除く。)	7201 停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱いの事業
新法	兵庫	神戸東	中皮腫	74 港湾荷役事業	
労災	岡山	岡山	中皮腫	81 電気、ガス、水道又は熱供給の事業	
労災	神奈川	川崎南	中皮腫	91 清掃、火葬又はと畜の事業	9101 清掃業
労災	神奈川	横須賀	中皮腫	91 清掃、火葬又はと畜の事業	9101 清掃業
労災	富山	富山	中皮腫	91 清掃、火葬又はと畜の事業	9101 清掃業
労災	大阪	大阪中央	中皮腫	94 その他の各種事業	9416 前各項に該当しない「その他各種事業」
労災	大阪	淀川	中皮腫	94 その他の各種事業	9416 前各項に該当しない「その他各種事業」
労災	山口	徳山	中皮腫	94 その他の各種事業	9420 洗濯、洗張又は染物の事業
労災	福岡	北九州東	中皮腫	94 その他の各種事業	
新法	兵庫	西宮	中皮腫	98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	

膜プラーク、石綿小体、石綿纖維)が必須とされており、死亡後5年(カルテの義務的保存年数)以上を経過した事案では明かな石綿ばく露があっても、「カルテもレントゲン写真もないためにやむを得ず不支給」という不条理なケースが続発すると指摘されていたことが、現実になっているのではないかとみられる。

④ 中皮腫では、52件(82.5%)が「ばく露作業歴なし」を理由として不支給となっている。業種の記入があったのがわずかに7件あった。「ビルメンテナンス」男性(仙台署)、「繊維工業又は繊維製品製造業」女性(亀戸署)、「電機機械器具製造業」男性(三鷹署)、「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」男性(三鷹署)、「建築事業」

男性(観音寺署)、「貨物取扱事業」男性(高知署)、「鑄物業」男性(高知署)と、全国的に見ると、いざれも中皮腫認定事例のある業種であっても、個別に「ばく露作業歴なし」とされていることがある。労災経過簿においては、「ばく露作業歴なし」などは「認定基準非該当」とコード化されるのでこうした検討はできないが、新法事案と合わせて、これまでの認定事例を参考に、業務外とされた事案のばく露歴を再精査するべきではないだろうか。関西センターでも、原処分でばく露歴なしとされ不支給とされた中皮腫事案が、審査請求でばく露歴が確認され原処分取消しとされた例を経験している。このケースは、空調機器メーカーのメンテナンス作業員が出先の建築物内の作業現場でばく露があった可能性を原処分庁が見逃していたものだった。

春までの公表を大臣が明言

毎日新聞の報道を受けて翌12月4日、閣議のぶら下がり会見で舛添厚労大臣は、記者の質問に次のように答えた(ただし、記者の質問は明らかに不正確。「名前を公表した」わけではない)(<http://www.mhlw.go.jp/kaiken/daijin/2007/12/k1204.html>)。

(記者) アスベストの被害があった事業所の名前を民間の市民団体が情報公開請求を使って公表しましたけれども、厚生労働省としてあらためて公表するという考えは。

(大臣) これはもの凄い数だそうです。いろんな事業所がありますから、今一所懸命集計をさせて、できるだけ早く出したいということで、その指示で今作業をさせております。

さらに、同日午前中の参議院厚生労働委員会で、足立信也議員が大臣に決断を迫った

○足立信也君 …中略…頑張ってやられたわけです。それに毎日新聞の取材、これ加えて新たに分かったことで非常に重要なことがあるんですよ。それを三点申し上げます。

表13 新法業務外事案の業務外理由

【肺がん】			
コード		件数	%
1	労働者非該当	5	1.7
2	ばく露作業歴なし	13	4.4
3	ばく露作業歴不足	3	1.0
4	医学的所見なし	135	46.1
5	医学的資料なし	88	30.0
7	その他	3	1.0
1,4		2	0.7
2,4		5	1.7
2,4,5		1	0.3
2,5		2	0.7
3,4		4	1.4
3,5		6	2.0
3,7		1	0.3
4,5		15	5.1
記入なし		10	3.4
計		293	100
【中皮腫】			
コード		件数	%
1	労働者非該当	4	6.3
2	ばく露作業歴なし	52	82.5
3	ばく露作業歴不足	1	1.6
7	その他	3	4.8
記入なし		3	4.8
計		63	100

一つは、過去には知られていなかった業種があるということです。例えば、製紙、印刷、家具製造、航空機製造。金融機関もあります。二番目に、国際的な文献的には知られていますが日本では労災認定されてこなかった業種、これがあります。文献的にはもう知られていることです。例えば、製鉄、化学、鉄道車両製造、自動車製造。三番目が、今まで認識されていた、危険性が高いと知っていた石綿を直接製造する、あるいは造船業、建築業で非常に認定者が多いということです。これ、認定者が非常に多いということ



12月4日、参議院厚生労働委員会で質問する足立信也参議院議員(左)と答弁する舛添厚生労働大臣(右、NHK首都圏ニュース)



は、暴露量が多いということです。つまり、周辺の住民もかなり暴露している可能性があるということです。だから、公表する必要がある。この三点が非常に大きい要素だと、私はこの分析の結果でそう見ました。

そこで、今まで公表されてこなかった。では、厚生労働省としては、実際に発生している、認定が非常に多い地域の自治体あるいは保健所あるいはその当該地域の医師、これ、診断のためには非常に有意義な情報だと思いますよ、早期発見のためにも、その人たちに情報は伝えているんですか。

○政府参考人(青木豊君) 平成17年度に公表した石綿の暴露作業についての労災認定事業場の情報につきましては、公表以来、継続して厚生労働省のホームページに掲載しております、自治体や医師に限定することなく、広く国民への周知を図っているところでございます。

なお、それぞれ医療機関や医師に対しても、先ほど申し上げましたようなリーフレットや専門図書、あるいは研修なども実施いたしまして、石綿関連疾患の診断を的確に行われるよう心としているところでございます。

○足立信也君 今お答えになったのは一般論であって、この地域のこの事業場は非常に多いという情報がやはり大事なんですよ。そのことが、例えば自治体がやる地域住民の健康診断にも直結するでしょうし、その地域にいる医師のやっぱり啓蒙にもなるでしょう。私たちは学生のときから中皮腫を見たらアスベストを考えろというふう

に教わってきました。でも、そう思っていない人たちも、医師も結構いるんですよね。個別にやはりその事業場、この地域には発生が多いんですよということを伝える、具体的な例を伝える、このことが一般論ではなくて大事だと私は思っていますし、それは間違いないことだと思いますよ。

そこで、最後に大臣にお聞きするわけですが、2002年の418人の問題、そして大臣は今、相当あのとき何やっていたんだろうかななど疑問を持たれていると思います。とすれば、現時点での石綿による労災認定された方々がこれだけ増えている、事業所を公表していない、このことは多分、後代になると、2007年何やっていたんだという話に私はなると思いますよ。

そして、大事なポイントは、昨年できた新法で、2001年以前に死亡した方が新法による時効救済が申請できるのはあと1年4か月後までなんですね。平成21年の3月までなんですよ。そこまでしか期間がないんですね。だとしたら、これを公表して、自分がひょっとしてそこに関係しているんじゃないかな、あるいは以前亡くなった方がそれが原因だったのではないかというのは少なくとも一年掛かると思いますよ。ということは、もうタイムリミットになっているということですよ。

そして、2007年時点で日本が何やっていたと後世の人に言われないように、また、私は度々この問題については言っているんですが、今後世界で一番中皮腫あるいは石綿が原因の肺がんが発生していくのは中国ですよ、間違いない、使

中皮腫や肺がんなどデスペスト(石綿関連がん)が発生した事業所名を厚生労働省が非公表している問題で、舛添要一厚労相は4日閣議後の記者会見で「できるだけ早く公表するよう指示した」と述べ、早期に公表する方針を示した。また、この日の参院厚生労働委員会でも、この問題が取り上げられ、舛添厚労相は来春までに公表する意向を示した。【大島秀利】

石綿被害を巡っては、より広い患者救済の妨害を図るため、患者支援団体による情報開示請求によって、これまで知られていなかった全国520以上の事業所で労災があったことが判明。しかし、厚労省は事業所名を公表せず、「計中だ」と説明した。また、この日の参院厚生労働委員会では、足立は事業所名を公表せず、「非公表は、支援団体が

09年3月に迫っていることとを擎げ、被害者が関心を持つように事業所名を公表するよう求めた。舛添厚労相は早急に調べたところ、2年間の石綿関連がんの労災認定数は過去2年で8倍に急増。救済法を踏まえて、なんとか来年春までに実施したいと考えた。

9月の毎日新聞朝刊を紹介し、信也議員(民主)が非公表問題などを報じた。石綿健康被害救済法のながら質問した。厚労省は、旧石綿工場の労働者と周辺住民の間に中皮腫が多発した。ボタショック発覚(1月後)に、05年7月末(8月)に4年度以前に石綿関

石綿労災

厚労相表明

「来春までに」

事業所名 早期に公表

で、お隣の友好国としてできるだけの支援をする、そのための前提としても私たちの経験を生かしたいと思います。

○足立信也君 ありがとうございます。

できるだけ早くとおっしゃいました。先ほど具体的なタイムスケジュールで私が申し上げたのは平成21年、2009年の3月までしか2001年以前に亡くなられた方は申請できない、このリミットがあるわけです。とするならば、少なくとも1年以上はそのことに対して皆さんのがん心を持ち、申請できる期間が必要です。

ということで、どれぐらいまでに、できるだけ早くというのには分かりますが、どれぐらいの見当でされていますか。

○国務大臣(舛添要一君) 今の新法の請求期限もきちんと踏まえて考えないといけないですが、膨大な数の事業所の数があるというようなことも踏まえまして、何とか来

年の春ぐらいまでには実現したい。これ何月何日と、ちょっと今作業中でもあり明言できませんが、そういう思いで頑張りたいと思います。

○足立信也君 少なくとも申請の時効期限、申請期限が切れる再来年の3月、それまでには1年以上の申請期間があると、このことを確保していただきたい、そのことをお願いします。

9月の全国安全センターの厚生労働省交渉で厚労省は、事業場名公表について、それまでの「検討中」という回答をさらに後退させて、「公表しないことにした」とまで言い切ったため非常に紛糾し、出席した阿部知子衆院議員や川田龍平参院議

2007年12月4日付毎日新聞夕刊

用量が圧倒的に多いですから。これに対して日本がどういう対策を取ってきてどういう姿勢を示してきたかというのは非常に私は大事だと思います、国際協力の意味でも。

その観点から、ここは大臣、やはり公表すべきですよ。それが国民のためになりますよ。そのことを踏まえて大臣の決断をお願いしたいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) 早急に調べて、できるだけ早くこれは公表したいと、そういう方向で指示を出したいと思います。

そしてまた、中国、これは環境問題、いろんな問題、今、石綿の問題もそうですが、あります

員から、「犯罪的だ、徹底的に追及する」と迫られる事態となっていた。

これを受ける形で川田龍平議員が提出した質問主意書(11月15日付)の「政府は、アスベストに関する労働災害認定した事業場名について、2005年度以降についても公表すべきではないか」との質問に対して、政府は内閣総理大臣名の答弁書で、「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の公表は、公表対象事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意喚起につながるものであり、また、石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の周辺住民となるか否かの確認や関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組に役立つものであると考えていることから、石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金に係る請求の促進という観点も踏まえ、平成17年度以降に行われた石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の公表に向けて検討を進めてまいりたい」と、前向きの見解を出すようになっていたが具体的目処はまったくなかった。

参議院選挙における自民党の大敗という政治情勢、国会議員からの追及という事態のなか厚労省が公表を意識した、まさにその時期に毎日新聞の特報記事が報道され、国会で一気に大臣答弁を引き出すことができたと言えるだろう。

より意味のある公表にむけて

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会、全国安全センター、中皮腫・じん肺・アスベストセンターは12月5日に、舛添厚労大臣に対して、以下の申し入れを行った。

2007年12月5日

厚生労働大臣 舛添要一様

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

会長代行 古川和子

全国労働安全衛生センター連絡会議

議長 天明佳臣

中皮腫・じん肺・アスベストセンター

所長 名取雄司

要望書

平成17・18(2005~06)年度の中皮腫・肺がん・石綿関連疾患の労災認定事業場の情報公開を求める。

2005(平成17)年7月厚生労働省労働基準局労災補償部労災補償課の事業所名公開により、周辺住民で中皮腫や胸膜肥厚斑の原因がわからなかつた方についてその理由が判明したり、同じ事業所で過去に勤務していた中皮腫の方が原因に気づいていました。特に肺がんの方は喫煙等が原因とされてきた訳ですが、事業所に中皮腫の方が発症していることを知り、自分の肺がんの原因に気づき多くの方が、この2年間で数千人の方が労災補償を受けられました。この際に国が開示に踏み切った理由は3点あり、1) 周辺住民の方への適切な情報提供、2) 過去に勤務していた方への情報提供、3) 自治体に適切な健康対策を立てるための情報提供でした。

厚生労働省のこの間の情報非開示を受けて、中皮腫・じん肺・アスベストセンターの運営委員が中心となり、2007年4月から47都道府県労働局に、平成17・18年度の「中皮腫・肺がんの労災認定事業場」の情報公開を求めました。資料の多くは墨塗りで開示されているため、一部しか知りえませんが、重要な情報が得られてきました。しかし、本当に知りたい作業や曝露形態の情報は全く開示されていません。またこの情報は、国の機関である労働基準監督署のみ知る事実で、当該地域の保健関係者や自治体関係者も知らない情報である事も、極めて問題だと思います。

したがって、貴職におかれましては、

- 1) 平成17・18(2005~06)年度の中皮腫・肺がん・石綿関連疾患の労災認定事業場の情報公開を早急に実施されるよう、また、開示時期を明らかにされること
- 2) 公表事例が少ない産業及び職種では石綿曝露形態と使用石綿製品の情報を所轄監督署・労働局から収集し開示すること。
- 3) 開示疾患別件数の対象疾患に石綿肺・合併

総特集/石綿被害と情報公開

症を含めること。

- 4) 建設業においては労災認定事業場と所属事業場が異なることが多いが、所属事業場について明らかにすることは、ともに働いていた労働者等に対しては公表の意義があるので、従来どおり公表すること。同時に、元請事業場名となる場合は、直接所属事業場名についても公表すること。
- 5) 製造業など常態的にその事業場で就労を行っている場合が多い構内下請労働者、派遣労働者の場合は、元請事業場名や派遣先事業場名も合わせて公表すること。
- 6) 死亡年度別の、男女別・都道府県別の認定件数を公表すること。
- 7) 石綿ばく露状況について、職種とばく露状況をよりわかりやすくすること。

を要望いたします。

かくして2005年度以降の労災認定事業場が公表されることが明確になったとはいえ、内容的に「春まで」かかるものとは到底考えられない。厚労省がまたしても非公表、限定公表へと方針転換をすることも考えられないことではない。政府・厚労省に対して、以下の諸点をポイントとしながら、迅速な公表と

より意味のある情報開示を強く求めていきたい。

第1に、事業場名とともに、所在地住所を公表することである。また、開示対象疾患に石綿によるじん肺・合併症を含めることも、石綿被害の全体像を明らかにするために重要である。

第2に、処理経過簿における死亡事案の死亡年月の公表である。これによって、中皮腫のその年の死亡数と比較することで、中皮腫死者の救済率がより正確に推定することができる。認定期数は増えたが、過去分を含めて、きちんと救済できているのか? 石綿新法における労災以外の認定事案と合わせて分析することが、クボタショック以降の救済対策の政策評価にとって、不可欠である。

第3に、処理経過簿における業務外事案の分析である。前述したように、新法の肺がんでは、業務上件数が業務外件数を下回っており、業務外理由の約3分の1が「医学資料なし」のみであることが判明している。石綿製品製造業に勤務していて同僚に多数の被害者が出ていたとしても、資料がないだけで不支給といった、極端な事例も発生しているとみられ、早急な認定基準の改善が求められている。その意味でも、業務外事案の詳細な検討が必要である。

労災認定事業場の公表を強く主張してきたアスベストセンター・名取雄司所長の話

——2005年クボタショック後に労災認定事業場名が公表されました。どのように思われましたか?

【名取】 2005年7月に、中皮腫・じん肺・アスベストセンターとして緊急に要望した事でしたので、過去の従業員のためになり、工場周辺の住民のためになり、地域の保健医療行政のためになる開示を決断した、厚生労働省労災補償課に感謝しました。

——厚労省発行の「石綿ばく露歴把握のための手引」(2006年10月)の作成に協力されています。そのとき過去の労災認定事例に基づく情報はどのように活用されたのでしょうか。

【名取】 過去の労災認定事例の詳細例は、過去の報道公開事例に限定する事になりました。ですから過去で前例がない事例は報道して頂くしかないことになりました。もちろん労災認定事業場名の公表例は、資料として巻末に掲載させて頂きました。

——「処理経過簿」の存在と「一部開示情報」の重要性に気づかれたのはいつ頃からですか?

【名取】 関西安全センターの8月末頃のニュースで、「一部開示情報」の中の業種の開示を知った時です。これは極めて重要な請求であることに気づき、片岡さんに電話をかけた時でしょう。

——この問題を取り上げるために集中して取り組まれ、大臣答弁を引き出すことができました。ただ、わたしたちもこれまで決め手が無く結局、2年度分まるまる隠蔽されてきました。そのへんのことを含めて感想と今

第4に、具体的な石綿ばく露状況に関する情報開示である。どのような場面、職種でばく露したのか、多くの事案の情報を公表していくことが大切だ。労基署のずさんな調査で「ばく露が確認できない」と安易に業務外とされている中皮腫事案が相当数あるとみられ、情報開示が急務である。

第5に、わかりやすく利用しやすい情報の提供である。なにしろ数が膨大になっており、患者・家族、医療・公衆衛生関係者、NGO、そして労基署職員の便宜を最大限に図ることが重要だ。労災認定事業場の公表と合わせてばく露情報の詳細を本省レベルでまとめ、厚労省が発行している「石綿ばく露歴把握のための手引き」の大幅増補などを行うことやデータベース化して一般に供するべきである。

今後、こうした点を踏まえ大臣答弁に従った早期公表を実現させるべく積極的に取り組んでいきたい。

疫学調査実施、 企業・産業保健従事者の 被害通知のための法整備を

政府・厚労省など認定や対策に実施権限をもつ当局が、石綿被害を発生させたり、発生させる可

能性がある事業場、場所（吹き付け石綿のある建物、除去工事実施建築物）の情報を公開することは、石綿対策の基本にならなければならないはずである。しかし、労災認定事業場未公表問題をめぐる経緯に端的に示されるように、クボタショック後の当局の取り組みの基本姿勢は徐々に悪くなってきた。未公表問題については開示への方針転換が図られることになったとはいえ、政府・厚労省とともに、被害を発生させた当事者である企業、事業者の姿勢・責任も、あらためて問題にされなければならない。

「情報公開」「被害の実態・全容解明」に向けた取り組みを、企業と政府に行わせていくことは、私たちの重要な課題である。

石綿被害の実態調査について、事業場周辺被害については、環境省の「石綿の健康影響に関する検討会」が全く不十分ながらフォローしているが、事業場の疫学調査については、厚労省、当該企業ともまったくやる気がない。

やる気を出した日本産業衛生学会がクボタ旧神崎工場の疫学調査実施を厚労省に申し入れたが、厚労省はこれを断ったというのであるから呆れ果てる。多数の石綿被害を出し、周りにも大迷惑を

後の取り組みについての抱負は？

【名取】 本来石綿を扱った使用企業は1950年代から従業員に伝えないといけない石綿リスクの情報を伝えなかった、その負債。個々の企業が50年近く十分関係者に伝えなかつた負の財産があったという事です。1975年には、労働省は特化則関連調査で個別企業情報を知っていたので、当然そこで十分周知していれば、補償・救済された人がかなり多かったと思います。今後でいうと、3月までに公開される情報の内容を把握して、石綿新法の改正に是非つなげたいと思います。

特に今まで報告のない、もしくは少ない石綿製品と石綿作業の詳細は、厚労省として監督署及び労働局から情報を収集して頂きたいと強く願います。発病や残念ながら死亡された「年月」の情報については、補償・救済を年度別に把握して政策決定するために是非とも必要でしょう。今後も前年の認定情報を開示するのが当然の、21世紀型の日本に早くなつてほしいと思っています。



名取雄司・アスベストセンター所長(12月3日記者会見 NHK首都圏ニュース)



かけた石綿関連企業で、退職者や周辺住民の健康診断は行っても、専門家に疫学調査をさせるところはどこにもない。「企業の社会的責任」ということを言い、見栄えのするCSR報告書を発行しても、石綿被害についての社会的責任の認識レベルは低次元に止まっているのである。

労災認定事業場の未公表問題の根っこのところには、ひとことでいえば、「臭いものにはふた」意識がある。この際、こうした意識を根底からなくしてしまう努力が必要である。

石綿被害の実態がようやく明らかになりつつあり、また、将来の被害発生が確実視される今、①石綿被害を多発している企業や事業場を対象とした疫学調査の実施、②企業・産業保健従事者が職域石綿被害情報を自治体・保健行政担当部局へ通知する制度の確立、③石綿被害の歴史を教訓として①②を義務化する法改正、を実現するべきである。

政府・厚労省の徹底批判を

クボタショックから2年間、労災認定事業場を公表してこなかった影響は大きい。

大切な情報を厚労省が隠し、企業は情報開示をせず、ほとんどのマスコミはネタをもらえないで報道せず、被害者にまたしても社会的孤立の暗闇を歩かそうというのだろうか。国会での大臣答弁があつてからも厚労省の意識は低く、動きは鈍い。徹底的に批判しなければならない。

企業・事業者の情報開示の進展についてはマスコミの努力に追うところが大きいが、労災認定事業場情報未公表問題をめぐる12月3日の毎日新聞の特報以降、石綿被害情報に関する報道がいくつか続いている

【2007年12月4日毎日新聞朝刊】

石綿労災・米軍基地79人申請 旧施設庁雇用 厚労省は公表拒否

「05~06年度にアスベスト（石綿）による労災や時効救済が認定された事業所情報の中に、沖縄県

や神奈川県の米軍基地で働く労働者を事業主として雇用した防衛省（旧防衛施設庁）の施設とデータが含まれていることが分かった。防衛省は同期間、労災申請時に必要な事業主証明を計79人分発行したことを認めた。しかし、厚生労働省は事業所名などを非公表とし、認定者数などのデータ公表も拒否している。民間だけでなく、雇用責任がある政府機関の被害実態を明らかにしない厚労省の姿勢に、批判が出ている。

米軍基地では耐火材の石綿が艦船などに使われ、修理した労働者らが石綿がんにかかっている。患者支援団体「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」（東京都江東区）が入手した開示情報の分析では△横須賀労働基準監督署（神奈川県）では「船舶製造・修理業」で31人△基地作業に関係しうる「その他の各種事業」で16人が、それぞれ中皮腫や肺がんなどで認定された。沖縄、那覇労基署でも計11人が認定。これらが防衛省と関係する可能性があると想定した。

防衛省は取材に、石綿関連で05~06年、事業主証明を横須賀で38人、岩国（山口県）で1人、沖縄労働局内で40人に発行した、と回答した。一方、神奈川労働局は「防衛省の横須賀での事業主証明の大半は、船舶修理業に該当する。認定数などは一般事業所名と同様に言えない」と説明。沖縄労働局も回答していない。

【大島秀利、曾根田和久】

すでに大臣答弁があり方針転換がなされ、かつ、政府部内の申請、認定状況のため情報も正確に把握できているにもかかわらず、厚労省は情報公開を拒んでいる。

毎日新聞の分析が的を射ているとすれば、横須賀と沖縄の基地関係で50名程度の認定者を出していることになり、あらためて驚くべき数字と言わなければならぬ。

積極的に認定情報を公表することが、潜在被害者の掘り起こしにつながる可能性はきわめて高い。にしろ、こうした2年間の申請者、認定者そのものが、クボタショック以降の情報公開の賜物なのである。政府・厚労省は、できるところからはじめしていくとい

う当たり前のことが未だにできないのである。

国鉄清算事業本部の資料

政府関係でも、旧国鉄での被害補償を担当している独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業本部は、事業場ごとの認定者数をすでに公表している（表14）。政府交渉の場で国交省に要求して実現したものだが、政府関係での被害状況は政府全体でまとめ、率先して公表していくべきものである。これができるないことがまず問題なのである。

社会保険庁の資料

船員の石綿被害については、船員保険を所管する社会保険庁が情報を把握している。しかし、社会保険庁はいまだに石綿被害についての総括的な情報を把握しておらず、私たちの開示請求に対して該当資料がないとして「とりあえずある資料をお渡しします」ということになった。送られてきた資料は、①2006年8月30日付「船員健康管理手帳の申請・交付件数都道府県別一覧」「職務上給付申請・決定・不支給件数都道府県別一覧」「職務上遺族年金申請・決定・不支給件数都道府県別一覧」、②2007年+6月28日付「アスベスト関連遺族裁判請求書受付決定状況」（都道府県別）だった。①②をまとめたのが表15で、次のことがわかった。

(1) 2006年8月30日時点で、船員健康管理手帳の交付件数が310件であり、療養中の患者については20件、死亡については17件の労災認定が行われていた。ただし、「20件」と「17件」にだぶりがあるかどうかは不明。船員健康管理手帳制度とは、クボタショックの少し前から船員の被害が顕在化してきたことを受け、クボタショック後の対策として、2005年12月15日から労働安全衛生法による健康管理手帳に準じる制度を開始し

アスベスト（石綿）を吸引し中皮肺などで死亡し労災認定された元船員が少くとも34いることが、患者支援団体の情報開示請求で分かった。05年夏に会員登録した船員の石綿死認定は4人で、2年余りで8・5倍になった。また、石綿関連の病変があり船員健康管理手帳が交付された人も多いを超えた。被害者が懸念される。支援団体は、労災に該当かない人のため船員会社や疾病名の公表を進めている。

【大島利】
船員保険を扱う社会保険

险下に情報開示請求した。同センターによると、07年6月28日までに労災認定で過疾患給付（過疾患補償）決定が出たのは05年公表の対象者を含め34人。内訳は東京社会保険事務局が3人、神戸・長崎が各16人などだった。

ただ、社会保険事務局の人も含めた認定者は34人などだった。07年1月までに418人が達した。病変が見られない船員らも石綿を抱えていた怨れもある。船員会社は抱えていた怨れもある。

205年間で 病変も418人

船員石綿死8.5倍に

ある。

2008年1月7日付毎日新聞

たもので、所管は国土交通省、現在の担当は運行労務課。手帳の申請は各地方運輸局等の窓口で行っている。なお、運行労務課によれば、健康管理手帳の2007年12月14日時点の交付件数

表14 元国鉄職員に対するアスベストを起因とする業務災害補償等認定実績

(1) 業務災害補償等認定状況

(平成19年11月9日現在)

認定者数	124	(42)
不認定者数	58	(27)
審査中	46	(24)
計	228	(93)

※()内の数字は救済新法に係る内訳数

総特集/石綿被害と情報公開

(2) 所属職場及び疾病別認定実績 (平成19年11月9日現在)

所属職場	都道府県	疾病別内訳				認定者数 ()内は認定時の死亡者数	
		石綿肺	肺がん	中皮腫	びまん性胸膜肥厚		
札幌客貨車区	北海道			1	1	2	(1)
釧路機関区	北海道			1		1	(0)
池田機関区	北海道			1		1	(1)
釧路工場	北海道			1		1	(1)
函館船員区	北海道		2	3		5	(3)
苗穂工場	北海道	2	5	3	6	16	(7)
盛岡工場	岩手県			1		1	(1)
土崎工場	秋田県		3	1	2	6	(3)
原ノ町機関区	宮城県	1				1	(0)
福島機関区	福島県			1		1	(1)
小山電車区	栃木県		1			1	(0)
大宮工場	埼玉県			2		2	(1)
品川電車区	東京都			1		1	(1)
品川電力区	東京都				1	1	(0)
品川客車区	東京都	1				1	(0)
大井工場	東京都			2		2	(2)
武藏野電気区	東京都			1		1	(1)
八王子機関区	東京都			1		1	(1)
大船工場	神奈川県	1		5		6	(5)
横浜機関区	神奈川県		1			1	(1)
新鶴見機関区	神奈川県			1		1	(1)
新津工場	新潟県		1	1		2	(2)
長野工場	長野県		3	4	1	8	(8)
篠ノ井機関区	長野県	1				1	(0)
木曽福島機関区	長野県			1		1	(1)
長野運転所	長野県			1		1	(1)
浜松工場	静岡県	2		3	2	7	(4)
向日町運転所	京都府			1		1	(0)
吹田工場	大阪府			2		2	(2)
吹田機関区	大阪府		1			1	(0)
吹田第一機関区	大阪府		1			1	(1)
鷹取工場	兵庫県		1	4		5	(3)
鷹取機関区	兵庫県		1	1		2	(2)
姫路第二機関区	兵庫県		1			1	(1)
和歌山機関区	和歌山県	1				1	(0)
後藤工場	鳥取県		2	1	1	4	(2)
岡山機関区	岡山県		1	1		2	(2)
糸崎機関区	広島県			1		1	(1)
広島工場	広島県			3		3	(2)
岩国機関区	山口県		1			1	(1)
中国地方自動車局	山口県		1			1	(0)
幡生工場	山口県			1		1	(0)
多度津工場	香川県			2		2	(1)
佐川自動車営業所	高知県			1		1	(1)
小倉工場	福岡県		1	3		4	(2)
長崎客貨車区	長崎県		1			1	(1)
山鹿自動車営業所	熊本県			1		1	(0)
南延岡機関区	宮崎県		1			1	(1)
鹿児島機関区	鹿児島県			1		1	(0)
その他	—		1	11	1	13	(10)
計		9	30	70	15	124	(80)

(3) 健康診断受診及び健康管理手帳交付実績

ア. 健康診断受診 (平成19年11月9日現在)

承認者数	889
受診者数	630
有所見者数	124

イ. 健康管理手帳 (平成19年11月9日現在)

交付希望者数	211
手帳交付者数	162

※交付者数は、平成19年10月末現在で厚生労働省からの通知による。

ウ. 所属職場別健康管理手帳交付者

(平成19年11月9日現在)

所属職場	交付者数
苗穂工場	11
釧路車両所	3
苗穂機関区	1
長万部機関区	1
青函船員区	1
函館運転所	1
旭川車両センター	3
稚内機関区	1
釧路機関区	2
旭川客貨車区	1
五稜郭車両所	1
弘前運転区	2
仙台工場	1
古川駅	1
長町レールセンター	2
郡山工場	4
郡山運転所	1
新潟車両センター	1
直江津機関区	1
象潟自動車営業所	1
大宮車両所	1
大宮工場	6
尾久機関区	1
武藏野機関区	1

新橋自動車営業所	1
八王子機関区	1
東京機関区	1
大井工場	6
長野工場	5
浜松工場	12
名古屋第一機関区	1
名古屋工場	1
名古屋機械区	1
松任工場	8
向日町運転所	1
高槻電車区	1
王寺駅	1
大阪第一運転所	1
鷹取工場	4
大阪運転区	1
米子機関区	1
岡山機関区	1
多度津工場	5
松山自動車営業所	1
高松駅	1
後藤工場	7
広島車両所	7
広島工場	5
広島機関区	2
三次運転区	1
岩国機関区	2
岩国自動車営業所	1
幡生工場	2
博多総合車両部	2
小倉工場	15
東小倉駅	1
熊本機関区	1
宮崎機関区	1
西鹿児島工場	1
その他	10
計	162

※交付者数は、平成19年10月末現在で厚生労働省からの通知による。

総特集/石綿被害と情報公開

表15 船員保険情報提供資料まとめ(社会保険庁)

都道府県	2006年8月30日現在									2007年6月28日現在					2007年12月14日現在	
	船員健康管理手帳			職務上給付 (傷手・療養)			職務上遺族年金			アスベスト関連遺族給付 裁定請求書受付決定状況					船員健康管理手帳	
	申請	交付	不該当	申請	決定	不支給	申請	決定	不支給	受付	裁定	不支給	却下	審査中	交付	
北海道	2	1	1	1	0	1				1					1	2
青森	1		1													
岩手																
宮城	7	6	1				1	0	0	1	1					7
秋田	1	1														1
山形																1
福島							1	1	0	1	1					
茨城	3	3														3
栃木																1
群馬	1	1														1
埼玉	1	1														1
千葉	11	11														12
東京	7	7		27	17	7	12	10	0	19	16	1			2	9
神奈川	33	25	2				1	0	1	2	1	1				42
山梨	1	1														1
長野																1
新潟	3	3														6
富山	10	10														10
石川	6	4														7
福井	2	1	1													1
岐阜																
静岡	2	2														5
愛知	1	1								1					1	2
三重																
滋賀	1	1														1
京都	2	2														3
大阪	14	12		1	3	3	0	2	2	0	2	2				15
兵庫	63	50		7				2	0	0	4	3				71
奈良	3	3														3
和歌山	4	2														4
鳥取	5	5														6
島根	12	11	1													12
岡山	57	56								1	1					67
広島	19	14	4					1	1	0	4	2				20
山口	14	14						2	2	0	2	2				20
徳島	2	2														3
香川	16	14		1	2	0	2			1	1					21
愛媛	11	10														12
高知	4	4								1					1	4
福岡	11	11						1	1	0	1	1				13
佐賀	3	2														3
長崎	10	9		1	1	0	1	1	0	0	4	3			1	12
熊本	3	3														4
大分	3	3														3
宮崎	1	1														1
鹿児島	4	3														7
沖縄																
合計	354	310	21	34	20	11	24	17	1	45	34	2	5	4		418

注1:審査中には返礼中のものを含む。 注2:長崎の却下欄の1件は「取下」である。

は418件(申請450件)のことである。

(2) 2007年6月28日時点までに、アスベスト関連疾患についての遺族給付に関する申請が45件あり、うち34件が業務上として認定された。療養中の方の認定件数のデータは明らかにされなかった。

いまだに被害件数が結局何名なのか、疾患別にはどうなっているのかも整理されていない模様で。ある意味、これぞ社会保険庁というべき呆れた状況が続いている。

ただし、2005年の労災認定事業場開示の際に、4件の認定(日本郵船:中皮腫2件、第一中央汽船で中皮腫1件-東京社会保険事務局管轄、日本水産:中皮腫1件-福岡社会保険事務局管轄)が公表されており、2007年6月28日までにこれを含めて34件の遺族認定があったということは判明したことになる。療養中の事案を含めるとさらに件数は増えるとみられ、クボタショックは船員の石綿被害顕在化にも大きな影響を与えたのである。

この件についても報道され、取材に対して『社保庁は「治療中の人も含めた認定者数や病名は把握していない。船会社の名前は今はいえない。」として、詳細な説明を拒んでいる』といふ。少しぐらいやる気を見せたらどうなんでしょうか、社保庁!

クボタ疫学調査拒む厚労省

日本産業衛生学会が、旧神崎工場の石綿被害の疫学調査を厚労省に要望して、厚労省が断っている事実がある。厚労省は、労災認定事業場未公表問題の裏側で、とんでもないことをやらかしていた。産衛学会は、理事長名で次の要望書を、厚労省に昨年7月に提出した。

平成19年7月6日

厚生労働大臣 柳澤伯夫殿

社団法人日本産業衛生学会
理事長 清水英佑

石綿取り扱い労働者の疫学調査 実施に関する要望書

謹啓

貴職におかれましては、国民・労働者の健康と福祉を守り、向上させる職務に邁進されていることに心から敬意を表します。

さて、わが国の国民の生命と健康を脅かし、深刻な社会問題化した石綿問題に関して、労働者の健康問題を研究する専門学会としてお願いがございます。

兵庫県尼崎市クボタ旧神崎工場の労働者に石綿関連疾患が多発していることを伝えた新聞報道をきっかけに、石綿による健康影響に対する不安は、石綿を取り扱ってきた多くの労働者だけでなく、石綿が使用されている公共および一般施設などを利用する住民にまで広がり、今なお重大な社会的課題となっています。私ども日本産業衛生学会では石綿と健康障害に関する数多くの研究成果を基に、疾病の発生予防や改善対策に微力ながら貢献してまいりました。しかしながら、報道されたクボタ旧神崎工場の労働者における石綿関連疾患の発生状況をみると、石綿関連疾患の多さに驚かされます。たとえば、同工場での就労経験者は千名程度と仄聞していますが、このうち石綿曝露と特異的な関係にある中皮腫の死者は60名前後に達していることが報道されています。中皮腫死亡の最近の全国平均が年間約14万人当たり一人であることを考慮すれば、過去20年間の結果としても、いかに同工場で極めて多数の中皮腫死亡が生じているかが容易に推測できます。しかも新たな中皮腫の発生が続いていると言われています。また、石綿肺、石綿関連肺癌の発生も報道されています。

これらの患者発生は、同工場で使用されていた石綿の種類や作業環境、労働条件と密接にかかわっていると思われ、その実態を科学的に検証することは、同工場労働者の健康管理のあり方だけではなく、多数の中皮腫発生を見ている近隣住民の健康管理のあり方を検討する上で、貴重な情報をもたらすはずです。加えて、わが国の石綿関連疾病的予防策や現存する、ないしは使用済みの石綿の廃棄処理などの安全な取り扱いについても、重要な示唆を与えるものと考えます。また、国民の漠然とした不安を解消する上にも、役立つと考えます。

総特集/石綿被害と情報公開

残念ながら、現時点においても、同工場での中皮腫を含めた石綿関連疾患の疫学調査は試みられておりません。全国の石綿製品製造工場での疫学調査が必要ですが、今回石綿関連疾患が多発したクボタ旧神崎工場に対して、その実態を明らかにするため労働安全衛生法第108条の2に規定されている「疫学的調査等の実施」を発動されることを要望するものです。

なお本学会は、専門学会としてその調査を担うことが可能であり、またその準備も既にできております。
謹白。

要望書にある「労働安全衛生法第108条の2」は次のものである。

【労働安全衛生法】 (疫学的調査等)

第108条の2 厚生労働大臣は、労働者がさらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係を把握するため必要があると認めるときは、疫学的調査その他の調査(以下この条において「疫学的調査等」という。)を行うことができる。

関係者によると、要望を受けた厚生労働省は、「108条の調査は、因果関係がわからないときに行うものであり、クボタ旧神崎工場については因果関係がわかっているので該当しない」と答えたということである。

口実を設けて法律で認められた権限すら行使しようがない厚労省、具体的には安全衛生部は、クボタ事件の全容解明を阻もうとしているとしか考えられない。世界的にも類例をみない石綿公害を引き起こし、工場内に100名を優に超える被害者を発生させた工場にかかる徹底した疫学調査を実施することの意義は誰の目に明らかだろ。

これまで報道されていないが、労災補償部による労災認定事業場未公表問題に匹敵する、重大事件と言わなければならぬ。

旧日本エタニットパイプ

クボタよりも古くから青石綿を使用した石綿水道管を製造していた日本エタニットパイプ(現リゾートソリューション)では、クボタ旧神崎工場と同様の被害を発生させてきた。

12月3日付け毎日新聞の記事中の企業回答にはリゾートソリューションのものがなかったが、12月7日に次の記事が掲載され、大規模な被害状況があらためて明らかにされた。

【2007年12月7日毎日新聞夕刊】

石綿労災・救済認定108人 全国3番目の規模 水道管製造 旧エタニット

「高松市など全国3カ所でアスベスト(石綿)を用いた水道管を製造していた旧日本エタニットパイプの元従業員のうち、中皮腫などの石綿健康被害で労災認定などを受けた人が少なくとも108人に上ることが7日、分かった。民間企業としては被害を公表しているニチアスの307人(子会社含む)、クボタの147人に次ぐ規模。従業員名簿などが残っていないため認定者数の確定は難しく、実際には被害が広がっている可能性もある。

旧社の経営を引き継いだ「リゾートソリューション」(東京都)が、元従業員と遺族が起こした損害賠償訴訟に対応するため調査。元従業員で原告となった人ら28人を除く80人が、労災認定と石綿救済新法による救済認定を受けていたことが新たに判明した。病名の内訳は、中皮腫23人▽肺がん25人▽じん肺32人。労働年数は4~約35年で、多くの人が既に死亡。全員、同社による950万~2890万円の上乗せ補償を受けている。

旧会社は大宮・鷺宮工場(さいたま市など)で1933~85年、高松工場で34~71年、鳥栖工場(佐賀県鳥栖市)で54~85年に、石綿を用いた水道管を製造していた。毒性が強い青石綿も使用しており、ピーク時の50~60年代には700人以上の従業員がいた。

同社は労災認定などを受けた元従業員らに上乗せ補償しているが、一部について交渉が決裂。昨年10月、60~80歳代の元従業員や遺族計57

人が、元従業員1人当たり3850万円の損害賠償を求めて高松地裁に提訴した。

同社は「健康被害に遭った人には誠意を持って対応し補償したい」としている。

【大久保昂】

高松地裁に元従業員・遺族(関係労働者29人)が提訴しているが、これとは別に少なくとも80人が労災認定・新法救済認定を受け、かつ会社から労災上積み補償を受けていたというのである。裁判原告関係の29人のうち1人は労災認定を受けていないじん肺患者であるので、労災認定を受けているのは、少なくとも108人ということになる。報道等から、疾病別の内訳は和解80人については、中皮腫23人、肺がん25人、じん肺及び合併症32人であり、原告関係28人については中皮腫6人、じん肺及び合併症22人とみられる。

旧日本エタニットをめぐっては、小菅さんという労働者で労災認定を受けた方の子供が、家族ばく露による中皮腫を発症、死亡したことをめぐる損害賠償裁判（最高裁で遺族が敗訴）。裁判では「中皮腫」であることがみとめられなかつたが、「中皮腫」としか考えられないと専門家に厳しく批判された。石綿新法施行後、小菅さんの遺族は中皮腫として救済認定を受けた)を含む複数の裁判が提訴されてきたこともあり、経営を引き継いだリゾートソリューションには、一定の資料が残存していると推測される。また、アスベスト問題に取り組んでいる元労働者、労働組合も活動を続けている。

したがって、専門家による疫学調査が実施可能であり、すでにそうした調査が進められているとも伝えられている。被害発生企業での疫学調査実施の情報はここくらいという、まことにお寒い状況である。

クボタ、ニチアス…

クボタショック後、一挙に被害が顕在化したことを受け、被害が多発した石綿関連企業は専門家による疫学調査を実施し、被害の実態と全容の解明を行い調査結果を社会に明らかにして、石綿

被害の救済と被害防止対策に貢献する責任がある、という主張には十分根拠がある。多くの被害者、遺族はこのことを願っている。

現状において各企業は、法律で義務づけられていないことを奇貨として、これを実施しようとはしない。重要な企業はクボタ、そして、ニチアスなど石綿製品製造各社、造船各社、鉄道車両製造各社、旧国鉄など大企業であるが、一定の補償と救済、健康診断実施などに限定した取り組みしかしていない。ニチアスに至っては、退職者の労働組合に対して団交拒否で応じるという、卑劣な被害者分断政策に汲々としている。

そんな中で行われたのが産衛学会の要望だったが、厚労省は見事に隠ぺい体質を發揮し、加害企業の意志を代弁したのである。

法改正と産衛学会要望の実現を!

「新聞報道まで何も知らなかった」というのは、尼崎市の行政責任者の言葉である。

二度とういうことが起こってはいけないので、職域の石綿被害の情報を自治体、保健所などにも連絡するようにするべきであるのに、未だに制度化されていない。自治体には環境省の石綿新法の認定情報も伝えられていない。最も情報を把握している厚労省は、被害情報を隠ぺいし、法律に基づく疫学調査を実施することを拒否してきた。

こうした状況を変えるには、法律、制度を変えなければならぬことがはつきりした。

被害は企業や産業医などの産業保健従事者から自治体に連絡「しなければならない」、政府は石綿被害の発生した企業の疫学調査を実施「しなければならない」という法改正に取り組もうではないかというわけである。皆さんのご意見とご協力をお願いしたい。

そして、まずは、厚労省が断った産衛学会の要望を是非とも実現しようではありませんか。



(なお、本稿の内容は、立命館大学政策科学会発行『政策科学』に掲載予定である。)